

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.92|2022-11

世界の児童と母性

財団設立50周年記念号

[特集] 「子どものウェルビーイング」を育む社会を目指して

次の50年に向けて

1972年、資生堂社会福祉事業財団は資生堂創業100周年記念事業の一つとして「児童および婦人の福祉向上のための諸事業と助成」を目的に発足しました。当時は、福祉施設職員への国内外の研修や児童福祉に関する学術研究の振興、海外福祉情報の収集・発信を主に活動していましたが、“社会福祉の問題は、人間社会の営みに深く関わり、国を問わず社会が等しく直面している問題であり、海外でどのようなことが考えられ行われているかを知ることは、日本における児童福祉のさらなる発展にとって重要である”との認識の下、とりわけ海外研修や海外情報の収集・発信には力を入れてまいりました。現代と違い、ネットやSNSなどは存在せず、個人が情報を効果効率的に収集することが難しかった当時においては、大変意義のある活動だったと確信します。

その先人たちの“今を伝える”という志を受け継ぎ、海外研修においては、厚生労働省のご支援をいただきながら今もなお進化を続けております。また本誌「世界の児童と母性」においても、時代の変化に合わせて特集を組むなど、その時々“旬”な情報発信に心掛けてきました。加えて今、めまぐるしく変わる時代環境や多様化する福祉ニーズを背景に、当財団には事業活動の充実や、その活動範囲の拡がり求められています。

そして本年、当財団は設立50周年を迎えました。これまで当財団の活動に共感いただき、ご支援をいただきましたすべての皆さまに、改めて深く御礼申し上げる次第です。これまで紡ぎ育んできたさまざまな活動の中心には常に“子どもたち”がいました。ここ数年の新型コロナの世界的流行は、市場や経済構造のみならず、社会システムや人々の価値観までも大きく揺さぶり、社会的に弱い立場の人々がより苦境に立たされるといふ現実の中にも、私たちが見つめてきた“子どもたち”がいます。“もっと子どもたちに近づきたい”——本年10月に名称を「資生堂社会福祉事業財団」から「資生堂子ども財団」に改めました。次の50年に向けて、新生「資生堂子ども財団」は、子どもたちの幸せと未来に思いを馳せ、志を同じくする皆さまとともに、“子どもたちが笑顔にあふれ自分らしく輝く社会、未来に向かってチャレンジできる社会”の実現を目指し、より良い活動づくりに精一杯取り組んでまいります。

2022年11月1日

公益財団法人 資生堂子ども財団
理事長 塩島義浩

特集 「子どものウェルビーイング」を育む 社会を目指して

ひとこと / 編集委員長 小野善郎 …… 2

I. 総論 — 「子どものウェルビーイング」とは

児童福祉と子どものウェルビーイング	日本女子大学人間社会学部 教授 林 浩 康 …… 3
社会学から見た子どものウェルビーイング	東京女子大学現代教養学部国際社会学科 教授 上野加代子 …… 8

II. 各領域における「子どものウェルビーイング」

子どものウェルビーイングとアドボカシー	大分大学学長特命補佐(福祉・地域共生社会推進担当) 全国子どもアドボカシー協議会 理事長 相澤 仁 ……12
子どもとお母さんのウェルビーイング(地域支援)	社会福祉法人麦の子会 理事長 北川 聡 子 ……17
施設養育における子どものウェルビーイング	社会福祉法人至誠学舎立川 至誠大空の家 施設長 国分 美 希 ……21
家庭養育(里親)における子どものウェルビーイング	関東学院大学社会学部 教授 澁 谷 昌 史 ……26
母子関係の支援におけるウェルビーイング	白百合心理・社会福祉研究所 所長 青木紀久代 ……30
母子保健におけるウェルビーイング	武蔵野大学看護学部 教授 中 板 育 美 ……35
地域における児童養護施設等の新たな役割	児童養護施設 子供の家 施設長 早 川 悟 司 ……39
児童相談と子どものウェルビーイング	明星大学人文学部福祉実践学科 常勤教授 川 松 亮 ……44
子どものウェルビーイングと精神科医療の役割	和歌山県精神保健福祉センター 所長、医学博士 小 野 善 郎 ……48
困難な状況にある子どもへの心理支援とウェルビーイング	北海道大学大学院教育学研究院 准教授 井 出 智 博 ……52
これからのより良い子どものウェルビーイング実現に向けて —当事者からの提言	特定非営利活動法人 Giving Tree ユース担当(ピアカウンセラー) 畑 山 麗 衣 ……56

III. 国内外の動向

英国スコットランドにおける里親支援の現状	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科 教授 伊藤嘉余子 ……60
米国の当事者参画からの学びを日本の当事者活動に生かす	NPO法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス [IFCA] 代表 粟 津 美 穂 ……65

編集後記 / 担当編集委員 上野千穂 ……70

休刊の お知らせ

「世界の児童と母性」は本号を以って休刊とさせていただきます。本号を含むすべてのバックナンバーは当財団のウェブサイトに掲載しておりますので是非ご活用ください。



ひとこと

Mother and Child Wellbeing

資生堂社会福祉事業財団が海外福祉事情に関する情報誌として1975年11月に創刊した『世界の児童と母性』は、47年にわたって年2回の刊行を続け、財団設立50周年の節目に第92号をお届けすることができました。永らくのご愛読にあらためて感謝申し上げます。

さて、本誌の表紙には“MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD”という英文タイトルがデザインされていますが、誌名にはwellbeingに対応する日本語がないのにお気付きの方もいるかと思います。この謎を追って過去のバックナンバーをたどっていくと、創刊号から第35号(1995年10月刊)までは、『世界の児童と母性—海外福祉情報—』というように副題が付いていて、そうであれば英文タイトルとは矛盾がなくなります。それにしても、まだ「ウェルビーイング」があまり知られていなかった頃に、「福祉」を表すのにwelfareではなくwellbeingを使った創刊当時の先達の見識と先見性には、ただただ敬服するばかりです。

この英文タイトルが表しているように、本誌は創刊当初から子どもと母親のウェルビーイングを追求し続けてきましたが、意外にも、これまでに特集テーマとしても、個々の記事のタイトルにも「ウェルビーイング」が登場したことはありませんでした。とはいえ、これまで本誌がお届けしてきた情報や論考は、子どものウェルビーイングを実現するという目標に沿ったものであることは間違いなく、その意味ではこれまでの本誌のすべてがウェルビーイング特集だったといってもいいかもしれません。ということで、英文タイトルの謎が解けたところで、本号ではあらためてウェルビーイングについてとりあげてみることにしました。

現在の児童福祉は、増加し続ける児童虐待相談に対して、子どもの保護と社会的養育が中心になり、差し迫った生存と安全の保障に注力される一方で、本来目指すべきウェルビーイングにまで手が回らない状況があることも事実です。それでも、社会的養育からの自立の困難やリスクに対しては、リビングケアやアフターケアの充実だけでなく、従来の年齢で区分された児童福祉制度から自立支援の年齢制限を撤廃する方針転換、さらには子ども施策を推進することも家庭庁の創設など、児童福祉が大きく転換しようとする節目にあたり、単に制度や支援サービスだけでなく、それが目指すべきウェルビーイングについて議論を深め、児童福祉の現場で共有していくことは意義深いものと思います。

ウェルビーイングは多分に理念的な概念であり、具体的にイメージすることは難しいかもしれませんが、本号だけでなく、これまで本誌が発信してきた情報も参考にしながら、これからの児童福祉 Child Wellbeing のビジョンを描いていく一助になればと思います。



編集委員長 小野善郎

I 総論—「子どものウェルビーイング」とは

児童福祉と 子どものウェルビーイング



はやし ひろやす
林 浩康

日本女子大学人間社会学部 教授

はじめに

世界保健機関(WHO)憲章(1946年)の前文において「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(well-being)にあること」とされ、健康概念を包括的(holistic)に捉え、そうした健康状態をウェルビーイングと捉えていると理解できます。

ウェルビーイングについては、これまで児童の権利に関する条約や、1994年の国連国際家族年のキーワードとして重要視されてきました。しかしながら日本では1994年に批准した児童の権利に関する条約におけるwell-beingとwelfareは、共に政府訳では「福祉」と訳され区別されていません。一方で国際家族年以降、政府関係の報告書においては原語のウェルビーイングが使用され、「welfare」を狭義の福祉と捉え、広義にはウェルビーイングが活用されることもありました。こうした状況を踏まえ、本稿では子どものウェルビーイングの捉え方、その促進に向けた取り組み、および課題について論じます。

子どものウェルビーイングの捉え方

1990年代バブル崩壊以降、経済格差や子ども虐待が徐々に顕在化してきました。一億総中流意識ということばが、既に失われようとしていた1990年代半ばに児童福祉から子ども家庭福祉へといった論

調により、子どもが育つ基盤である家庭を支えるという視点がより強化されました。国際家族年や児童の権利に関する条約の批准などが後押しとなり、ウェルビーイング概念が強調され、児童の権利に関する条約の第18条1項において「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と規定され、世界的に新自由主義政策が進行する中で、こうした規定は家庭責任の強化を促しました。今日まで家庭を強化する(strengthening family)ことが世界的にも子ども家庭福祉領域においてとりわけ強調されてきました。

高橋はウェルビーイングは、従来の救貧的なウェルフェア(welfare=福祉)に比べ、より積極的に人権を尊重し、自己実現を保障するという意味であるとし、子どもにとっては、単に保護の対象ではなく権利の主体として認められることであるとし、その転換は貧困対策、救貧対策としての歴史を有する児童福祉から権利保障、自己実現の保障としての児童福祉であり、子どもと親の豊かな人生を保障するために、新たなウェルビーイング(人権保障、自己実現の支援)という概念に基づいたソーシャルサービス・プログラムの整備・拡充への道でもある(高橋,1994)と論じています。

また高橋は、ウェルフェアを救貧的・慈恵的・恩恵の歴史を有し、最低生活保障としての事後処理的、補完的、代替的施策と捉え、ウェルビーイングを人

権の尊重・自己実現・子どもの権利擁護の視点からの予防・促進・啓発・教育、問題の重度化・深刻化を防ぐ支援的・協働的なプログラムの重視と捉え、前者を児童福祉、後者を子ども家庭福祉との捉え方を提示しました(高橋1998,12)。このようにウェルフェアとウェルビーイングとを対比的に、またウェルフェアの意義を狭義に捉え、一方でウェルビーイングは予防的支援を含むより広義な概念と捉え、児童福祉と子ども家庭福祉を区別化しました。

さらに1990年代政府関係の提言書⁽¹⁾では、『戦後46年間経過した「児童福祉」という概念を再点検し、新しい息吹を持ったものに再生させる試みも必要なことである。国連などの国際機関や欧米諸国では、救済的あるいは慈恵的イメージを伴う「ウェルフェア(福祉)」に代えて「よりよく生きること」、「自己実現の保障」という意味合いを持つ「ウェルビーイング」という言葉が用いられつつあり、このことは、我が国における児童福祉理念の議論に示唆を与えるものであろう』と論じられています。

ウェルビーイング概念の規定

これまで述べてきたような捉え方に対し、批判的見解も提示されました。そもそも児童福祉法制定当時から、戦前の児童保護の段階を脱却し、すべての子どもの福祉を目的としており、高橋の言うすべての子どものウェルビーイングは戦後一貫して主張されてきたことです。

「ウェルフェアからウェルビーイングへ」といった認識が広まり、ウェルビーイングが格差問題や貧困問題を直視することを回避するツールとしての役割を果たしてきた面や、「子ども家庭福祉」は養育問題を家庭問題と捉える認識を強化してきた面はないでしょうか。すなわちこうした概念は社会構造的問題を潜在化させる役割を果たしてきた面はないでしょうか。このような疑問を踏まえると、ウェルビーイングをウェルフェアと対比的に用いることや、

ウェルビーイングをウェルフェアに代えて用いることには慎重である必要があります。

また近年児童福祉施策の中核に「家庭」を冠した多様な機関が設置されていますが、そうした風潮は、家庭養育への傾倒や家庭養育責任の強化として作用することもあり、慎重に検討するの必要を感じます。現代社会において重要なことは養育の社会化であり、「地域」を強調し、地域の空洞化を埋める作業を施策として強調するべきではないでしょうか。それが子どものウェルビーイングを検討する上で、最も肝要なことといえます。子ども周辺の養育者の厚みを増し、子どもが多様な人たちのもとで育つ環境づくりをいかに図るか、それがウェルビーイングの保障を大きく左右すると考えられます。子どもの虐待、貧困、世帯間格差など多様な子どものウェルビーイングを損なう課題に対応する上でも、そうした視点が重要です。

内田は、ウェルビーイングと「幸せ」を比較し、前者は「今の」幸せだけでなく「これから」の幸せ、「自分だけ」の幸せではなく「周囲の人たちや社会も含めた」幸せというように、自分を中心に置きながらも、関係的にも時間的にもより広く、幸せのあり方を考えられる概念であり、子どものウェルビーイングといった場合、子どもが将来に向かって希望をもてることが大切であるとしています(内田2022,40-41)。

木村は子どものウェルビーイングを「子どもが心安らぐ安定した生活環境を持ち、希望や夢への期待をもって生活できる状態」すなわち「子どもが健康で安定した生活を実現できる状態」と定義しています(木村2005,44)。その上でウェルビーイングについて「身体面ウェルビーイング」、「心理面ウェルビーイング」、「社会的場面ウェルビーイング」、「自分の未来を創造する力」の4つの構成概念で捉えています。

以上を踏まえ本稿では、子どものウェルビーイン

〈表1〉 非認知能力とその内容

自己に関わる心の力	自尊心・自己肯定感	自分を愛し自分の性質や能力に自信をもつ
	自己効力感	やればできるはずという感覚
	好奇心・意欲	面白いことだと、もっとやってみたいと思える力
	内発的動機付け	心の内側から湧いて出てくる動機付け
	自制心	自分の衝動を抑え自分の行動をコントロールする力
	グリット	目標に向かって我慢強くやり抜く力
	自己理解	自分自身の特徴や状態などをちゃんと認識できる力
	自律性・自立心	自分の頭で考え自分の意志で決めて自分の力で行動する力
	異時点間選択のジレンマを解決するための感情の制御	
社会性に関わる心の力	心の理解能力	他の人の心の状態を適切に理解するための力
	コミュニケーションを取る力	心の理解により他人と適切にコミュニケーションできる力
	共感性・思いやり	誰かが困っていたら自然に可哀そうと思って助けようとする力
	協調性・協同性	他の人と助け合いながらことを進めていく力
	道徳性	何が良くて何が悪いか判断する力
	規範意識	社会や集団のルールや常識などを理解して守ることができる力
	自他間の選択のジレンマを解決するための感情の制御	

遠藤利彦(2022)「非認知能力なるものの発達と教育」『発達』170号、P5

グを身体的、精神的、社会的ニーズを充足し、自身は幸せであると認知し、かつ将来的に希望的認知を有している状態と定義します。そうしたことを可能とする社会的支援のあり方や課題について以下で論じることとします。

ウェルビーイングと家庭および地域社会における子どもの成育環境

エルカインドは「児童期を人生への単なる控えの間としてではなく、人生の一つの段階として見るのが大切である。子どもたちを大人の時代へ早く到着するように急かせることは、ある期間がもっている優先権を別の期間に譲ってしまう形で、人生への尊厳を侵すことである(Elkind,1988=戸根,2022)」と述べています。子ども期は大人になる準備期としてではなく、子ども固有の時期として子ども期を謳歌することが優先されなければなりません。子ども

期を大人の控えの時期として捉えると、早期の知識注入的な教育の必要性をイメージします。しかし社会生活ではこうした認知能力以上に表1に示するような非認知能力の重要性が指摘されています。非認知能力は多様な養育者との感情交流を通じた依存体験や多様な人に大切にされる体験を通して培うことができます。

遠藤(2022)によると、非認知能力は「自己に関わる心の力」と「社会性に関わる心の力」に分けられ、前者は自身のことを大切に、適度にコントロールができて、さらに高めようとする心の性質を意味し、後者は他の人を信頼してうまくやっていくための力を意味するとされています。前者の「異時点間選択のジレンマを解決するための感情の制御」とは、例えば目の前にあるマシュマロを食べずに一定の時間我慢できれば、さらにもうひとつのマシュマロが得られるという設定で今の利益を優先せずに我

慢できる力を意味します。一方で後者の「自他間の選択のジレンマを解決するための感情の制御」とは、自身の利益を優先せず、他者の利益も考慮して感情を制御して対応できる力を意味します。

子どものウェルビーイングを促す育成環境を考える上で、感情交流を通して形成される複数の養育者（保護者のみならず、保育者、親族、近隣などを含む）とのアタッチメント形成と、そうした関係形成により培われる非認知能力の獲得をその土台に位置付けることができます。

この土台形成を幼少期から可能とする家庭や地域社会における育成環境を保障するための理念と、それを具体化する社会的支援体制が重要です。こうした認識に基づき、2016年の児童福祉法改正において、すべての子どもは適切に養育され、心身の健やかな成長発達やその自立が図られる権利を有することが明確化され、最大限の支援を行った上で、子どもを家庭において養育することが困難である場合、家庭と同様の環境で養育することが原則とされました。いわば家庭養育優先の原則が児童福祉法においても明確化され、そうした環境で育つ子どもの権利が明記されたと理解できます。

しかしながら、家庭だけでの依存体験や生活体験を通して非認知能力を培えるわけではありません。家庭内外の多様な社会資源を通してそうした体験が提供され、主たる養育者や支援者はこうした社会資源と子どもがつながるよう支えることが重要です。家庭だけに養育を任せない社会づくりが必要不可欠であり、子どもにこうした体験を提供できる多様な社会資源の創出もきわめて重要です。

近年、貧困家庭の顕在化とともに、子どもへの直接的支援ニーズへの意識も高まっています。保護者支援や家庭支援の視点を尊重しつつ、一時的、断続的、継続的に養育を担ういわゆる多様な「社会的親（コミュニティ・ペアレント）」や「疑似血縁関係者」を社会的に整備・提供し、子どもの依存先を家庭以

外に保障することも方策の一つです。すなわちあるべき家庭像に近付けさせるというアプローチだけではなく、当該家庭が提供できない養育機能、居場所機能、生活支援機能の家庭以外の場での提供を考慮し、そうした機能を担うサービスを創出することが重要です。世帯間格差と将来格差の是正策としても有効であるとともに、依存先が子どもにとって複数あることは、家庭内での一定の養育者からの不適切な対応による影響の緩和を促し、その一定の養育者からの絶対的支配からの脱却を促すことも考えられるでしょう。

おわりに

2016年の児童福祉法改正によりすべての子どもは、適切に養育される権利を有することが規定されました。またすべての国民は子どもが良好な環境において生まれ、その意見が尊重され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないと規定されました。国民すべてにそうした責任が課されていることを踏まえれば、子どもの養育に関心をもち我が事と認識し、その状況の改善に向け何ができるかを考える責任が国民に課せられていると理解できます。

また2022年改正においては子どもの意見表明権の具体策として意見表明等支援事業が制度化されました。子どもの声に耳を傾けることは重要なことではありますが、被害体験や喪失体験を抱え、自身の声に耳を傾けてもらったり、感情を共有してもらう体験がなければ、自身の感情を認識し、言語化することも困難です。たとえ言語化できてもそれは自己否定感に裏付けられた言動である場合もあり、自身を大切に思い発言することが困難なこともあります。権利意識とは「自分を大切にしたい」という心の有り様であるといわれます。他人の人権や権利への認識は「自分を大切にしたい」という自尊心の上に成り立つものです。換言すれば自尊心が他尊心を

育むといえます。権利の侵害を受け、自尊心を育むことが困難な子どもは結果的に、他者への権利侵害を犯し、自己否定感をさらに強化するという悪循環に陥る傾向にあります。この悪循環に関与するところに、児童福祉における専門性が要求されます。言語化されたことばのみならず、潜在化している意向、思い、気持ちにも耳を傾けようとする姿勢と、それらを子どもと共有することが、こうした子どもたちのウェルビーイングを保障する上で重要なことといえるでしょう。

(注)

- (1) 『「たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会」報告書』子供の未来21プラン研究会、1993年。

文献

- Elkind, David, *The Hurried Child* (1988) (=戸根由紀恵訳 (2022)『急がされる子どもたち』紀伊國屋書店)
- 遠藤利彦 (2022) 「非認知能力なるものの発達と教育」『発達』170号。
- 木村直子 (2005) 「子どものウェルビーイングを志向する枠組みと指標化」『現代のエスプリ』453号、40-50。
- 高橋重宏 (1994) 『ウェルフェアからウェルビーイングへ』川島書店。
- 高橋重宏 (1998) 『子ども家庭福祉論—子どもと親のウェルビーイングの促進(放送大学教材)』放送大学教育振興会
- Tough, Paul (2016), *Helping Children Succeed*, (=高山真由美訳 (2017)『私たちは子どもに何ができるか~非認知能力を育み、格差に挑む』英治出版株式会社)
- 内田由紀子 (2022) 「子どものウェルビーイングのために」『月刊高校教育』55(4)、39-41。

キーワード：疑似血縁関係者

血縁ではないが子どもを気にかけて、何らかの形で養育に寄与する近い者。子ども周辺の養育者の厚みを増し、かつてのように家庭のみならず家庭以外においても子どもが多様な人たちに大切にされる体験を積むことが社会的に要請されています。



I 総論—「子どものウェルビーイング」とは

社会学から見た 子どものウェルビーイング



東京女子大学現代教養学部国際社会学科 教授 うえのかよこ 上野加代子

1. 子どものウェルビーイングへの社会的な視座

国連子どもの権利条約で子どものウェルビーイングが記されて以降、これに焦点をあてた施策が、OECDやユニセフをはじめとする数多くの国際機関で共有されてきました。たとえば、ユニセフ(国連児童基金)は、38の経済先進諸国において子どものウェルビーイングの状況をモニターし比較することを目的に調査を実施し、報告書としてまとめています(ユニセフ・イノチェンティ研究所 2020)。子どものウェルビーイングは子どもの幸福度と訳され、その構成要素は以下の3つのカテゴリーに分類されています。

- 精神的幸福度：日本37位(生活満足度が高い子どもの割合、自殺率)
- 身体的健康：日本1位(子どもの死亡率、過体重・肥満の子どもの割合)
- スキル：日本27位(読解力・数学分野の学力、社会的スキル)

ここでは、生活満足度といった主観的な幸福観に、自殺や子どもの死亡率、肥満など客観的な指標を含めて、多面的に子どもの幸福度が捉えられています。ユニセフの国際比較のような調査は、経済先進諸国内の各国の特徴やその背後にある社会的要因を探求するうえで、大いに参考になります。日本は身体的健康が1位で、学力も高いのに、友達が作りやすく、

子どもの生活満足度は低位で、さらに自殺率まで高となると、子どもたちが多くの時間を過ごす学校制度自体が大層問題ではないか、といったように問うていくことができるからです。

子どものウェルビーイングを検討する際に、留意すべきいくつかの点があり、この小稿で紹介していきます。

まず、上述したこととの関連でいえば、子どものウェルビーイングが、学校制度だけでなく、階層やジェンダーや家族規範といった社会の側の状況によって、ある程度規定されるという事実をみていくことが必要です。個々の子どものウェルビーイングを測定しなくても、経済的に困窮している家庭の子どもたちは、経済政策や社会保障による強力な再配分がなければ、本人の幸福感がマイナスに傾きやすいことは容易に想像できます。性的なマイノリティの子どもたちの主観的世界については、今後の研究が待たれるところですが、異性愛主義が強い社会では、かれらは制度的に脇においやられてしまうわけです。シングルペアレント家庭の子どもは、近代主義的な家族規範が残存しているがゆえに、「非定型的な家族」とか、「虐待リスク」がある家族とみなされ、当該地域社会の眼差しは差別的であったりします。施設や里親で暮らす社会的養護の子どもたちも、この近代家族規範に不必要に苦しめられることになります。

社会学の典型的なアプローチは、子どもの生きにくさを、個々の子どもの側の性格や発達特性よりも、その社会の特徴や文脈から検討していくことにあります。日本でも、近年、「ソーシャルなハーム(社会の側の有害さ)」アプローチの重要性が指摘されています(山口 2022)。個々の子どもが、自分のウェルビーイングに影響する学校制度、親の非正規などの雇用問題、社会保障制度の不備、異性愛主義、近代家族規範といった制度的な問題に働きかけすぐに幸福度を改善することなど、できないからです。組織や制度的なレベルの変革が不可欠でしょう。もちろん、子どもの主体的な働きかけに着目し、災害やパンデミック、親の離別や失業などの家庭状況の変化を個々人が対処すべきストレス要因と位置付け、それに対する子どもの認知や対処能力・戦略とウェルビーイングとの関係性をみる社会学研究の系譜があります。これらの研究は子どもが利用可能な社会的な資源の限界を指摘するなど、社会制度上の問題性を突き止める重要な研究になることから、筆者もそのプラス面をみないわけではありません。しかし、他方、子ども個々人が自分で自分の健康や幸せのために、運命を切り開いていけばよい、対処能力をつければよいという自己責任の議論に引っ張られやすい点に留意する必要があるでしょう。この点は、近年、子どものウェルビーイングの議論が、どういう文脈で生起し、何のために、どのように用いられるのか、ということとも関係しますので、以下に、節を改めて記します。

2. リスク社会における子どもへの社会的投資

フィリップ・アリエスの『〈子供〉の誕生』の古典を引くまでもなく、子どもという存在は時代・社会によって造型されます。近代社会は、子どもは無垢で大人や社会から長期間の保護が必要という子どもの保護主義に始まりました。しかし、国連子どもの権利条約で「意見表明権」や「プライバシーの権

利」などの市民権が入り、昨今、子どもの形がさらに変化しているようにみえます。それがリスクに対応する子どもです。これは子どもたちが生きる社会が、あらゆる局面においてリスクという考え方が適用されているリスク社会であることと関係があります。リスク概念は、過去でも現在でもなく、「もし～ならば」といった将来の危険や危害を評定するので、現在形の危険よりも多くのものが包摂されるのが特徴です。また、リスク社会は、個人の自由と権利が称揚されるのですが、それは健康、雇用、富、そして安全などの複数の事象のリスクに対して賢明な決定をしていく「思慮深い市民」、そしてリスクを管理する「責任を引き受ける主体」から構成されることになっています(上野 2022)。犯罪被害、病気、失業、貧困、年金の運用などにおいて、リスクが知らされているにもかかわらず、それを回避できなかった場合、リスクの管理に失敗した個人に責任が帰属させられるという厳しい面があるのです。業績主義や学歴主義言説は子どもの自己責任と強くパッケージされていますし、日本でも2022年度から高校の家庭科の授業で資産形成などの「投資教育」が組みこまれ、子ども期から「責任を引き受ける主体」教育が政治や経済界で要請されているのは、分かりやすい一例でしょう。

そのような子どもを作り上げるために、子どもに社会的に投資していくという考えが、EUやOECDの社会政策で採用されてきました。それは典型的には、フォード型「福祉国家」から、「社会的投資国家」への転換として議論されてきました。フォード型の福祉国家は、男性の被雇用者とその男性に養われている世帯の単位が基準となっているのに対して、社会的投資国家は個々人が対象で、またフォード型の年金などの現金や現物給付よりも、特に子ども関係へのサービス(子育てや教育や訓練のためのサービス)がより中心に置かれることになります。そして、その子どもへのサービスは、子どもの視点

に即して、子どものニーズを満たし、能力や成熟性の促進を目的に実施されることとなります。これがOECDやEUなどにみられる社会的投資の一例であり、福祉国家の役割は個々人の苦難を補償するという考え方から、個人を市場に投入することで、個人がリスクを勘案し、個人ならびに社会的な富を最大限にし、個人と国家の競争力をあげるという考え方によって変わっていきます。未来志向で、親は子どもの害を予防するだけでは不十分であり、良質な子ども期を提供しなければなりません。

日本でこの子どもへの投資という考え方が、子どものウェルビーイングとの関係で表面化したのは、2021年に閣議決定された「こども家庭庁」の創設においてでしょう。「こども庁」という名称案が、一部の政治家の介入によって「こども家庭庁」に変更された経緯については、メディアで批判的に取り上げられてきましたが、「全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上」の基本方針そのものは「善きこと」として一般的に了解されています。しかし、教育学者、桜井智恵子は、「果たしてそうだろうか」と問うています。桜井は、子どものウェルビーイングの系譜を議論の俎上に載せ、米国でのチャイルドウェルビーイングの尺度が日本に紹介されてきた経緯、また英国での「子どもへの社会的投資」の考えが、どのように日本で「こども家庭庁」に結実したのかを批判的に検討しています。何が問題なのか、ということですが、たとえば子どものウェルビーイングにフォーカスをあてた教育や福祉現場では、問題が心理化され、個人化されることで、社会の側を問う視点が見えにくくなってしまいます。そしてこども家庭庁はデジタル庁との連携で、「子どものウェルビーイングの改善」のもとで、子育て家族のデータが集約される方向に政策的かじ取りがなされた点などに警鐘を鳴らしています。つまり、子どものウェルビーイングの政治的な文脈をみていくことが極めて大切だということになります。最後に、

この点をさらに昨今のヤングケアラー問題から具体的にみていきます。

3. ヤングケアラーという問題の立てられ方

日本ケア連盟によると、ヤングケアラーとは家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもを指して使われます。厚生労働省の「ヤングケアラー」全国調査(厚生労働省 2020)では中学・高校生でおよそ20人に1人が該当するとされています。メディアでも、特集番組が生まれ、家族の世話を担っている子どもがどこにいるのか、子どもをどうサポートするかといった実践的そして政策的な関心が強く認められています。

ヤングケアラーという概念は、英国で1990年代前半から台頭し、その後各国に広まり、2000年以降、日本にも入ってきましたが、発祥の地、英国では障害学をはじめとした分野で早くから批判に晒されてきました。家族内の障害や疾病を有する養育者や祖父母の権利やニーズが十分に認められ、当事者にサービスが提供されていれば、子ども——女子の場合が多い——が、そもそもケアという場面で巻き込まれることはないからです。是正されるべきは、まずは当事者へのサービスの不足、住環境の障壁、さらには教育・経済機会の不平等による貧困、社会に根づくジェンダー意識などだ、というわけです。

翻って日本では、福祉に家族ケアが入りこみ、「家族が福祉の含み資産」とされてきた経緯があります。いまもって、高齢化社会や財政難を理由として賃金が支払われることのない家族介護者があてにされる状況があるにもかかわらず、日本でも国の焦点付けはヤングケアラーという子どもであり、サービスが足りていない障害者や高齢者を探し出し、そのひとたちへの対策を量質ともに増していくという方向ではないことに注意を払う必要があります。英

国の障害学の議論から学べば、ヤングケアラーにどのようなサポートを付与しようと、家に戻ると自分の介護を要する家族がいるという状況がまず根本的に解消されるべきだということになるからです。

ヤングケアラーは、子どもの学校でのパフォーマンスの問題、社会参加や人間関係構築の制約、自尊心や精神衛生だけでなく、親からのネグレクトと関連付けられる可能性まで出てきた負の意味付けを伴うカテゴリー化です。予算獲得のために、新しい福祉カテゴリーを作り、対象となる子どもを被害者化することになります。そのために当該の子どもは弱者でかわいそうな存在になるわけです。これが子どものウェルビーイングに否定的に作用することは、火を見るより明らかです。ヤングケアラーは、負のアイデンティティのカードを抱えて、自己承認をもとめ、行政や市民NPOが提供するカウンセリングをはじめとしたプログラムで克服していかねばならない。日本でもそういう筋書きになっていますが、はたしてそれで良いのでしょうか。社会学の立場から問題提起をしておきます。

文献

- 厚生労働省 2020『ヤングケアラーの実態に関する調査研究について』令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000767891.pdf>
- ユニセフ・イノチェンティ研究所著、日本ユニセフ協会 広報室訳『イノチェンティ レポートカード 16 子どもたちに影響する世界 先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か』https://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc16j.pdf
- 桜井智恵子 2022「こども家庭庁の『こどもまんなか』政治—ネオリベラルな『ウェルビーイング』」『現代思想2022年4月号 特集=危機の時代の教育』青土社、61-68頁
- 上野加代子 2022『虐待リスク—構築される子育て標準家族』生活書院
- 山口毅 2022「批判的犯罪学とは何か—綱領作成の試み」桜遊会(東京配分研)合宿発表資料、2022年7月23日

キーワード：子どもへの社会的投資

EUをはじめとしたヨーロッパの国々での「社会的投資への旋回」施策の中心になったのが子どもへの投資です。女性の就労率が上がり、子育ての費用が高騰するなかで、子どもを親に依存した存在としてではなく、社会の集積的な資産として位置付け、子どもが主体として社会に参加する面を押し出した考え方です。主体としての社会参加は、国連の子どもの権利条約に記され、グローバルな概念になっています。そして経済界でも社会福祉でも、財政的な効率性という点において、子どもの未来のために今、直接投資するという考えが一定の支持を得ています。他方で、グローバルな規模で個人化が促進され、ローカルな場面で家族や親族など世代間の社会的秩序からの子どもの離脱が促進されてしまうなど慎重な意見も見られます。



II 各領域における「子どものウェルビーイング」

子どものウェルビーイングとアドボカシー



あいざわ まさし
相澤 仁

大分大学学長特命補佐(福祉・地域共生社会推進担当)、全国子どもアドボカシー協議会 理事長

1. 子どものウェルビーイング

ウェルビーイングとは健幸な状態であり、人権や自己実現が尊重、保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態を意味する概念であると言われていきます。それは、常に自己実現したら新たな自己実現を目指し、究極的に健幸な状態、満足の行く状態を求めてよりよく自己変革しつづけるプロセスそのものであると考えています。

日常生活において、自己実現を達成するために否応なしに我が身にふりかかってくる問題や課題の解決を通して、よりよい自己変革をしつづけるプロセスの中で、子どもはより健幸な人間性を育み成長発達していくことになるのです。そのためにも問題への解決過程において、その子どもの気持ちや意見が尊重され、子どもの考えや意見においても、また相手の考えや意見に対しても、あいまいなままして終わりにせず、納得いくまで徹底的に追究し解決していく姿勢こそが大切です。すなわち、いかなる場合であっても相互に相手を尊重しつつその解決に向けて最善を尽くす努力をしつづけることこそが、子どものウェルビーイングや最善の利益を考慮することであり、意見表明力、自己決断・決定力、自己肯定感などの形成、すなわち豊かな人間性を形成する取り組みであると考えています。

各メンバーが自己実現を目指して最善の解決策と考えている自分の意見を主張し合い、対峙していく

中で、各メンバーにとってよりよい解決を図ろうとする検討によって、納得感や満足感のある自己決定などに結び付けていくことが重要です。

障害者運動から生まれた「私たちのことは私たち抜きに決めないで」というメッセージがあるように、子どものウェルビーイングを保障するためには、個々の子どもの意見・意向を尊重することや参画を確保することは必要不可欠であり自明のことです。そのためにも子どもが自分の意見を素直に表明できる環境づくりが必要です。

2. アドボカシーについて

1) アドボカシーとは

アドボカシーとは、簡潔に言えば、子どもが自分で意見を表明することができる場合には、その意見を聴いてもらえるように環境を整備することです。また、子どもが十分に意見を形成・表明することができにくい場合には、支援を提供することです。そして、子どもが意見を表明することが困難である場合には、子どものために代弁することです。

アドボカシーについて具体例をあげて説明してみます。火事や地震があって家に閉じ込められ、本人が声を上げることができない場合、発見した人が「大変だ、誰か来て、助けて!」と声を上げること。暴力やいじめ、あるいは虐待などを受けている子どもを発見した時、その子どもに代わって「助けて下

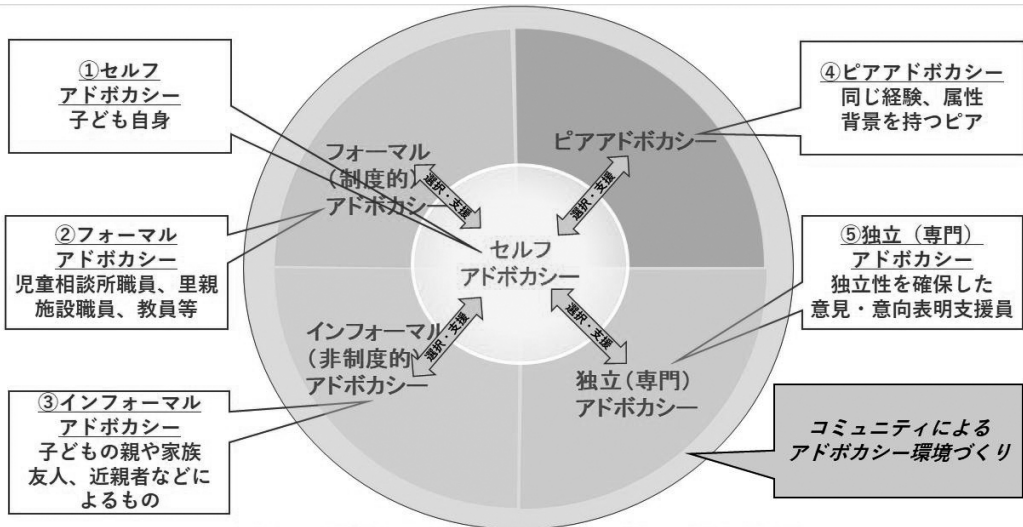


図1 個別アドボカシーの担い手と種類

－すべての国民がアドボカシーの担い手－

WAG(2009)A Guide to the Model for Delivering Advocacy Services for Children and Young People, WAG.堀正嗣・栄留里美 (アドボカシーに関するガイドライン案より改変)

さい」と通告するなど声を上げること。そして子どもを勇気づけエンパワメントすること。このように「声を上げること」がアドボカシーであるということです。

イングランド保健省では、アドボカシーについて次のように説明しています。

「アドボカシーとは子どものために声を上げることです。アドボカシーとは子どもをエンパワーすることです。そのことによって子どもの権利が尊重され子どもの意見と願いがいつでも聴いてもらえるようにするのです。アドボカシーとは子どもの意見、願い、ニーズを意思決定者に対して代弁することです」。

また、西尾によれば、「英語の“advocacy”とはラテン語の“voco”に由来する言葉である。“voco”とは、英語で“to call”のことであり、『声を上げる』という意味である」と述べています。そして堀は「アドボカシーとは権利を侵害されている当事者の利益のために『声を上げる』こと、すなわち『主張(唱道、弁護、支持)する』ことを意味している」と説明しています。

2) 個別アドボカシーの種類

こうした子どもの声を聴き、意見形成・意見表明の支援や代弁をし、子どもをエンパワメントする個別アドボカシーには、基本的に、①セルフアドボカシー、②制度的アドボカシー、③非制度的アドボカシー、④ピアアドボカシー、⑤独立(専門)アドボカシーの5つの種類に分類されています(図1参照)。この5種類について「アドボカシーに関するガイドライン案」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング2020)に基づき、説明します。

①セルフアドボカシーとは、端的に言えば、子ども自身が、自分の権利や利益、自己実現など自分が必要としている人間的な要求や支援などを得ることができるように、自ら主張することです。

子どもは、自身のニーズに基づき②～⑤の4種類のアドボカシーから選択して、支援を受け意見表明することによって可能な限りニーズを満たすとともに、セルフアドボカシーを形成することが大切です。このセルフアドボカシーの形成は4種類のアドボカシーの基本方針です。

したがって、セルフアドボカシー形成を促進するため、都道府県等においては4種類のアドボカシー

の仕組みを整備して、子どもがそれらの中から必要な支援をいつでも利用できる環境の保障に努めることが必要です。

②フォーマル(制度的)アドボカシーとは、児童相談所の職員や里親・施設職員、教員等、子どもの相談援助や支援、教育などの業務に従事している専門職員によるアドボカシーであり、専門性をもっているため適切なアドバイスを得られやすいのです。

児童福祉施設などにおいては、子どもの権利を擁護する取り組みとして、権利ノートや意見箱等を活用した苦情や意見の受付及びその適切な対応など、子ども自身が苦情解決のしくみを活用できる環境づくりなどに努めてきました。また、毎日の生活においても、幼児期の子どもの意見を尊重した被服の選択や購入及び遊びの選択など、子どもの権利擁護を推進しています。

しかしながら、ケースワーカーやケアワーカーなど関係機関の専門職員などは、専門職としての立場から、子どもの最善の利益を優先して考慮することに努めています。そのため、例えば、家庭で虐待を受けていたために一時保護した子どもから「今すぐにでも家に帰りたい」という意見表明があっても、子どもの願いや希望をかなえることができない場合もあります。

③インフォーマル(非制度的)アドボカシーとは、親、家族、友人、近所の人などより身近な存在によるアドボカシーなので、相互によく知っている関係であり日常的に相談しやすいです。

ケースワーカーやケアワーカーとは違い一人の子どもに応じて相談支援する時間を確保することができます。いじめられている子どもを心配して保護者や友人が学校の教師に対応を求めることもインフォーマル(非制度的)アドボカシーです。

子どもは、里親家庭や施設などで生活している場合、里親や施設職員への気遣いや遠慮などから、自分の気持ちを素直に表現せずに我慢している場合な

どが少なくありません。また、子どもが嫌な思いで生活しているのに職員が気づいていない場合もあります。したがって、子どもと親や家族との関係が良好な場合には、親や家族との面会や外出及び一時帰省などの機会を活用して、子どもの気持ちや思いを傾聴してもらい、里親や職員に対して、親や家族によるインフォーマル(非制度的)アドボカシーを展開してもらうことも考えられます。

このアドボカシーの問題点は、保護者が「我が子のことについて一番理解しているのは生まれてから生活している親である自分だ」という思いや考えに基づき、子どもの意向・意見を傾聴せずに、勝手に解決してしまうような対応をとることです。

④ピアアドボカシーとは、社会的養護の経験者同士、障害のある子ども同士、いじめや虐待を受けた経験がある子ども同士、親の離婚・再婚を経験した子ども同士など、子どもと類似の経験・属性・背景を持つピア(仲間)によるアドボカシーです。

子どもにとって自分の気持ちや意見を話す相手がピアであることは、他者よりも深い共感が得られたり、問題をいち早く理解し尊重してもらえたりすることにつながりやすく、経験から得られた適切で具体的な助言を受けられる面もあります。

しかし、ピアがアドボカシーについて理解していなければ、「自分も類似した経験があった。その時はこのように対応して解決したので、同じように対応すれば大丈夫だよ」と、子ども本人の思いや考えを聴かずに自分の経験から学んだ考えを押し付けてしまう可能性もあります。

施設等は、子どもが主体的に取り組み始めることができ、子どもたちでマネジメントしたり決定したりできるような組織、例えば子ども自治会を設置するなど、より積極的な子ども参画の仕組みの構築が求められているのです。

社会的養護はもとより、さまざまな分野で「当事者参画」の重要性が指摘されており、ピアアドボカ

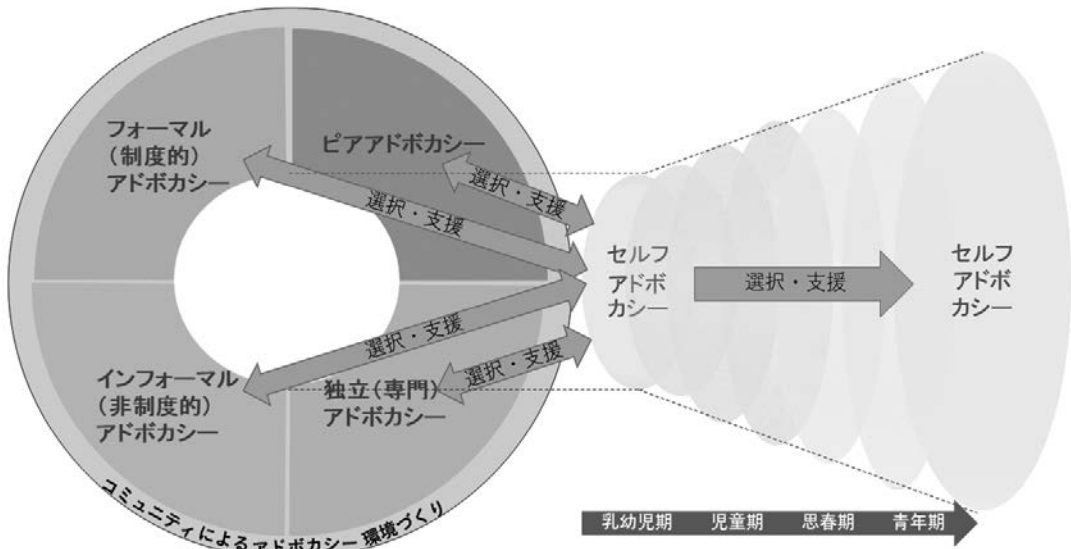


図2 セルフアドボカシーの形成過程

シーの役割が今後ますます高まっていくと思われます。

⑤独立(専門)アドボカシーとは、独立性を確保した「マイク」のような役割を果たす担い手である「意見・意向表明支援員(仮称)」が意見形成支援・意見表明支援をするアドボカシーです。独立(専門)アドボカシーは、他のアドボカシーとは違い、面談する相手がニュートラルで身近な存在ではないからこそ、権利侵害を受けた場合など学校の先生や保護者、施設職員から聴いてもらえない内容や身近であるために話しづらい内容などについて、相談しやすいというメリットがあります。

独立(専門)アドボカシーは、原則として、行政や関係機関・関係者からの独立性や守秘を確保し、職員や保護者がとりうる指導的教育的な態度はとらずに、あくまでも子ども主導で、子ども側だけに立ってその真のニーズが達成できるように意見形成支援・意見表明支援して、子どもをエンパワメントしていきます。

しかしながら、意見・意向表明支援員(独立アドボカイト)は身近な存在ではないので、子どもへの周知やアクセスが難しいという問題があります。

ここまで、4種類のアドボカシーについて説明してきましたが、それぞれにメリット・デメリットがあり、4種類のアドボカシーのうち、どのアドボカシーが効果的で優れているかというのではなく、そのメリット・デメリットを認識して、子どもが自ら主体的に選択できるように環境を整備することが必要なのです。

3) アドボカシーの担い手であるすべての国民によるアドボカシー環境づくり

子ども自身が自己実現について思い悩み、考え、それを周囲の大人や社会に自ら表明するセルフアドボカシーを形成するためには、相互補完的な関係性にある他の4種類のアドボカシーの仕組みが確保され、子どもがそれらの中から必要な支援をいつでも利用できる環境を整備することによって達成されると考えられています。アドボカシーの担い手であるすべての国民によって、総合的かつ持続可能なアドボカシー環境づくりが求められているのです(図2参照)。そのためにはアドボカシーについて国民への広報・啓発が必要不可欠です。

こうした環境を確保することが、子どものセルフ

アドボカシー形成などを促進していくことになり、子どものウェルビーイングを保障することに結びつくのではないのでしょうか。

こうした持続可能な環境をつくり、子どもの権利擁護を推進する上で、とても重要な取り組みは、幼少期からの権利教育／意見表明を前提にした養育、保育、教育、ケアワーク、ソーシャルワークなどの推進です。

すべての子どもが自分の権利を知り、自分の人生に参画し自己実現を図れるようになるためにも、幼少期から、権利とはどういうものかということを中心に教えていく権利教育を実施すること、自分の気持ちや意見を言って聴いてもらえるという権利や、自分の気持ちや意見を素直に表明する権利を擁護することを基本にした保育、養育、子育て、教育あるいはソーシャルワークを実施することが重要であり、そうしたアドボカシー環境を整備していくことが子どものウェルビーイングを保障するためには必要なのです。

そのためにも、子どもへの支援に関わる福祉関係者に求められている姿勢は、ひとり一人が制度的アドボカシーの担い手であることの自覚をもって、子どもを一人の人間として尊重することであり、権利の主体として位置づけることです。実践の場においては小さなことであっても、丁寧に傾聴しながら子どもの意思表示や自己決定を促しつつけること。そして子どもが成功体験などを積み重ねることを通して、自己肯定感や自尊感情、自己効力感や自己責任感などを形成しながら自己実現を図り、健幸な人生を歩んでいけるよう、福祉関係者には、面倒くさいことから目を背けずに寄り添い続ける姿勢をもって、自己研鑽しながら子どもの権利擁護を推進していくことが求められているのです。

「アドボカシーはライフスタイル」です。まさにこうしたアドボカシー活動そのものが、その人のウェルビーイングになっていることが望ましく、子ど

ものウェルビーイングの一つのモデルとなる実践になるように、福祉関係者は自己変革しつづけることが大切なのです。

主な引用・参考文献

- 西尾祐吾・清水隆則編(2000)「社会福祉実践とアドボカシー利用者の権利擁護のために」中央法規
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課監修(2002)「子どもの権利を擁護するために 児童福祉施設で子どもとかわるあなたへ」日本児童福祉協会
- 堀正嗣・栄留里美(2009)「子どもソーシャルワークとアドボカシー実践」明石書店
- 堀正嗣編著(2011)「イギリスの子どもアドボカシー その政策と実践」明石書店 P24
- 相澤仁・松原康雄編著(2013)「子どもの権利擁護と里親家庭・施設づくり」明石書店
- 堀正嗣・社団法人子ども情報研究センター編著(2013)「子どもアドボカシー実践講座 福祉・教育・司法の場で子どもの声を支援するために」解放出版社
- 公益社団法人子ども情報研究センター(2018)「『都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み』調査研究報告書」平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
- 堀正嗣編著(2018)「独立子どもアドボカシーサービスの構築に向けて 児童養護施設と障害児施設の子どもと職員へのインタビュー調査から」解放出版社
- 相澤仁・林浩康編著(2019)「社会的養護Ⅰ」中央法規出版
- 小野善郎・薬師寺真(2019)「児童虐待対応と『子どもの意見表明権』 一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み」明石書店
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2019)「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究報告書」平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2020)「アドボカイト制度の構築に関する調査研究報告書(アドボカシーに関するガイドライン案)」令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
- 厚生労働省(2021)「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム(子どもからの意見聴取実施概要)」
- 厚生労働省(2021)「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム(とりまとめ)」

キーワード：個別アドボカシー

「個別アドボカシー」とは、その個人の必要なニーズなどに関する意向・意見を、その個人に寄り添って「理解してもらえたという感じ」を与えることができるように傾聴した上で、最も適切で最善の利益が得られるように意見表出支援、意見形成支援、意見表明支援などを実施して、エンパワメントする活動です。

II 各領域における「子どものウェルビーイング」

子どもとお母さんの ウェルビーイング(地域支援)



社会福祉法人麦の子会 理事長 きたがわさとこ 北川聡子

1. はじめに

社会福祉法人麦の子会が運営する児童発達支援センター「むぎのこ」に通園する多くの子どもは、医療機関や保健センターの主に1歳半健診、3歳児健診の後、札幌市の発達に弱さを抱える子どもの子育て支援「さっぽろ・こどもの広場」を経て、入園してきます。また、保育園・幼稚園に通園して集団の中で他の子どもたちと一緒に生活できないということで、4、5歳になってから入園する子どももいます。主訴は子どもの発達に対する困り感で、親は多くの場合子育ての大変さを抱えて子育てしなければなりません。そのため、そこには手厚い子育て支援が必要になってきます。

これまでの児童発達支援センターは、子どもが2、3歳のころは、お母さんも一緒に通園するという母子通園というスタイルでの通園、子どもが4、5歳になると単独通園、また幼稚園・保育園等との並行通園という通園形態で発達支援を行っていたところが一般的でした。このうち母子通園は、お母さんが子どもと一緒に通園し、子育ての方法を学ぶという側面もありますが、母子訓練という言葉もあるように、治療・訓練を目的とした医療モデルとして、お母さんを療育者としてトレーニングする意味合いもありました。

しかし、子育ての当事者であるお母さんたちに「障害のある子どもをなかなか受け入れることがで

きない」「子育てにイライラして怒りを子どもにぶつけてしまうこともある」といった困り感があったり、また障害児入所施設でも社会的養護が必要な子どもが増えてきている現実の中、児童発達支援センターで行われる家族支援が本当の意味で子どもと家族のウェルビーイングにつながっているのか、その支援の在り方がこれまで模索されてきました。

2. さまざまな子どもの育ちを支える

児童発達支援センターに通園する子どもは、発達に困り感がある子どもたちですが、一人ひとりの状態像や特性は違います。言葉の遅れ、知的障害、自閉症スペクトラム、ADHD、愛着障害、ダウン症、難聴児、肢体不自由児、医療的なケアが必要な子ども等、さまざまな子どもたちです。困り感や支援ニーズは、子どもの発達の状況、特性、医療の必要度などによって変わってきます。そのため一人ひとりにあった専門的な発達支援・対応が必要です。

しかしそれは特別なことではなく、すべての子どもはそもそも一人ひとり違うわけですから、一人ひとりに合った対応をするということは、すべての子どもに求められて然るべきです。なお、子どもたちに一人ひとりさまざまな違いがあったとしても、日本の大切な「子ども」であるという視点を忘れてはいけません。

すべての子どもに必要なことは「養育者との愛着

関係の形成」です。発達に心配のある子どもは時間がかかり難しいこともあります。だからこそ大切です。どの子どもにとっても、不安な時は慰めてくれて、元気にさせてくれる存在による安心感や信頼感の形成に至る経験は、人や社会との信頼関係の土台となります。自閉症の乳幼児の心理的孤立を防ぐことが思春期以降の心理的失調の予防につながります。この人生の初期における、大人が無条件に愛してくれる幸せ、未知のものを探求する幸せがあることを、子どもが生理的にも、感情的にも受けとって基本的信頼感が形成されるのだと思います。だからこそお母さんや養育者への支援が必要です。

乳幼児期は、そのような自我形成の育みを家庭だけではなく保育園、幼稚園、児童発達支援センターで行っていくことが必要です。子どもたちが肯定され、良質の記憶を積み重ねられるような毎日の子育て環境が必要です。

そして、乳幼児期だけではなく、継続的な支援が必要です。特に第二の誕生と言われる思春期になると不安や葛藤が増してきます。このことは大人への移行期として成長の機会でもあります。一方で、不登校、暴力などの行動化、学力不振だけではなく、強迫症状、うつ症状、摂食障害など、メンタルヘルスの問題に発展する場合があります。

この時期の子育て支援はこれまで少なかったように思います。むぎのこでは、学校終了後の放課後等デイサービスだけではなく、不登校の子どもたちには朝から開所して受け入れています。孤立を防ぐため、またこの時期に必要な仲間の存在、肯定的に見守り一緒に活動する親以外の大人が存在を通して自尊心や自己肯定感を育むという点でも、勉強やさまざまな活動を通して子どもの世界を広げ自信をつけるという点でも、放課後等デイサービスの役割は大きくなっています。放課後児童クラブなども同じような役割があると思います。また、この時期には学校との連携も重要となるため、むぎのこでは毎日放

課後等デイサービスの職員が学校に出向いて支援しています。

3. 家族支援の重要性——「子どもを救うためには、家族が救われなければならない」

子どもへのウェルビーイングの保障と共に、家族への支援も重要です。「子どもを救うためには家族が救われなければならない」。フィンランドのネウボラを見学した時の保健師さんの言葉です。

むぎのこでは前述したように、子どもの発達に困り感があつて通園が始まります。ですから、子どもは何も悪くないのですが、育てるお母さんや家族にとっては、我が子に障害があるということ、困り感があることを受け入れることが大変難しい場合があります。子どもを可愛いと思えない時もあり、複雑な気持ちを持つこともあります。

あるお母さんは手記の中で「辛かった。何度も死のうと思った。育てていかなければという思いと、この子がいなければという思いが錯綜して、起きたら夢であつてほしい、お医者さんが来て何かの間違いだつたと言ってくれるはずだ。なんで私なの。どうやって生きていけばいいの。生きていけない。でも可愛い。幸せ感じるはずだつたのに私の人生も終わった。両親にも悲しい思いをさせてしまった」と語っています。

アメリカで障害者の自立生活運動 (independent living: IL 運動) を行っていた障害児のお母さんであるメーガンさんは、「障害の段階説は専門家がつくったもので、親はいろいろな感情が入り混じりそんなに簡単にいかないものです」と話していました。アメリカで学んだ時、心理士さんが「お母さんたちが子どもの障害を受け入れられないのは普通のこと。ネガティブな気持ちになるのは、ノーマルエモーション」と何度も言っていました。この言葉に救われたという、むぎのこのお母さんたちもたくさんいます。

お母さんや家族が悪いわけではなく、多様性が尊重される社会となるよう社会全体みんなで考えていかなければなりません。

社会でマイノリティとなってしまって辛い思いをしている人たちについて見学したサンフランシスコの「アジア人のためのメンタルヘルスセンター」では、アメリカで生活している同じ国の難民の方々毎月1回集まって、自助グループとして気持ちや困り感を分かち合い、自分たちの民族の誇りをもってまた地域へ出ていく姿がありました。この難民の方たちの自助グループの活動が、むぎのこでの心理支援の参考になりました。それは、孤立しがちな困り感のある子どもを育てているお母さんたちが集まって気持ちをシェアし、子どもと自分に誇りをもって助け合って回復していくことにつながりました。

現在、むぎのこではグループカウンセリングを幼児では週1回、学齢期は月1、2回、お父さんのグループは月2回行っています。児童発達支援センターに来て、同じような境遇のお母さんに出会って「自分だけではなかった」と思えたり、「子どもへの思い」「年齢にあった子育ての喜びや大変さ」をグループカウンセリングを通してシェアする意味は大きいのです。ネガティブな気持ちであっても、本当の気持ちの語りが希望につながります。また個別カウンセリングや自助グループも行っています。気持ちを共有し合う中でお母さん同士がつながり、それはやがて育てる側の自己肯定感の高まりへとつながっていきます。

また、お母さんとの面接を重ねるうちに、お母さんが自分自身や家族の困り感も抱えていることが見えてきます。子どもの子育てへの困り感と、お母さん自身のケアニーズがある場合、虐待のリスクが高まることがあります。そのため心理支援と具体的な生活支援が必要になることもあります。お母さんたちの抱える困り感の背景は、アルコール依存症の父や暴力をふるう父がいる家庭で育った、コントロー

ルの強い親、子育てしてくれないネグレクト的な環境だった、貧困で食べるものがなかった、性的な被害を受けた、宗教を強要された、毎日叩かれた、傷つくようなことを言われた、世間体を強く気にする家庭だった、きょうだいといつも比較されていたなど、さまざまです。お母さんたちの話を聞いていると、これまで子どもに対する支援や、子育て支援が日本においていかに少なかったかということに気づかされます。

また、子育ては家庭の責任、親がきちんとしなければいけない、競争社会、学力イコール子育ての成功者という価値観の中、ますます子どもと育てる親が大変な状況に追い込まれていったのではないのでしょうか。これまでのような環境では子どもやお母さんたちの困り感が見えてきません。このような逆境を生き抜いてきたサバイバーのお母さんに出会い、ウェルビーイングが保障されない子育てには、だれが悪いというより、子育ては社会の責任でみんなで子どもを育てるという観点が足りなかったのだと思います。

むぎのこでは、このような状況を踏まえて、心理支援だけではなく、具体的な生活支援の必要性を感じて、ショートステイやヘルパーさんを使う子育てを大切にしています。子育てを家族だけで抱えるのではなく、地域みんなで支え合う子育てです。大変な時は仲間や社会の助けを借りての子育てです。

そして何よりもこのサービスを使いやすくするのが、「気さくさ」です。アメリカでも、フィンランドでも専門職の大切なことに、この「気さくさ」が入っていました。専門職としての知識と技術を持ちつつ、相談支援に関わる仕事に大切な点は、この「気さくさ」と「ジャッジするのではなく、相手をリスペクトする」姿勢です。これらがなければ、せっかくあるサービスを使う側の心のハードルが高くなってしまいます。公的機関になかなか相談できないのはそのような状況もあるのではないのでしょうか。

子育てはどの家庭でも完璧ということはありません。その家庭の考え方を尊重しつつ、子どもや子育てするお母さんやそれに代わる養育者を真ん中において社会全体で温かく包むような子育てが大切になっていくと思います。

4. 地域で支え合う

人は生まれてから一生の間にさまざまな経験をします。結婚当初のような幸せな日もあります。皆さん、その幸せが続いてほしいと願いますが、なかなか人生そうはいきません。幸せがなくなってしまったような経験をしたり、本当にどうしようもないことがあります。子どもは悪くありませんが、前述したお母さんのようになぜ障害のある子どもの親になってしまったのか、ほかにもなぜこんなことになってしまったのかと混乱したり絶望したりする時もあります。

しかし人というのは、混乱や落胆、絶望的な出来事に出会っても、価値観や世界観を大きく変え、より安定した新しい幸せの始まりに立つことができるのも事実です。むぎのこの先輩お母さんたちは次のようなことを口にします。「子どもの障害は変わりません。でも私が仲間に出会ったり、信頼して頼れる人に出会う中で、私はなんだかついてるんじゃないかと思うようになったんです。障害のある我が子のことは一生私が面倒を見なければと思っていましたが、私がいなくなっても社会の中で何とかやっていけると思うようになりました。私も子育てを通して独りぼっちじゃなくなりました」。

子育ては楽しいこともあるけれど、さまざまなどでも辛いこともあります。そんな時に、お母さんを支える人、仕組みがあって、子どもは地域で周りにいる大人によって肯定され、育てる側のお母さんも社会に支えられ孤独にならない子育て環境を創っていくことが、子どもとお母さんのウェルビーイングにつながるのだと思います。

また、困り感の高い子どもの子育ては、一つの機関だけでは担いきれないことが多々あります。具体的には、中学校校区くらいの地域に、柔らかな使いやすい子育て支援があることが求められると思います。そして、医療や学校、行政も含めた関係機関同士が、競争ではなく役割分担の中、連携してお互いをリスペクトし合い、横のつながりを強めて本当の意味で子ども家庭福祉の担い手として、子どもや家族のために地域でよりよい信頼し合えるネットワークを創っていくことも求められていると思います。

参考文献

- 北川聡子、小野善郎(共編)『子育ての村ができた！発達支援、家族支援、共に生きるために』福村出版、2020年
- 北川聡子、古家好恵、小野善郎+むぎのこ(編著)『子育ての村「むぎのこ」のお母さんと子どもたち—支え合って暮らす むぎのこ式子育て支援・社会的養護の実践』福村出版、2021年
- 黒川新二『自閉症と子どもの心の研究』社会評論社、2016年
- 向後善之『パワー オブ ダンス 統合セラピーの地図』コスモスライブラリー、2018年

キーワード：自立生活運動 (independent living：IL運動)

1968年、重度身体障害のあるエド・ロバーツ氏がカリフォルニア大学入学にあたり学生寮にバリアがあり入居できなかったことから、学生が中心となり自立生活運動を展開した。運動の柱の中心は「ニーズを知っているのは障害者自身である」「障害者は、コミュニティの中で統合されるべきである」であった。それまではサービスを使わないことが「自立」と言われてきたが、福祉サービスを利用して自己決定によって主体的に生活していくことが「自立」であるという「社会モデル」の考えによる新しい自立観が生まれた。

II 各領域における「子どものウェルビーイング」

施設養育における 子どものウェルビーイング



社会福祉法人至誠学舎立川 至誠大空の家 施設長 **国分美希**

1. はじめに

日本の児童福祉に、「ウェルフェア(福祉)」に代わり、「よりよく生きる」「自己実現と権利保障」を意味する「ウェルビーイング」という言葉が使われ始めたのは、1994年の「子どもの権利条約」批准後です。当時、この概念は充分定着するには至りませんでした。しかし、「すべての子どもが個人として尊重され、健やかに生まれ育つための環境づくり」の推進は、日本で1951年5月5日に制定された児童憲章に通じるものだったと思います。その前文「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という言葉には、現代社会で子どもが置かれている状況を改めて考えさせられます。

少子・高齢化が進む日本で、子どもの育ち全般に充分な予算がかけられてきたとは言えず、特に社会の中で見えにくい子どもの貧困や虐待、障害や難病を抱えた子ども、非行や社会的養護の下にある子ども達への施策や人材確保には課題が多く残っています。

2023年4月に創設される「こども家庭庁」は、子どもを主体とした社会の実現に向け、子どもの視点に立った施策の企画立案・実施と「こどもまんなか社会」を謳っています。社会的養護に関する予算も、「育成環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する」と支援を必要とする子ど

もを年齢で一律に区切らないとしました。18歳成人となった今、社会的養護の下で育った子ども達への支援の課題は多く、充分な支援がなされないまま自立している現状があります。私達、施設関係者は、制度や予算に大幅な進展が見られる今こそ、子どもから大人へと成長していく子どもに寄り添い、官民一体となった支援をどのように繋げていくか、一人ひとりの子どもが自分らしく、幸せを感じながら生きていける社会、子どものウェルビーイングの実現を支えるために、施設養育は何ができるかを考えてみました。

2. 児童養護施設の役割

児童養護施設は、第二次世界大戦後に公布された児童福祉法(1947)によって、戦災孤児対策を重点課題として誕生した児童福祉施設の一つです。2022年4月現在、全国の612施設で、約30,000人の子ども達が生活しています。戦後70余年の間では、社会の変遷とともに少子高齢化や核家族化が進み、家族の形も多様化してきました。貧困、若者の薬物依存や引きこもり、子どもの虐待が社会問題化し、そこから派生する数々の課題を背景に、家族と離れて暮らさざるを得ない子ども達が生み出され、児童養護施設はそうした子ども達の受け皿として中心的な役割を担ってきました。しかし、日本の児童福祉は要保護児童や社会的養護に対しての予算は乏しく、

限られた予算と少ない職員数でのやりくりを余儀なくされ、生活形態も20名以上の子ども達が一つの建物で暮らす大舎制が大半でした。子どもの成長には、親やその代わりとなる養育者と生活を共にする中で世話をされ、そのやり取りから信頼関係を育む「愛着形成」が求められます。大きな集団での生活は一人ひとりの子どものニーズに応え難く、児童虐待防止法が2000年に制定されて以降、多くの施設で小規模化が取り組まれてきました。また、地域で子ども6名が一軒の家で暮らすグループホーム(地域小規模児童養護施設)等の生活形態も徐々に広がっていますが、十分な職員体制とは言えず、厳しい労働環境は人材確保・定着の面でも様々な問題や課題を抱えています。

さらに、2016年に児童福祉法が改正され、児童の権利に関する条約を基本理念とした「子どもが権利の主体」であることが明確化され、社会的養育に家庭と同様の環境で養育を推進する「家庭的養育優先原則」が示されました。これは、子どもを家庭で養育することが困難な適当でない場合には、できる限り「家庭における養育環境と同様の養育環境」もしくは「できる限り良好な家庭的養育環境」において養育されることを意味し、施設養育から里親養育優先へと社会的養育のあり方は大幅な変革を求められることになりました。その後、国から示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、施設養育に、子どもが不適切な養育環境や親子関係、被虐待経験等から受けたこころの傷の回復を促進する専門的、教育的な関わりを求める質の高い個別のケアを本体機能として取り入れることが求められました。そして、子どもの生活には小規模かつ地域分散化された施設環境が求められ、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアへの移行が進められています。

3. 子どもの成長を支える養育の基盤

施設の生活の中で、職員が子どもに「あなたは大切な存在だよ」「あなたを心配しているよ」とかける言葉は、子どもにはなかなか響きません。「大切だとか、心配だよと言われてもわかんないよ」「どうせ仕事だから言ってるだけでしょ」との言葉が返ってきます。安心して自分の気持ちを話したり、希望や意見を聞いてもらえた、不安や悲しい気持ちを受けとめ、励ましてもらえた、そんな体験を持たない子ども達には、「大事にされる、心配される」という言葉と自分の体験が結びつかない、深刻な愛着の問題を抱えている子どもも多くいます。そんな子ども達は、自分の夢や将来の「なりたい自分」の姿を描くことも、そのために頑張ることにも意味を見出せず、目の前の問題からも簡単に逃げ出してしまいがちです。子どもの言動の背景にある気持ちを汲み取る努力が必要です。

村瀬は「施設の養育のありかたについて」次のように述べています。「自分の存在を基本的に否定されたような生活を営んできた子ども達の支援には、医療や心理治療的支援と並行して、人格形成の基底の課題である安心感や信頼感を持てるように、もう一度その課題を獲得し直す、いわば『育ち直す』という自我の再形成に繋がる援助が必要で、人間関係を回復しやすいように、生活環境そのものを治療的に調整すること、何気ない日々の24時間の生活そのものが、子どもに安堵感を与えるような質の良いものにするのが大切である。支援する大人に、①心の傷を癒す治療的視点と子どもの成長発達を支える視点、②顕れている症状や問題ばかりでなく子どもの潜在可能性に気づき、子ども自身が主体的に動き出すまで、根気よく、子どもの揺れにも信じて待つ姿勢が求められる。そして、子どもと真摯に向き合おうとする大人との出会いが、子どもの変容を促していく一歩となり得る」。この言葉からも、子どもが日々の生活で「自分は大切にされている」と実感で

きる養育こそが求められていることが分かります。

施設の養育環境がより家庭に近い生活形態や専門職を含めた職員体制が整えられていくことで、一人ひとりの子どもに目が届きやすくなり、個別のニーズにも応えやすくなりました。子どもにとっても、他人同士の生活でも、少数の生活単位やグループホームの生活は、「おうち(家)」のイメージを持ちやすく、職員との関係形成も取りやすくなりましたが、被虐待児や発達障害の子どもの支援は、職員への負担も大きく、その力量に左右されることも多く、小規模化・地域分散化を進める上で、職員育成や支援体制に様々な課題があります。

しかし、施設には子どもの育ちを支援する様々な専門職(家庭支援専門相談員、心理職、栄養士、ケアワーカー、自立支援担当、里親支援専門相談員、看護師、事務員等)がいて、協力しながら、子ども達の日々の暮らしの支援を積み重ねていけることは、施設養育の大きな強みです。入所までの生活で子どもの抱える問題が複雑・多様化する中で、子どもの支援に関わる職員は、自身の感情を大きく揺さぶられることも多々あり、的確なアセスメントとチームのサポートや上司の適切なスーパービジョンが必要です。そのための、知識やスキルを磨く研修や支援を共有する会議も求められますが、小規模化・地域分散化でさらに職員の勤務を合わせるのが難しくなっており、支援の円滑化や質の向上には、全体をマネジメントできる複数の主任層の育成が必要だと考えます。また、施設養育への厳しい批判も聞かれ、施設現場の人材確保は、年々厳しくなっていますが、より専門性を高め、丁寧な養育や地域の子育て支援に貢献していくことで、関心を持ってくれる人材を待ちたいと思います。

4. 施設を退所後も、頼りにしたい場所となるために大事にしていきたいこと

大空の家は、法人の3つ目の児童養護施設として、



女の子6名が暮らす大空の家のグループホーム。それはもう賑やかです



私だけのお部屋ができました！何を飾ろうかな…

2013年に東京郊外の閑静な住宅街に開設しました。現在、本園小規模ユニットケア4ホーム、2軒のグループホーム(地域小規模児童養護施設、小規模グループケア地域型ホーム)を持つ定員36名の小さな施設です。施設の方針は、貧困や虐待、震災などで育ちの上でのハンディや社会的偏見を受けざるを得ない子ども達が、夢や希望を抱き、自信を持って主体的に自分の生活や進路選択を実現できるように支援をしていくことです。また、子どもが希望すれば進学や18歳以降も施設の生活を続けることを積極的に進めています。

子ども達の生活は、男女別、各ホーム6名の子どもに専任職員4名を基本とし、若いケアワーカー集団とベテランの専門職に支えられながらの支援体制を取っています。中高生を主に受け入れているため、



みんなで行った夏の遠野旅行。地元の人の演奏に合わせて一緒にレッツ・ダンス!



成人の日に訪ねてきてくれた二人

プライベートな空間を持てるよう、子どもの居室は狭いながらも個室です。グループホームは、本園に比べ6名がゆったりした個室の大きな家で暮らしています。小規模化で各ホームが独立した生活を営んでいるので、個々の子どもの希望や意見を取り入れやすく、仲間に迷惑をかけないための生活の枠(食事、帰園、就寝、入浴等)を子どもに示しますが、できるだけ自由にしていきます。入所当初は、示された生活リズムに適応していた子どもも、次第に他の仲間の様子を見て崩れていく子どもも出てきます。必要な退行と捉え職員も適宜声をかけながら無理強いはいませんが、忍耐と柔軟な姿勢が求められ、チーム力や専門職のサポートが必須です。現在、中高生や18歳成人の進学者が4分の3を占めており、個々の子ども達が抱える問題は様々で、一人ひとりの特性や成長度に応じた支援のあり方を見つけていく必要があり、進路選択や自立支援はなかなか思うようには進まず、試行錯誤が続いています。

支援の中心においた方針は、子どもの意見を聴きながら支援に取り組むこと、子どもにきちんと説明できる支援をしていくということです。日々の生活で子どもの意見や考えを尊重するためには、意図的に子どもの意志や考えを確認する場、施設や職員の考えや想いを伝える場を設けることを職員には意識

してもらっています。家族と離れ施設の生活を始めることは子どもにとって大変なエネルギーが必要です。子どもの気持ちに寄り添うためにも、子どもの考えを折に触れ聴ける場が必要です。また、自分の将来を考えるためには、なぜ、自分は施設で暮らさなければいけないのか、その事実と向き合うことも必要です。家族の情報や分離後の情報を子どもが知りたい時に説明できるように、できる限りの準備をし、職員と一緒に悩み、分かち合うことで子どもの苦しさを少しでも軽減することを目標としています。辛かった体験に向き合うのは、子どもにとっても容易ではありませんが、自分の存在さえ否定しようとする思いから解放し、自分を大事に考えてもらうためには必須の支援なのです。親の記憶や情報を持たない子と家族との暮らしを経験してきた子どもではそれぞれ知りたい事実は違いますが、最も知りたい情報だと子ども達は口を揃えて言います。精神疾患の親を持つ子どもは、その病気の説明後、将来自分が面倒を見ていかなければならないのか、いつか自分も同じような病気になるのではないかと不安な気持ちをずっと抱えたまま、誰にも聞けずにいると話してくれました。子どもにとって不条理な事実を一緒に分かち合える職員がいることで不安が軽減し、信頼も深まり、退所後も相談できる関係に繋が



今夜の食材の買い出しに職員とスーパーへ買い物です

ります。特に中高校生で入所してくる子どもの支援は、関係形成に時間がかかり、時間切れとなってしまうことも多く、退所者の支援の施策や制度の充実、双方にとっても心強く思います。そのため、退所した子ども達の誕生日にはメッセージカードを送ったり、寄贈品や生活用品を送ったり、施設から連絡を取ることも続けています。時折、施設に顔を出し、仕事の愚痴をこぼしたり、夕食を食べに寄る人もいます。在園時は、偏食で文句ばかりを言っていた子どもが、「こんな食事、久しぶり」と満足そうに完食していく姿は嬉しいものです。みな、決して順風満帆な生活ではありませんが、自分が選んだ進路をそれなりに歩んでいる様子を知るとは、職員にとっても励みになり、インケアでの支援を模索する上でも役立っています。

おわりに

児童養護施設の仕事は、日々の生活を積み重ねる中で、それまで自分の未来に希望を持てなかった子ども達が、未来を描き、自分らしい生き方を見つけようとするお手伝いができる価値のある仕事だと考えます。しかし、志を持って入職した職員も子どもとの関わりや不規則な勤務時間や待遇等の厳しい労働環境が原因で疲弊し、退職してしまうことも決して少なくありません。厳しい生活環境で育ち、愛着形成に課題を抱え、親との分離を経験した子ども



えーと、この調味料は…レシピを見ながら調理する中学生と職員

にとって、信頼を寄せた職員との離別はさらなる負担を与えます。施設の現場で、職員が結婚・出産を経ても安心して長く働き続けられる労働環境を整えていくことは、施設で暮らす子どもの未来を保障していく上での大事な課題だと思います。

参考文献

- 「ウェルフェアからウェルビーイングへ～カナダの取り組み」 高橋重宏 川島書店 1984
- 「子どものウェルビーイングと家族」 畠中宗一・木村直子 世界思想社 2006
- 「心理療法と生活事象」 村瀬嘉代子 金剛出版 2008
- 「子どものこころに寄り添う営み」 村瀬嘉代子 慶應義塾大学出版 2019
- 「日本とフィンランドにおける子どものウェルビーイングへの多面的アプローチ」 松本真理子 明石書店 2017
- 「社会的養護とソーシャルワーク」 ソーシャルワーク研究 Vol.46 No.3 相川書房 2020
- 「子どもの声に耳をすませて」 2021 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
- 「子どもを中心においた支援を実現するために」 月刊福祉 2022年5月 社会福祉法人全国社会福祉協議会

キーワード：小規模化・地域分散化

厚労省管轄の専門部会で2011年に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」で、児童養護施設は、本体施設の養育単位を小規模化し、小規模グループケアやグループホームなど、より家庭的な環境での養育を求め、施設機能を地域分散化し地域支援へと拡大、施設の役割を大きく発展させ、本体施設は高機能化するという将来の方向性を明確にした。2016年の児童福祉法改正で、子どもが権利の主体であることを明確化するとともに、家庭と同様の環境で養育を推進することの原則が示され、施設の小規模化・地域分散化の促進が加速された。

II 各領域における「子どものウェルビーイング」

家庭養育(里親)における 子どものウェルビーイング



しぶやまさし
関東学院大学社会学部 教授 澁谷昌史

1. はじめに

普段は大学教員として子どもの福祉保障についてあれやこれやと自説を述べている身ですが、時々「里親の立場からお話を」とリクエストされるときがあります。本稿もこれに該当するものなのですが、里親養育と一口に言っても、里親の種類、委託期間、委託される子どもの年齢・人数、もとの世帯構成、生活様式などが絡み合い、実際にはかなり多様です。

わたしの里親としての登録期間は15年ほどになります。その間、我が家で過ごした子どもたちは、一時保護含めて10人足らずです。夫婦共働きということもあり、鍵の管理を任せられる思春期児童の受託が比較的多く、一緒に暮らした時期も長くて4年程度です。そもそも養育役割を主として担っているのは配偶者の方で、わたしが「里親」を名乗って語ることは少々気が引けます。

経験豊富な里親とはいえませんが、里親家庭における子どものウェルビーイングを考える際の一素材を提供するつもりで、筆をとらせていただきます。

2. 家庭養育の強みを生かす

我が国の子ども家庭福祉保障では、公的に子どもを保護するときに、わたしたちが一般的に生まれ育っている家庭と同様の環境を用意することを原則としています。家庭と同様の環境では、子どもと養育

者との間にアタッチメント関係が築きやすい、子どもたちひとり一人の意向・意見をくみ取った柔軟な対応がとりやすい、一般的な家庭生活を体験させやすい、永続的に戻ってくることのできる場所として認識されやすいといった特徴があるからでしょう。実際の養育では、こうした強みが発揮されるチャンスを見逃さないことが大事になってきます。

思春期の子どもたちを受託していると、年齢の小さな子どもの受託をされたときのような、ベツタリと甘えてくるようなことは基本的にありません。里親としても、「親になる」というより、「下宿屋さん」に近い感覚で子どもたちと過ごしています。ただ、経験知の少ない子どもだけではどうにもならないことがありますので、そうしたときに里親が前面に出て交渉事を進めたりすると、距離感がグッと近づいてきます。子どもたちが「話のわかる人」と認識してくれると、こちらもひとり一人の意向・意見を考慮した対応がしやすくなり、子どもと里親との間で好循環が生まれ、家庭養育の強みを発揮できているかなと感じられることが多くなります。

こうしたチャンスは、「ともに暮らす」という経験を積み重ねている中で、ふとやってきます。「下宿屋さん」といっても、衣食住だけ提供するのではなく、侵入し過ぎない程度に子どもの日々の生活に関心を持ち、おせっかいをするチャンスを見つけることになります。

また、「初めて誕生日プレゼントをもらった」「門限を守らないで心配されたのは初めて」など、世間一般でいう「普通」の経験をしてこなかった子どもたちにとっては、普通の暮らしがどういうものなのかを知る機会にもなっているようです(我が家は「普通」よりも口うるさいかもしれませんが)。こうした普通の暮らしが、子どもたちの経験の幅を広げ、生活のしかたや親密な人間関係のとり方を豊かにしていくことにつながるといいなと思っています。

3. 家庭を閉ざさないように

家庭養育は、「ともに暮らす」という形態をとることにより、特定のおとなが子どものペースでかわり続ける可能性を高めます。ただ、年齢の高い子どもたちの場合、おとなよりも友だちからの影響力が強いので、「施設だったら、子ども集団の中で、もっとリラックスして過ごせるのかもしれないな」と思うことはよくあります。里親の前では眩くようにしかしゃべらない子どもでも、学校などでは友達と元気にしゃべっている様子が垣間見えたりします。友だちとのコミュニケーション手段を保障するため、中学生からのスマホ使用なども認めています(もちろん、いくつかのハードルがあるので、必ず所持できるというわけではないです)。

スマホの使用ルールなど、家庭内で取り決めておけばよいようなことでも、我が家ではこまめに児相や学校と連絡をとるようにしています。ときには里親ではなく、児相や学校から子どもに対して諸注意をしてもらうということを依頼することもあります。というのも、里親が指導を担い過ぎることで、家庭内が安心できない場所になってしまうことがあります。

ある学齢期の子どもを受託したときのことで。利発な子どもで、人懐っこく、おしゃべりも上手ければスポーツも得意ということで、すぐにたくさんの友だちに囲まれて過ごすようになりました。ただ、

その一方で、授業中に教室を飛び出すのは日常茶飯事で、ちょっとしたことで友だちとトラブルになることもよくありました。担任の先生が交替すると、その行動はエスカレートし、その子どものことで臨時の保護者会が開かれてしまうほどの「有名人」になりました。

やがて夕方になると毎日のように担任の先生、ときには管理職の方から電話があり、子どもの「その日の問題行動」が逐一報告されるようになりました。一部の先生からは「子どもの問題は家庭の問題」というステレオタイプな見方をされてしまい、一方で多忙をきわめていた児相からの支援も満足に受けられないまま、里親としてはとても苦しい日々を過ごすことになりました。

里親は学校からの連絡を受けて—つまりは毎日ということですが—子どもを問い質すような対応をするようになりました。しかし、子どもは、(あくまでも里親目線からの見え方ですが)「平気な顔」をして嘘をつき、「そんなことは知らない」「気が付いたらこうなっていた」といい、最後には金切り声をあげて「信じて!」と叫び、あるときは自分の耳をふさいでフリーズしてしまうような状態にまでなっていました。

その子どもは今、当時のことをふりかえって、「あのときは自分でも止められなくてヤバかった」といっていますが、もう子ども自身も何が起きていたのか説明できるような状況ではなかったでしょう。里親も、何の光明も見えないトンネルの中で、ひたすら「問題」をなくすことだけに囚われていたというのが正直なところでした。

こうした経験があって、里親が子どもに対して厳しく言うことが増えるときこそ、児相や学校には、「家庭を安心して過ごせる場所にするのが里親のいちばんの務め」と伝え、日々の生活指導を里親だけに委ねないようにお願いしています。

4. 子どもが安心して語れる機会を

里親が子どもに指導的にかかわることについて、過度にナーバスになる必要はないでしょう。しかし、先ほど紹介した養育体験のように、問題への対処方法を一歩間違えば、家庭内の無秩序さは一気に増大します。いつ何時発生するかわからないトラブルに振り回される里親も苦しいですが、それよりもしんどいのは子ども本人に違いありません。

ある子どもは、おしゃべりが大好きで、里親との関係も比較的良好でした。委託解除後、物怖じせずに発言できる元里子として、体験発表をする機会が舞い込んできました。事前質問項目に、「里親家庭で困ったことは何か」というものがあり、本人は何を話せばいいのか困っているようでしたが、「ほかの里親や行政の人にも参考にしてもらえるから」と背中を押すと、当日は「お金のことは里親にはとても相談できなかった」ということを率直に語ってくれました。

たとえ良好な関係にある親子だとしても、お互いにすべてのことをオープンに話すことなどないのが実際でしょう。これ以上心配をかけたくない、話を大きくしたくない、どうせわかってもらえない、そもそも心配事を少しでも忘れたいなど、子どもなりに何が最善な選択になるのかを見通しながら、ホンネを語らないという判断をするものです。それが里親家庭に委託をされている子どもとなれば、里親に対する強い遠慮が生じたとしても何ら不思議ではありません。

里親にできることは、子どもと向き合うときに聴き取る(ときには話を引き出す)姿勢を保持しながらも、何を話し、何を話さないかの選択権が子どもにあることを尊重することではないかと思えます。話をする準備ができていないのに、強引に心をこじあげようとすれば、そのこと自体が子どもの安心感を壊してしまいかねません。

同時に、どんな相談を誰にすればいいのか、ある

いはどんな人に近づいてはいけないのかを一生活者として伝えておきつつ、子ども自身が語る選択権を行使できるようにしておくことも必要です。その意味で、児相や学校、里親支援センターをはじめとした各種支援者・機関が日頃から子どもたちと接点を持ち、それに加えて里親とは何ら利害関係のない第三者が確保されることが重要だと思います。

5. 社会的共同養育の恩恵を受ける

我が国では、親が子育てを休むことに対して寛容ではない部分があるように思います。当然、里親養育でも「里親が休むなんて、養育責任を果たさないことになりはしないか」との疑義が出されることがあります。実際、「休息目的でレスパイトをとるなんて、うちでは絶対にありません」という里親は決して少なくないものと思われます。

しかし、里親も生身の人間として、養育がうまくいかないときには心がすり減っていきます。ときには、過去から積み重なった里親自身のさまざまな傷つき体験が再燃し、「自分には何かを変えていくことなんてできない」「自分の気持ちが誰にも届いていかない」「結局、自分だけが苦しむしかないのだ」という陰性感情が里親の心の中に攪拌されていきます。その気持ちは、子どもに対してだけでなく、ほかの家族成員や児相等の支援者・機関にも表出されることにもなりますが、その受け止めがうまくなされないことで、里親の中の孤立無援感はますます高まります。里親が安心できなくなった家庭で、子どものウェルビーイングが維持・促進される確率は、決して高くはないでしょう。

そう考えると、ある人が里親としての役割を遂行できるような研修や支援を行うことに加えて、「里親」という役割から解放されたり、役割を分担したりする機会を作ることが、結果的に里親家庭での養育を安定させることにつながるのではないのでしょうか。もちろん、子どもが見捨てられ感を持つような

休み方にならないような慎重さは求められます。だからこそ、里親養育ではしんどくなる局面があるのだと認識し、そのときに子どもに負担がかからないように最大限の準備をしておくことが大事です。里親家庭間の相互扶助を深める、「モッキンバード」のような取り組みが今後広がり、その検証が行われることが重要です(本誌第82号参照)。

また、思春期の子どもたちを養育してきた立場からいえば、里親家庭を少し離れて、ひとり暮らしのトライアルができるような社会資源もあるといいのと思うこともあります。里親が養育者から一時的に解放されると同時に、「ひとり暮らしをしたい」という子どもが、措置解除前に、いくばくかの自信と、失敗を通して学ぶチャンスを手にもすることができます。

いずれにしても、里親家庭を地域全体に広がる社会的共同養育の輪の中に位置づけることで、家庭の風通しがよくなり、結果的に「家庭を安心して過ごせる場所にする」ことが可能になります。我が家でも、メンター役の里親やレスパイト先となる里親をはじめ、仲間と思える人たちがいなければ、ここまで里親を継続することは難しかったのではないかと本当に思います。

6. おわりに

今、我が家には、誰の指導も受けなければ、誰にも指導もしないネコがいます。このマイペースなネコの平和を乱さないことが、我が家で過ごす第一条件です。こどもまんなかならぬ、ネコまんなかで家庭内のルールや文化ができあがっている側面が間違いなくあります。

今回、子どものウェルビーイングというテーマで執筆を引き受けるにあたり、自然と頭の中に浮かんだのがネコの存在でした。危険がない人だとわかると(多少鬱陶しい人であっても)、ネコは分け隔てなく付き合ってくれます。ネコは人の役に立つよう

な訓練は一切受けていませんが、どんなときも付かず離れず一緒にいて、家庭内で絶えず緊張感を和らげるクッションになってくれているようにも見えます。また、自分のケアをすることが下手な子どもでも、ちょっとしたネコのケアくらいは何も言わなくてもしてくれていて、実はこのケア体験が子どもたちの育ちに果たしている役割も大きいのではないかと考えています。ネコがいなくなったら、間違いなく我が家全体のウェルビーイング指数は低下するはずですよ。

この場を借りて我が家で過ごしたネコたちと、ネコたちを大事にしてくれた子どもたちに感謝申し上げます。

*

末筆となりましたが、本誌が休刊に入る節目のときに執筆の機会をいただいたことを有難く感じています。わたしにとって本誌は、自説を述べる場となるとともに、社会的養育の最先端に触れる宝箱でした。これまで長い間本誌発行を支えてこられた資生堂子ども財団には心からお礼申し上げます。それと同時に、本誌が装い新たにわたしたちの目に触れる機会が再びやってくることを心から願っています。

キーワード：里親支援センター

2022年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により新たに創設された児童福祉施設の名称。児童福祉施設として法定化されることにより、施設運営のために必要な経費を支出する義務が国及び地方公共団体に発生する。安定的な財政措置が行われることで、里親養育にかかる相談支援等を行う施設が全国的に広がることが期待されている。

II 各領域における「子どものウェルビーイング」

母子関係の支援における ウェルビーイング



白百合心理・社会福祉研究所 所長 青木紀久代

はじめに

母子関係の支援についてその全容をすっきりと語ることは、困難です。多様な子育て支援の全てにそれが含まれると言っても過言ではないでしょう。

もともと子育て支援というのは、最初は子育てをしている親への支援であったはずですが。保育園もまさに、働く親のために子どもを預ける施設です。その数が増え、働く親のニーズを満たしてきたところで、保育の質という中身により議論が移ってきたように思います。

今や子育て支援とは、子どもの健やかな育ちを親や家族以外の大人、すなわち地域、社会で応援する営み全体を表す言葉として定着しているのではないのでしょうか。母子保健とも密接に関連しています。こうした中で、特に虐待の問題や里親養育など、子どもとの良い関係を再構築することが中核となる支援が増えてきました。これらは、保育園、児童家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設、自立支援施設等、児童福祉分野における社会的養護にある子どもたち、家庭への支援と繋がっていきます。子育て支援は、子どもが誕生してから成長する時間軸に沿いながら、家庭・地域・社会のどこかで連続的に展開しているものととらえることができるでしょう。

本稿では、少し限定的になりますが、母子の「関係性」支援に焦点を当てていきます。関係性を支援

する心理臨床は、私にとってライフワークと言えるものですが、40年程前は、主に母子臨床と呼ばれていました。そこから現在まで、私が出会ってきた様々な子育て支援の実際から、母子のウェルビーイングについて考えたり感じたりしたことをお伝えしたいと思います。

関係性支援とは

日本では、戸籍の上で親と子という関係を示すことができます。それが実際にどういった親子関係であるのかは、「質」の部分の話となり、これを「関係性」と呼びます。

そこからさらに「関係性支援」というと、ちょっと日本語として馴染みにくい印象があるかもしれませんが。心理臨床の分野では、母子の関係性を改善する心理療法のアプローチとして盛んに行われ、理論化されてきました¹。

関係性支援の理論を支える研究は、初めは一秒より短い時間を分析単位とした母子の相互作用をとらえるマイクロアナリシスによるものでした。私たちは、日常でも一組の親子のある場面を切り取って、温かい、冷たい、などいろいろな印象を持ちます。それがどうしてなのかを、相互作用と言う、観察可能な母子のやり取りから客観的に調べていこうというものです。私も、この手法で心理療法の効果を測ったり、母子関係の縦断的な変化をとらえることを

一生懸命していましたⁱⁱ。

けれども、客観的な指標としてある程度の良いパターン、悪いパターンというものを取り出せたとしても、それだけでは現実の母子の体験を深く理解できていることにはなりません。同じような相互作用場面でも、その感じ方やそこに沸き起こってくる様々な記憶の交差を、当事者の語りを通して推し量る必要があるのです。それを聴くことで、相互作用の意味を深く理解することができるとも言えます。

このようなことから、母子の関係性支援の実際は、支援者が母子の実際のやり取りと一緒に体験しながら、双方の今、ここでの思いを存分に傾聴し、共感しながらの気づきを得ていくプロセスとなります。

母子のウェルビーイングの向上を目指す関係性支援

ところで、1948年に発効した世界保健機関(WHO)憲章を受け、日本政府が1951年に条約第一号として公布した憲章邦訳では、「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。」(アンダーライン筆者)と記されています。この福祉の状態の原語がwell-beingであり、福利、幸福、安寧など、様々な訳されることがあります。もともと複合的な意味を含む概念であるため、一言で説明しがたい用語でもあり、そのままカタカナで表記されることが多いようです。

良い状態という基準は、多様な見方が可能で、必ずしも、医療的な意味での健康の概念とは一致しないものです。ウェルビーイングが良好な人に、身体的な病気や障害がある場合もあるのです。つまり、ウェルビーイングは、私たち一人一人にとっての良い状態というものがあり、それを誰もが平等に追求できる権利を持っているものだと思います。

当然ながら、福祉の専門職は、この福祉の状態すなわち、ウェルビーイングを目指すこととなります。そして、私のような心の支援を専門とする心理職も

また、人々のウェルビーイングの向上に資することを目指して実践を行いますⁱⁱⁱ。

これまで述べてきたように、母子の関係性というのは、両者の相互作用の結果、すなわち両者の間にあるものですから、どちらか一方だけの問題にはならない、ということが基本的な考え方です。半世紀ほど昔は、子どもが社会的に何か不適応を起こすと、親の育て方が悪いというような、短絡的な因果論となりがちでした。母原病などという極端な表現も、科学的根拠のないものながら、80年代前後に生まれています。

関係性という視点を持つことによって、子どもが呈する様々な問題の原因を子どもの内側に封じ込むことなく、なおかつ母親のように子どものそばにいる人間に押し付けることもなく、子どもと誰かの、あるいは子どもと何かの「間」の問題として捉えることができます。支援者の間では、母子の関係性の問題に「ボタンの掛け違い」という比喩がよく使われます。このような支援者の視点を持つことによって、母親を悪者、ないしは支援されるべき弱い存在としてではなく、子どもの問題を共に解決していくための協力者として位置付けることができるようになるのです。

母子が一緒にいるための支援

もっとも、初期の母子の関係性支援の研究は、「悪いところを治す」という医療的な発想から、もっぱら母親のまずい行動に焦点が当てられていました。例えば、親子相互作用と乳児の早期発達に関する最も端的な臨床的問題として、親の抑うつがあげられます。親子の早期相互作用は、情動の共有、情動の相互調整体験としてとても重要なものですが、親が抑うつ状態にあると、子どもと状況を共有して、適切な応答をすることが困難になります。

こうした状況は、実験的にも簡単に再現できることが知られています。例えば、母親に意図的に静止

した顔(still-face)で対面させたり、単調な語りかけをしたり、表情や身体の動きを抑えるなどさせると、乳児は、視線を背けたり、不快や苦痛などの否定的な情動が出やすくなります^{iv}。

そして抑うつ母親との関わりを長く続けていくと、乳児もやがて母親以外の大人との間でも、母親にしたのと同様な行動を見せ、結果的にその大人からも抑うつ的な行動を引き出していくような対人スタイルを発達させることがわかっています^v。それが健康的な対人相互作用であろうとなかろうと、お互いの情動や注意を調整し合って共にあり続けようとした、適応の形であり、一つの発達過程であるとも言えるでしょう。

仮にこうした母子の関係性を治療するという枠組みなら、この母親の応答性をいかに良好なものへと変化させるか、ということになります。しかし、重い精神疾患などのために、すぐに改善することが難しいケースは多くあります。この時、母親の抑うつ状態が治癒しない場合でも、母親の代わりに子どもと向き合っ、子どもの対人スタイルの発達を促すことも、非常に効果的で重要な母子の関係性支援になります。幼少期の子どもには、父親や祖父母、保育者など、母親と違う他者との関わりの中で糧となるものを自分の中に取り入れる柔軟性が備わっています。

現在、保育現場において親の心的不調は、めずらしくありません。あるいは、家族の介護などによって、相対的に母親が子どもに手厚くかかわることが長期的に難しくなる場合もあるでしょう。こうした状況を前提とする保育コンサルテーションの実践で必要とされるものは、治療的枠組みのそれとは、大きく異なってきます。保育の営みにおいて、母親の病理面に直接アプローチすることは稀です。何よりもまず、子どもの育ちを支えることに注力した上で、母子間に生じやすい葛藤や衝突を和らげ、母子が少しでも居心地よくいられるよう、間接的、環境的な

ところも含めて、多くの人が少しずつ少しずつ、さざ波のように関わりを重ねていくことが多いと思います。

保育カンファレンスにおいても、助言者は、全体的な方向性を共有した上で、担任を始めそれぞれの職員の持続可能な支援の方略について、積極的に知恵を絞って討議に加わることが期待されるでしょう。

母子の出会い直しの支援

以上は、生活場面で関係性に困難を抱える母子の支援ですが、分離を余儀なくされる場合の支援についても触れておきたいと思います。現在の乳児院では、家庭からの分離直後から子どもの発達を停止させることなく、新たな養育担当者との間でしっかりとした関係を構築していくことが、何より大切な関係性支援となっています。家庭引き取りにせよ、里親委託にせよ、子どもが次に新しく出会う人との間でどのような関係をつくることができるかで、子どもの将来が大きく展開してくるからです。

乳児院で行った家庭引き取りへ向けての支援事例を紹介しましょう。

入所直後の1歳を迎えたばかりのある乳児の様子は、大変痛ましいものでした。対面で抱き上げても視線が一切合わず、不快になると暴れまわって自らが混乱の渦に陥ってしまうことを繰り返していました。自分に苦痛や不安が起こっても、母親や大人になだめてもらうことを期待しない、そんな彼を目にしたとき、これから始まる沢山の探索行動を通して成長する時期の困難を直感しました。

案の定、そのあとすぐに、いくら名前を呼んでも振り向かず、ちょっとでも何かに注意が引かれると、危険も顧みずに突進してしまう事態になりました。彼に対する関わりようのなさ、無力感を全ての職員が体験していました。

それでも担当養育者は、周りの職員にも支えられ

ながら、忍耐強く密な応答を心がけていきました。名前を呼び、抱き上げ、痛い思いをしそうなとき、混乱しすぎる前に手を差し伸べ、不快な状態を担当になだめてもらう心地よさを味わえるよう努めてくれました。障害や病気を治そうとか、しつけようとか、そうした感覚よりも、彼と一緒に心地よくいられるよう、あらゆる努力を惜しまなかったといった方がびったりきます。これがまさに、ウェルビーイングを目指すことに没頭している支援者の姿だと思いました。

1年たった頃、突然彼は、担当養育者の存在に気がついたかのように、自分から話しかけてくるようになりました。未知の人には、担当養育者がそばにいれば、安心して関わりを持てるようにもなりました。対話的な言葉や、体験の共有や承認を求める会話が花咲くように出現してきました。

音信不通だった母親と再会したのは、その頃です。彼の様子に「なんだか、とってもかわいくなっている」と、感想を漏らしました。これが再出発のモチベーションとなったことは間違いありませんでした。

DVや借金地獄など、妊娠中からこの母子が体験した1年間の苦しさは、想像を絶するものがありました。でも、何とか家族の再統合へ向かうことができたのは、母側が自分の生活の立て直しに目途がつけられるようになるまでの間、子ども側も、しっかりとした別の大人との関係の中で育つ機会が得られた幸運があったからだ実感します。このように、面会交流の中で関係性の支援を行うまでの土台作りは、毎日の生活の中にあります。

一対一の母子関係の修復に、沢山の人の関係構築が必要になります。少しでもより良い再出発するために、そこでつながった人たちが知恵を絞り、協力し合うプロセス全体が、関係性の支援だと言えるでしょう。

多世代に渡る親子関係の連鎖を考慮する

もう一つ母子の関係性支援を行っている、必ずと言って良いほどその影響が見えてくるのが、母親自身の母子関係の歴史です。自分が母親とどのような関係性の中で生きてきたのか、その価値や意味の再定義が、自分が母親になって子育てをする中で、活発に行われるようになります。自分の母親を理想とすることもあるし、反面教師的に見ることもありますが、いずれにしても母親という新しいアイデンティティを獲得するときに、モデルとなるものを自分の記憶の中に求める動きが活発化します。

その過程では、乗り越えたはずの大きなトラウマが、突然顔を出すこともあります。目の前の子どもとの関わりを支援しているときに、母側のトラウマに思いがけず触れてしまうこともあります。そのような時、その人の中にしかわからない、親子の関係性のあり様を何とか共有しながら、支援者は、現在の母子の関係性を育てることに協力し、過去からよみがえるものに、現実が揺るがされないように支援していきます。

これからの関係性支援

支援の必要な人、時期、内容は、様々です。気持ちはあっても、到底一人で支援が完結できるものではありません。一組の母子の周りに、夫やそのほかの家族、親族、地域、文化など、多層的にシステムが広がっています。

支援の目指すべきところをウェルビーイングに置くことは、いろいろな偏見・先入観を超えて、当事者の視点で何が良いことなのかを考え続けながら、その人を取り巻くあらゆるところから支援の可能性を探り、必要な資源を引き寄せ、チャレンジしていくことだと思っています。

専門家として専門家らしく振舞える部分は限られたものです。できれば、その家族の人生のわずかな時間にでも、関わらせてもらった縁をできるだけ大

[特集] 「子どものウェルビーイング」を育む社会を目指して

切にして、可能な限り、時々経過を見守っていくような、長期的な視点を持っていきたいものです。そのためには、支援者側のセルフケアもとても重要なことだと実感しています。

- i Stern, D. 馬場禮子・青木紀久代(共訳) 2000 親—乳幼児心理療法—母性のコンステレーション— 岩崎学術出版社
- ii 青木紀久代 1999 調律行動から見た母子の情緒的交流と乳幼児の人格形成 風間書房
- iii 青木紀久代 2021 ウェルビーイングと臨床心理地域援助 伊藤亜矢子(編) 臨床心理地域援助特論 放送大学教育振興会, Pp.57-69.
- iv Cohn, J.F. and Tronick, E.Z. Three-month-old infants' reaction to simulated maternal depression. *Child Development*, 54, 185-193. 1983
- v Field, T., Healy, B., Goldstein, S., Perry, S., Bendell, D., Schanberg, S., Zimmerman, E.A., and Kuhn, C. Infants of depressed mothers show "depressed" behavior even with nondepressed adults. *Child Development*, 59, 1569-1579., 1988

キーワード：アダルト・アタッチメント・インタビュー
(AAI: Adult Attachment Interview)

大人のアタッチメントをインタビューによって測定・分類するものです。主に幼少期のアタッチメントに関わる被養育体験やその影響について聞き、その語りの内容や語り方に着目していくことによって、その人の基本とするアタッチメントのパターンを同定していきます。安定自律型、愛着軽視型、とらわれ型の3種類の基本型と、体験の情緒的処理が完了していない未解決型の4つがあります。



II 各領域における「子どものウェルビーイング」

母子保健における ウェルビーイング



なかいたいくみ
武蔵野大学看護学部 教授 中板育美

はじめに

母子保健活動の根拠法となる母子保健法には、その目的が、「母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図ること」（第一条）と記載されており、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置（ポピュレーションアプローチ含む）を通じた活動は、虐待の予防及び早期発見にも資する（平成28年6月の母子保健法改正・第5条）ことが明記されています。母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化し、まさにあらゆる子どものウェルビーイングを守る方向が示されているのです。

母子保健活動とウェルビーイングについて、仕組みと技術に分けて紹介します。

1. 母子保健活動の仕組み

全国の市区町村において実施されている母子保健活動のスタートは、母子健康手帳（以下、母子手帳）の交付（事業）です。ちなみに世界で初めて母子手帳を導入したのは日本でした。1948年に妊娠から出産・産後の「継続ケア」、そして子どもが6歳を迎えるまでの記録を（母）親が手元に持ち、親子をサポートする人びとも役立つ情報ツールとして登場しました。日本の妊産婦死亡率や乳幼児死亡率は世界トップクラスの低さですが、母子手帳の導入や予防接種の広がりや寄与したと言われており、今で

は50か国がなんらかの形で母子手帳を採用していると言われます。

我が国では、11週未満の母子手帳申請・交付を目標としており、11週未満の妊娠届け出率が93.0%と目標は既に達成しています（厚生労働省地域保健・健康増進事業報告、平成28年度）。交付時は、妊婦とのファーストコンタクトの機会という意識も高く、98%の自治体がアンケート形式のインタビュー面接によって、妊娠契機（予期せぬ妊娠か否か）、サポート体制、喫煙・飲酒の有無や経済状況、親のメンタルヘルスなど妊婦の身体的・精神的・社会的状況を把握しています（平成29年度、厚生労働省）。手帳交付が22週以降になる場合も含めると、10代の妊娠、未婚/未入籍、予期せぬ妊娠、経済的不安などのリスクを持つ妊婦や特定妊婦と出会う機会にもなっています。

母子手帳交付以降は、妊婦訪問、妊婦健診（14回の公費負担）、産前・産後サポート事業、新生児訪問や産婦健診事業（産後2か月）、産後ケア事業、乳幼児健康診査等の事業に保健師などによる随時の相談や家庭訪問などの地区活動が厚みを持たせて展開されています（図1）。つまり出産を決意した時点から、子どもが生まれ、子どもが就学するまでの間に対象月齢に合わせて重層的に成長発達を確認評価するシステムと相談対応システムが構築されているのが母子保健です。

〈図1〉市区町村における母子保健施策と子育て支援施策



出典：厚生労働省

2. 親と子のウェルビーイングを妨げるもの

一方、母子手帳を受け取る行為、すなわち出産するか否かの最終決定が遅れて交付申請が22週以降に至る妊婦もいます。その中には産みたい気持ちはあるが産めない、産みたくない、産めないが産まない決断と行動が伴わないなど妊娠継続の有無に関わる困りごとに悩み、中絶の時期を逸して母子手帳交付を受ける妊婦などもあります。また残念ですが、1%に満たない割合で母子手帳未交付もあり、その中には、出生ゼロ日殺害事例や産後に虐待や乳児殺害に至る事例も散見されています。

このような妊婦は自ら自治体を訪れ、妊娠葛藤を相談したり、あえて公的サービスにはアクセスしない傾向にあり、孤立無援の環境下にいることが想定されます。母子手帳交付前の孤独な女性にこそ支援の手を差し伸べる施策が必要です。

また、経済的困窮または貧困は、そこで育つ子どもの教育環境に影響を与え、その結果、将来の所得格差や健康格差、そして幸福感格差にまで影響は波及しかねないことが明らかになっています^{1), 2)}。特に幼少期から学童期の貧困や低栄養は、発育発達に影響を与えます。朝食の摂取頻度が少なく、加工品やインスタント麺類など炭水化物の摂取が多くなりがちで、栄養不良やバランスの悪さから脳の発達や

学習能力にも影響を与える可能性が指摘されています。さらに、虫歯が多い幼児期から学童期の子どもの生活背景をみると、親の病気や貧困によって口腔ケアが不十分になりがちですが、健診や治療にもつながらない(つなげられない)子どもも相当数いるとも推定されています^{3), 4)}。

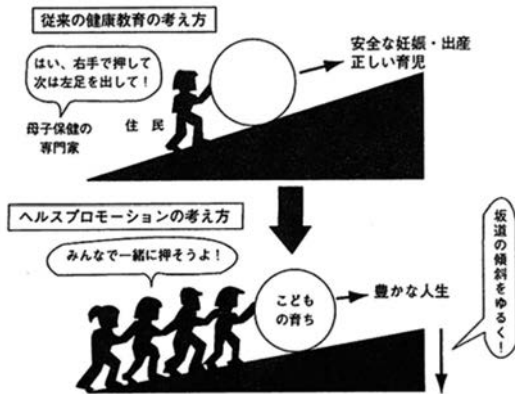
今号のテーマであるウェルビーイングについて、公衆衛生看護分野においては、「健康」の定義は「身体的・精神的ならびに社会的に完全に良好な状態であって、単に疾病や虚弱でないということだけ

ではない」(WHOによる健康の定義)とほぼ同義と捉えられています。健康か病気かといった択一的な考え方ではなく、生活の質(QOL: quality of life)を考慮した健康の先にあるのがウェルビーイングであり、主観的幸福感や心理的幸福感を指しています。要するに健康は目的ではなく、ウェルビーイングという目標を達成するための手段であるという認識です。ウェルビーイングの手段である健康を享受するためには、日々ヘルスプロモーション理論(オタワ憲章、1986)に則った活動が必要で、母子保健活動においても例外ではありません。子どもにとっての主観的健康観や心理的健康観を考えるヘルスプロモーションは、子どもに生きる力を付与するとともに、健康を脅かす子どもの病気や障害、家庭の問題(貧困や夫婦間葛藤など)を自己責任論や申請主義で片づけるのではなく、妊娠期からの生活を子どもの健康享受(育ち)を目的に据えた支援的環境整備や公共的な健康政策を家庭や学校、地域社会が協調し合って推進しています(図2)²⁾。

3. 子どもと親のウェルビーイングに向けた支援技術

枠組みや支援につながる入口は確保できても、支援基盤を築くには、複合的な家族病理を評価し、理解する必要があります。そのためには、家族の日常

〈図2〉母子保健分野における従来の健康教育とヘルスプロモーションの考え方⁵⁾



出典：保育所子育て相談推進セミナーテキストから引用
(日本財団図書館)

のありのままの生活を知ること、親子の間あるいは胎児との間にどのような愛着関係が築かれているか、どの程度親が子どもの発達や家族間の課題を感知しており、どの程度の対人関係の結びつき方を獲得しているかなどの評価も必要になります。われわれ支援者にとっては、できる限り、親/妊婦と本音を語り合える細やかな信頼関係を築けるか、そしてその必要性を了解してもらえるかがカギになります。

3-1 親と子の心身の健やかな成長を応援したり、健康が阻害されていたり、阻害されるのが予想される場合に関与を行うことは、親を守る支援であると同時に、子どもを守るための策である。

地域で母子保健活動という「予防的かわり」に従事する支援者は、関係性の樹立にも常にソフトランディングできる方法を求めますし、大切にしています。また、関係性が樹立しても家族の評価の結果、関係機関(者)と連携する必要が出てきても、親/妊婦との間が「指導される監視的關係」にならないように一工夫を凝らすことを意識するポジションに支援者はいます。その上で①事例の生活史を丁寧に聴き、②被虐待体験・愛情不足・飢餓状態が推定される場合には、児童福祉分野や生活支援担当とも情報共有し、③精神的アプローチなど手厚い支援を行う

ことで、虐待の発生や子育て困難を予防する努力をします。

事例化する前に、「被虐待歴妊婦」「特定妊婦」「養育を困難と感じている親」などには、自己肯定感を高める支援を行い、事例化そのものを防ぐのが、母子保健です。

3-2 指導ではなく相互交流そのものが支援である。

新生児行動観察(NBO = Newborn Behavioral Observations)は、親子関係構築支援のためにボストンにある子ども病院とハーバード大学小児科で開発された生後3か月までの子どもとその親への介入プログラムです⁶⁾。多くの保健師が新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問、乳児健診などの場面でこのプログラムの主旨を無意識に実践しています。

このプログラムは、保健師などの支援者が家庭訪問時等に、赤ちゃんの原始反射(自動歩行、哺乳反射、探索反射、モロー反射、把握反射や追視確認、引き起こしなど)などを評価する際に活かされます(図3)。黙々と説明なしにチェックをするのではなく、親と一緒に赤ちゃんの原始反射を観察し、赤ちゃんの持つ能力を医学的な知識と技術を使って親に見せながら、赤ちゃんに合わせて穏やかなトーンで乳児の目線を意識して「ママどこかな」「首を上げてママを探してますね。ママを見つけて笑顔になりましたね」などと補うことで、親が子どもの成長を納得できるように、毎日のたゆまない親の関わりや努力が認められたと実感できるように促す手法です。産後うつ病の改善や母親の感受性の増加、母親の自信につながるなど効果が立証されていますし、愛着形成の促しにもなります。

医学的知識に基づく保健的アプローチは、その知識と技術を利用して指導するというのではなく、その場面を通じて親が親として「それなりにできている」と成長を実感し、その結果、子どもが健やかに暮らすことのできる環境を樹立する援助策を紡ぐこ

〈図3〉 乳児早期の神経学的(原始反射)の一部

モロー反射



後頭部と背部に検者の手を当て、頭部をできるだけ上に持ち上げる。乳児が緊張をゆるめるとき検者の手(頭部の)を急に離して下方で頭を受けるようにする。乳児は両手を拡げ、さらに抱くような反射を起こす。生後5か月ごろには消失。

手掌把握反射

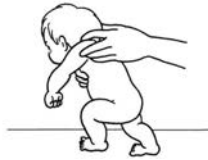
乳児の手指と手掌の間に検者の指を置き、少し圧を加えると乳児の指が曲がってくる。4~6か月で消失する。



4か月正常児



自動歩行反射



乳児の両脇をかかえ、足をつけベッドに平行に歩かせるように移動すると自動的に歩く。生後4~6週頃まで。

足蹠把握反射

足跡と足蹠の境界に検者の拇指を置く。足蹠が屈曲し把握したような状態になる。8~9か月以後は消失する。



引き起こし反射

検者の拇指を乳児の手掌で握らせ、他の手指で手首を握り、そして両上肢を引き起こす。引き起こす途中までは頭がやや背屈しているが、45度ぐらいで一旦止めてみると顔は体軸と平行となる。

出典：新潟県医師会「乳幼児健康診査の手引」改訂第5版より引用して筆者作成

とに活かされています。

さいごに—全ての子どもに豊かさを

複雑かつ経済基盤も不安定で、親の知的・精神的な問題が持続している環境のもとで暮らす子どもがいます。Condon (1986)⁷⁾は、胎児に侵襲を加える心理規制として、満たされない欲求不満、妊娠自体の否認、妊娠に伴う脅威、愛着モデルの欠如、高いストレス状態などをあげています。このような親/妊婦は、往々にして自ら公的サービスへアクセスすることはしません。法的に定められた母子保健サービス提供の機会に保健師は、法に基づくサービスの提供を機械的に行うだけでは、親もその後ろで脅威にさらされる子どもも救い上げることはできません。育児の方法を教えるよりも親の話に共感しつつ、批判的にならず、評価的に話を聴かないことを優先します(Kempeら、1972)。まずは親/妊婦の Wants に寄り添い伴走することでストレスを下げ、親援助関係を形成することで孤立を解き、信頼しても大丈夫な人と親たちが実感できる関係構築を目指します。その関係性は、後の親/妊婦の成長へのアドバイスに対して理解を得やすくさせる効用にもつながります。

親と子双方の心身の健康とほどよい温かみと絶対

的な信頼感に裏打ちされた愛着関係の成立を促す機会こそが母子保健であり、子どものウェルビーイングの土台として良い機会にしていきたいと思います。

- 1) Oshio T, Umeda M, Kawakami N. Childhood Adversity and Adulthood Subjective Well-Being: Evidence from Japan. J Happiness Stud. Springer Netherlands; 2013 Jun 20; 14 (3): 843-60.
- 2) 日本学術会議. 日本の子どものヘルスプロモーション. 平成22年(2010年)7月12日. 健康・生活科学委員会 子どもの健康分科会. 2-3
- 3) 相田潤(2010)「口の中にも経済・教育格差」月刊保団連, 1018, 17-21
- 4) 相田潤・安藤雄一・柳澤智仁(2016)「ライフステージによる日本人の口腔の健康格差の実態：歯科疾患実態調査と国民生活基礎調査から」口腔衛生学会雑誌, 66(5), 458-464.
- 5) 保育所子育て相談推進セミナーテキストから引用(日本財団図書館) <https://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2000/00503/contents/013.htm>
- 6) NBO Japan ホームページ. NBO 研究会へようこそ！— NBO Japan (nbo-japan.com)
- 7) Condon, J.T.(1986) The Spectrum of Fetal Abuse in Pregnant Women. The Journal of Nervous and Mental Disease, 174 (9) . 509-516.

キーワード：NBO＝新生児行動観察

保健師は発達確認をする間、親と協力的な姿勢を保ち、一緒に解説を加えながら観察することで、最終的には、保健師と親の間で、ポジティブな親子の交流を育むための効果的な方法が NBO＝新生児行動観察です。個々の乳児の特徴をとらえ、協働で子どもへの関わりの方法を見出します。

Ⅱ 各領域における「子どものウェルビーイング」

地域における 児童養護施設等の新たな役割



はやかわ さとし
児童養護施設 子供の家 施設長 早川 悟司

はじめに

2017年8月に国は「新しい社会的養育ビジョン」¹⁾を発出し、これを踏まえて各都道府県は2020年に「社会的養育推進計画」を策定しました。ここでは里親委託率をはじめとする数値目標が掲げられ、10か年での達成が目指されています。

国はテレビ広告も含めて児童虐待の通告を推奨し続ける中、その件数は増加の一途です。一方で児童虐待の予防や子育て支援施策の拡充は出遅れの観があり、少子化に歯止めがかかっていません。高齢化の一方で児童・若年人口の減少が進むことで社会構造が大きく変貌し、社会保障制度の維持も困難であることは自明であるのに実効性のある対策は見られていません。

2000年に「児童の虐待の防止等に関する法律」が施行されて以来、とりわけ都市部の子育て家庭を取り巻く地域は監視社会化しています。子育ては産んだ親の責任とされ、うまくいかなければ他から支えもないまま「虐待」のレッテルを貼られることもあります。因果の立証は困難ながら、児童虐待死報道の過熱は出生数低下の加速と無関係ではないと考えています。²⁾

減点主義に偏ってしまった日本の子育てパラダイムの転換がなければ、この国の安定は展望できません。本稿では、社会的養護の実践現場の視点から「児童虐待」を捉え直し、児童養護施設等が地域社

会で担うべき役割を提案します。

1. 社会的養護と児童虐待

(1) 増える児童虐待相談

社会的養護の背景として着目されるのが、家庭等における児童虐待です。「虐待が増えた」と繰り返し報じられていますが、増えているのは児童相談所が対応した児童虐待の相談件数です。これが即ち児童虐待の実数を示すものではありません。

国は2015年7月から児童虐待通告の全国共通ダイヤル(189)を設ける等、通告促進を図ってきました。その効果もあってか、2021年度中に全国の児童相談所が対応した件数は207,659件(速報値)と過去最多の更新を続けています。結果、増加を続ける子どもの保護に、特に都市部では児童養護施設や里親等の受け皿確保は追いつかず、一時保護所は定員を大きく超える入所で児童の権利擁護もままならない状況です。

児童虐待の対応には①予防、②発見・介入、③介入後の支援という三段階が想定されます。子どもの最善の利益を考えれば、まず①に注力しなければなりません。しかし、これまでの日本の児童福祉においては②ばかりが強調され、バランスを著しく欠いてきました。

〈表-1〉 入所・委託児童の家庭の状況

	総数	実父母有	実父のみ	実母のみ	実父養母	養父実母	養父養母	養父のみ	養母のみ	不詳
児童養護	25,223 100%	6,636 26.30%	2,777 11.00%	12,227 48.50%	606 2.40%	2,624 10.40%	54 0.20%	89 0.40%	75 0.30%	135 0.50%
乳児院	2,959 100%	1,561 52.80%	79 2.70%	1,240 41.90%	— —	75 2.50%	3 0.10%	— —	— —	1 0.10%
里親	4,222 100%	851 20.20%	398 9.40%	2,651 62.80%	59 1.40%	228 5.40%	4 0.10%	18 0.40%	5 0.10%	8 0.20%
自立支援	1,348 100%	325 24.10%	132 9.80%	656 48.70%	38 2.80%	178 13.20%	4 0.30%	6 0.40%	7 0.60%	2 0.10%
心理治療	1,268 100%	276 21.80%	109 8.60%	601 47.40%	41 3.20%	219 17.30%	6 0.50%	9 0.70%	7 0.60%	— —
ファミリーホーム	704 100%	180 25.60%	68 9.70%	357 50.70%	18 2.60%	75 10.70%	3 0.40%	— —	2 0.40%	1 0.40%
自立援助ホーム	565 100%	130 23.00%	70 12.40%	230 40.70%	26 4.60%	105 18.60%	1 0.20%	2 0.40%	— —	1 0.20%

出典：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」2018年2月

〈表-2〉 入所・委託児童が家庭等で受けた虐待

	総数	虐待あり	虐待経験の種類(複数回答)				虐待なし	不明
			身体	性	ネグレクト	心理		
児童養護	227,026 100.00%	17,716 59.50%	7,274 41.10%	796 4.50%	11,169 63.00%	4,753 26.80%	8,123 30.10%	1,069 4.00%
里親	5,382 100.00%	2,069 38.40%	629 30.40%	62 3.00%	1,361 65.80%	390 18.80%	3,028 56.30%	265 4.90%
乳児院	3,023 100.00%	1,235 40.90%	357 28.90%	2 0.20%	816 66.10%	202 16.40%	1,751 57.90%	32 1.10%
自立支援	1,488 100.00%	934 64.50%	604 64.70%	55 5.90%	465 49.80%	330 35.30%	436 30.10%	72 5.00%
心理治療	1,367 100.00%	1,068 78.10%	714 66.90%	96 9.00%	516 48.30%	505 47.30%	249 18.20%	46 3.40%
ファミリーホーム	1,513 100.00%	802 53.00%	365 45.50%	60 7.50%	500 62.30%	289 36.00%	576 38.10%	123 8.10%
自立援助ホーム	616 100.00%	441 53.00%	238 71.60%	48 10.90%	241 54.60%	243 55.10%	125 20.30%	48 7.80%

出典：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」2018年2月

(2) 社会的養護のもとで生活する子どもの家族

かつては戦災孤児の保護を主な目的としていた日本の社会的養護も、現在ではほとんどの子どもに保護者がいます。入所等の理由は経済的理由や親の精神疾患等さまざまですが、近年は家庭での虐待によるとされるものが増加の一途です。³⁾

近年の虐待死報道の影響もあり、「虐待」という言葉には残忍で猟奇的なイメージがつきまといます。しかし、ここでは社会的養護の背景を通じて、「虐待」を別の角度から確認します。

まず、社会的養護のもとで生活する子どもの家庭

状況を表-1で確認します。乳児院以外では「実母のみ」が突出して多く、半数ほどを占めています。一方で「実父母有」は2割台が最も多くなっています。しかし、DV被害等で妻が子どもを連れて逃げていた場合、戸籍上は「実父母有」にカウントされることが多く、実際の母子家庭の割合は数値以上に高いものと推測されます。

次に、入所・委託児童が家庭で受けた虐待を表-2で確認します。児童自立支援施設と児童心理治療施設で身体的虐待が最も多い他は、ネグレクトの多さが顕著です。

〈表-3〉 児童相談所での児童虐待相談対応件数
(2021年度速報値)

	身体	性	ネグレクト	心理	総数
人数	49,238	2,247	31,452	124,722	207,659
構成比	23.70%	1.10%	15.10%	60.10%	100.00%

出典：厚生労働省2022年

児童相談所による相談対応件数(表-3)においては、面前DVを含む心理的虐待が突出しています。次いで身体的虐待、ネグレクトとなります。性的虐待は最も潜在化しやすく、数値としては極端に少なく表われています。これらの傾向は過去数年変わっていません。

このように、入所・委託児童が家庭等で受けた虐待と、児童相談所が対応した虐待相談では類型割合の傾向が大きく異なっています。端的に言えば、相談段階で第1位の心理的虐待と、第3位のネグレクトが、社会的養護においては大逆転を起こしているのです。

これだけ顕著な現象の要因として、母子家庭をはじめとする子育て家庭の貧困と孤立が考えられます。

(3) 女性の貧困

社会的養護のもとで生活する子どもの家庭は母子家庭が最も多く、家庭で受けた虐待はネグレクトが最も多くなっています。現在の日本では、母子家庭の約8割が離婚によるもので、元の夫がいます。しかし、養育費を受け取っている母子家庭の割合は徐々に上昇しているものの24.3%で、平均額は43,707円とされます。⁴⁾ 養育費の受取改善の必要も指摘されますが、これのみで母子家庭の生活が大きく改善されるとは考えられません。

生活保護を受給している割合は、母子家庭・父子家庭共に1割とされます。日本では生活保護の捕捉率(保護が必要な人に対して、実際に保護が行われる割合)が約2割と極めて低くなっています。養育費がもらえない、生活保護が受けられないとなれば、

後は児童扶養手当です。

しかし、こちらも厳しい所得制限がある上、満額受け取っても月額43,070円に過ぎません。子ども2人目の加算は最大10,170円、3人目以降は1人当たり最大6,100円で、

子ども3人の母子家庭で得られる手当は最大合計59,340円です。この額で母子4人が1か月生活するのは極めて困難です。結果、母子家庭の母親の約8割は就労することになります。

母子家庭の就労年収は平均200万円に留まっています。中でも半数以上を占めるパート・アルバイト等の非正規就労の家庭では平均133万円とされます。これらはいずれもコロナ禍前の数値であり、現在は一層の困窮も予測されます。

筆者は児童養護施設で勤務する中、母子家庭におけるネグレクトで子どもが保護される場面に繰り返し立ち会ってきました。ある例では、母親は幼い子どもを家に残して、ダブルワーク、トリプルワークで家計をひとり支えていました。夜間、母の留守に子どもが目覚まし、玄関の外を泣きながらさまよいました。近隣から警察に通報が入り、ネグレクト事案の発生です。

一旦は、子どもは家庭に戻されましたが、その後も類似した状況が続いて子どもは児童養護施設措置となりました。主訴(入所理由)は、「虐待(ネグレクト)」です。人の二倍、三倍と頑張っていた母親に、虐待者のレッテルが貼られる社会にこそ問題があるといわざるを得ません。

国際的には離婚後も共同親権が主流な中、日本は未だに単独親権です。特に子どもが幼少である場合、経済力にかかわらず多くは母親が親権を担います。ひとり親家庭に対する公的に標準化された経済支援は、これまで触れた限りです。

近年は各自治体で、資格取得や就労に向けた支援等が用意されています。しかし、これらは何れも「自立支援」が基本方針であり、親の自己責任を前

提とするものです。産んだ親のみに子育ての責任を押しつけ、母子家庭等をネグレクトしている社会で児童虐待を解消することはできません。

2. 子どもを地域で支えるには

(1) 社会的養護のモデルチェンジ

先に述べたように、近年国は社会的養護の変革を掲げているものの、その内容は施設より里親、そして特別養子縁組といった形態論に偏ってきました。これらは専ら「子どもに家庭を」という抽象概念が先行し、具体的な機能や、何よりも子どもの権利保障の観点が十分ではありませんでした。

特に学童期から子どもは、「家庭」「学校」「地域」の3つの柱に支えられて成長します。日々、電車で生活圏を離れて通勤する生産年齢の大人は忘れがちですが、子どもにとって学校を中心とする地域は、まさに世界そのものです。地域での交友関係はかけがえのないものだし、子ども達はその中で一喜一憂しながらアイデンティティを形成していきます。

現在の社会的養護の最も重篤な問題は、家庭が機能しないと断じられるやいなや、学校からも地域からも子どもを引き離していることです。事前の予告はおろか、説明や同意もなく、多くの子どもがそれまでの関係や環境の全てを保護の名の下に奪われています。

新たな養育者となる施設職員や里親が情熱をもって子どもと接しても、出会う以前に子どもは生きるエネルギーを少なからず削がれています。新たに安定した関係を築くのは容易ではありません。「施設か里親か」という大人目線の形態論で子どもをたらい回しにすることなく、地域で家族と共に子どもを支えるべく、施設も里親もモデルチェンジを模索すべきです。

(2) 社会的養護系施設等の役割

従来の児童養護施設の主な役割は、入所児童の生

活支援・自立支援・退所後の相談援助です。これに付随して、家族関係の調整や再統合、関係機関との連携を行っています。

近年はケアスタッフの他に、心理職や家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、育児機能強化職員、自立支援担当職員といった専門職員の配置が進んでいます。社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師、栄養士、看護師等の有資格者も増えました。これらのマンパワーに加えて建物等のハードや、培ってきた養育や支援の知見・ネットワーク等を地域に向けて動員することが可能です。

2022年改正児童福祉法からも、こうした施設等への期待が見てとれます。⁵⁾ ショートステイ・トワイライトステイ(子育て短期支援事業)、一時保護、児童家庭支援センター、フォスタリング(里親養育包括支援)機関、子どもの居場所事業等の拡充を施設等が先導すべき時期に来ていると考えます。

(3) 当施設の取組

従来の社会的養護には二つの重大な瑕疵があると考えています。一つは若年・低学歴で強いられる社会的自立です。そしてもう一つは前述した都道府県単位での子どものたらい回し、地域生活の連続性の欠如です。どちらも入所児童等の社会適応を困難にさせている主要因です。

近年、自立支援については国制度の改善が進みつつあります。20歳までの措置延長に加えて、22歳年度末まで入所支援継続が可能になっています。⁶⁾ 当施設では近年、すべての入所者が高校卒業後も引き続き大学・専門学校や仕事に通っています。4年制大学を卒業し就職を決めて退所する例も珍しくなくなりました。さらに今後は、22歳を超えても必要な場合には入所支援を継続できるようになります。

施設独自の自立支援基金を用い、子ども等の多様な経験や学びの機会の確保に努めています。他施設



2022年2月にオープンした「そだちのシェアステーション・つぼみ」。1階は地域の子どもの交流スペースになっている。

や里親の下で不調となった中高生の入所が増える中、職員は粘り強く支援を続けています。

一方、2022年2月より新たに開設したのが「そだちのシェアステーション・つぼみ」です。新家屋を建設し、2階に従来は生活棟で行っていた三自治体のショートステイ事業を移転し独立運営しています。2階の一部から1階交流スペースでは地域の子どもの居場所・生活支援、学習支援、食事提供を行っています。また、各専門職が必要に応じて保護者等の養育相談に応じています。⁷⁾ 地域の子どもも食堂等とも連携し、地域住民の主体的参加も得ています。

こうした取組を通じて、現代都市部で広がってしまった「監視型コミュニティ」ではなく、かつて日本中にあったはずの「お互い様のコミュニティ」の再創成を目指しています。類似する取組が全国の小学校区等で展開されれば、児童相談所に保護される子どもは激減するものと考えています。

加えて、現在は地域の子どもを地域で支える里親の開拓・支援を担うフォスタリング機関の開設を目指しています。実親の存在を決して否定することなく、子どもの地域生活の連続性や主体性を支えるために、社会的養護は変革されるべきです。

註

- 1) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」2017年8月
- 2) 東京都目黒区・千葉県野田市の児童虐待死報道が繰り返された2018年から翌年にかけて、児童出生数は前年の91万8千人から86万5千人へと著しく減少した(6%)。その後も減少は続き、2021年の出生数は81万2千人を切っている。一方で、虐待による子どもの死は2018年の73人から2019年には78人へと増加した(7%)。報道や通告の強化で子どもの命は守れないこと、家庭を孤立・密実化させ、かえって事態を悪化させていることがうかがえる。
- 3) 児童養護施設では家庭で何らかの虐待を受けた子どもが約7割とされる。厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「児童養護施設入所児童等調査結果」2018年2月
- 4) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「全国ひとり親世帯等調査結果報告」2017年12月 母子家庭に関する数値データは何れもこれに基く。
- 5) 改正児童福祉法第6条の3第3項「子育て短期支援事業」、第15項「親子再統合支援事業」、第18項「妊産婦等生活援助事業」、第19項「子育て世帯訪問支援事業」、第20項「児童育成支援拠点事業」、第21項「親子関係形成支援事業」、第7条の3第1項「里親支援センター」、第10条の2第1項「子ども家庭センター」等。新規および追加項目で、施行は何れも2024年4月
- 6) 2017年開始の社会的養護自立支援事業(居住費支援)による。2023年からは22歳年度末までという一律の年限が撤廃される見込み。さらに2024年施行改正児童福祉法では第6条の3第1項の「児童自立生活援助事業」に編入され、都道府県の義務的経費となる。
- 7) 開所から3か年は日本財団の「第三の居場所事業助成」を受ける。今後、制度拡充が進む中で活用できるものは検討するが、制度の枠内ではなく、地域のニーズに合わせて活動を模索・実践・発信していく。

キーワード：ネグレクト

虐待の一類型であるネグレクトには意図的に子を遺棄する「積極的ネグレクト」と、貧困のため就労に追われるなど結果的に生じる「消極的ネグレクト」があるといわれています。後者は日本の社会的養護発生における主要因と考えられます。国連・代替的養護の指針(パラグラフ15)では、「貧困のみによって生じた状態が親との分離、社会的養護の利用や家族への復帰を妨げる正当化自由であるべきではなく、家族への適切な支援提供の必要性を示すシグナルとみなされるべき(要約)」とされています。

II 各領域における「子どものウェルビーイング」

児童相談と 子どものウェルビーイング



明星大学人文学部福祉実践学科 常勤教授 かわまつ 川松 あきら 亮

1. 児童相談のソーシャルワークが目指すもの

市区町村の児童相談部門や児童相談所、児童家庭支援センターなどの多様な機関が、地域で連携しながら子どもと家庭に関する相談を受ける仕組みが徐々に整備されてきました。まだまだその関係のあり方は模索段階ですが、地域でのネットワークによる子どもと家庭への支援が多様に取り組みられています。

現在その中心的な課題は、子ども虐待の予防に焦点化されつつあると思います。そしてそのためには、地域での多様な子育て支援の資源を充実させ、民間団体を含めて協働した支援を行うことが求められていると考えます。

そのような支援体制が進められる中で筆者がとても気になっている言葉があります。それは「注意喚起」という言葉です。市区町村児童相談部門や児童相談所の現場職員から多く聞かれるこの言葉が、子ども虐待への対応の一つの終結の形として認識されてはいないでしょうか。「注意喚起」をなぜしなければならないのか、そうしなければならないなくなった家庭にはどのようなことが起こっているのか、家庭だけでは改善できないそうした事情に対して地域がどんな支援を繰り出していけるのか、支援者がどのようにかわりどう応援していくかを家庭に対して伝えられているのか、そういった点がとても気になります。「注意喚起」をしてどうなったの

か、それをどう受け止めてもらっているのか、きちんと確かめることが必要ではないでしょうか。短期間かわって終結した後で、その子どもがどういう状況で生育しているのか、それがとても気になります。上記のような支援を行うためには、子どもと家庭の現状に対する深い理解（アセスメント）が大切になります。

児童相談の中心になければならないのは、あくまでも子どもの幸せだと思います。子ども自身が自分の置かれている状況をどう思っているか、どうしたいか、どうなりたいと思っているのか、そしてそのために周りの人たちがどう応援できるのかが中心にならなければならないと思います。しかし児童相談での対応は、どうしても保護者や家族とのやり取りが中心となります。そのために保護者の意向に左右されがちで、中心に置かれるべき子どもの意向が十分に踏まえられていないことが起こりえます。支援者はそのことに留意して自らの取り組みを見直す必要があると考えます。

子どもの幸せを中心に置いて考えるのですが、その実現のためには家庭を支援しなければなりません。子どもは家庭という背景を背負っていつも生きているからです。保護者の安定や生活状況の改善、家庭へのサポート体制の構築など、支援のポイントはたくさんあります。それらの課題を丁寧に見出し、子どもと家族の強みも把握して励ましながら、多機

関協働で家庭を支援することを通して子どもの幸せを実現していきます。これが児童相談のソーシャルワークであろうと思います。

2. 子どもと家庭への理解を深める

子どもと家庭への支援をするためには、子どもや家族にかかわる情報をできる限り豊富に集めてそれを構造化し、支援者が子どもと家族への理解を深めることが前提になります。支援の手立てはそこから探り出していくことになります。答えはなかなか見出しにくく、答えが一つではありません。それを子どもと家族とともに探っていくことになります。アセスメントは、ソーシャルワークの過程で絶えず行われ、中身が更新されていなければなりません。なぜなら家族は刻々と変化し、思いがけないことが起こったりするからです。また得られている情報が不正確であったり、支援によって状況が変化したりすることもあります。支援者は子どもと家族の変化にタイミングを逸せず的確に対応していく必要があります。

相談につながる家庭は様々な困難を抱え込んでいます。就労の不安定、経済的な困窮、夫婦関係の不安定、DV、精神疾患、依存症、あるいは病気や障がいなどなど、これらが重なり合っていて複合している家庭が多く見られます。さらに、ひとり親家庭や外国にルーツがある家庭の生活の困難は言うまでもありません。こうした困難に加え家族関係が変化したり、新たな同居者が出現したり、親族との関係が影響したりもします。親族などのサポートが得られないでいる家庭も少なくありません。また、子ども自身も疾患や発達の課題を抱えていたり、親子関係による影響を受けていたり、トラウマ経験により不安定になっているなど、様々な事情を抱えています。そこで心理診断や医師による診断などにより、子どもが抱えている課題を見立てることが大切になります。支援者はこれらの情報を十分に集めて、子

どもと家族の歴史と現状を理解しなければなりません。子どもや家族が抱えている問題の背景にどういった事情があるのか、あったのか、それを探っていくことが求められます。

特に子どもや家族から直接に聴き取る情報は大切になります。支援者は子どもや家族から、これまでのことやその時々を思いを聴かせていただく、知らないことを教えていただく、そのような姿勢が求められています。聴いていく過程で、話している方自身の整理がついて、何らかの見通しにご自身で気づかれることもあります。支援者がどれだけ丁寧に聴くことができるのか、その面接力がソーシャルワークの要であると思います。

聴くといっても、なかなか言葉で表現できない方は多いです。特に子どもはそうです。言葉を知りませんし表現の仕方がわかりません。自分の困りごとに気づいていない場合もあります。乳幼児や障がいを持つお子さんであればなおさらです。支援者は言葉にならない声まで丁寧に拾い上げることができているか、支援者側のアンテナ、センサーの感度が試されます。しぐさや表情、そのほかさまざまなことも情報源になると思います。

ただ、子どもや家族から直接にはなかなか聴き取れないこともあります。そこでかわりのある関係機関や関係者から収集する情報が大切になります。現在だけではなく、過去にかかわった機関やかつて通っていた保育園などの所属機関、あるいは転居してくる前の自治体での関係者情報などをさかのぼって聴き取らねばなりません。こうした情報を総合して、関係機関と一緒に理解を深めていくことが必要です。

こうした理解を深めるためのツールとしてアセスメントシートが用意されてきました。これは指標化して判断ができるようなものではなく、それを一つの目安として総合的な判断をしていくための材料です。そして支援者がまだ知らない情報に気づくこと

ができるのもアセスメントシートの利点です。このアセスメントシートを支援関係者が共有して、共同で検討することが大切になります。そのことで支援者間の認識の相違をすり合わせ、共通の方向性を見出すことが可能になるのです。ソーシャルワークを進めていくためのアセスメントの充実を図っていきたいものです。

3. 重ね合う支援

子どものウェルビーイングを高めていくための子どもと家庭への支援は、一つの機関や一人の支援者だけでは実現できません。多機関が関与して、ともに足並みをそろえ、同じ方向を見ながら支援を継続することができなければなりません。そのために求められるのが重ね合う支援だと考えます。ここまでは自分の機関が行う支援で、ここからはそちらの機関が行う支援と役割を分担することが、支援の分断を生むことにつながります。それぞれができることをしっかりと実施するだけでなく、お互いの領域に踏み込み合って一緒に支援を行うこと、それが重ね合う支援だと考えます。

具体的には、同席で面接する、同行で訪問する、顔を合わせて話し合うということです。そうすることで、子どもや家族にもそれぞれの機関が行える支援がわかりやすくなります。多機関が情報共有しながら関与することも明示できます。子どもや家族の中には、自分の置かれている状況をうまく説明できない人も多く存在します。その時に、事情をよくわかっている支援者が間に入ることで、他の支援者にも事情が伝わりやすくなります。同行する支援は支援をつなぎ合う上で大変重要な手法であると考えます。また、支援者同士が顔を合わせて話し合うことで、認識の温度差を埋め、判断の相違をすり合わせることもしやすくなります。

忙しい業務の中では、他の機関に支援を任せるということが起こってきます。それぞれが他の支援者

がかかわっているからと知っているうちに、結果としてどの支援者も十分にかかわっていない状況が生じてしまう可能性もあります。ある支援者が気づいた情報が他の支援者に伝わらないことで、隙間が生まれ、事態が悪化しているのに適切な対応が取られないまま時間が経過してしまうことも起こりえます。そこで重ね合う支援が大切になるのです。

よく使われる役割分担という言葉は注意して使用した方がよいのではないかと感じます。役割分担を強調することで、支援が細切れになってはいないでしょうか。まずは協働して行うべき支援があり、それを遂行する上で、それぞれの支援者が得意を活かしながら、自らできることを他の支援者と重ね合って実施する、そのことを丁寧に協議して申し合わせていくという、協働する上での役割分担を考えていくべきではないかと考えます。

4. 子どもの前向きな生き方を応援する出会いを

子ども家庭相談のソーシャルワークの中心に子どもがいなければならぬことを冒頭で述べました。子どもが少しでも前向きな気持ちで、自分が選んだ生き方を歩んでいけるように、必要な支援を考えていくことが支援者の役割だと思います。

子どもは自分の気持ちを聴いてもらえる機会が少なく、あきらめていたり、投げやりな気持ちになっているかもしれません。訴えを受け止めてもらえなかったり、誰からも返しをしてもらえなかった子どもは、訴えを発することもしなくなるかもしれません。自分が悪いからこうなっているのだと思わせられている子どもは、自分を大切な存在と思うことができず、希望を持つこともなくなっているかもしれません。自分の存在を丸ごと受け止めてもらう経験が少なく、特定の大人と安心したやりとりを経験していない子どもは、大人や社会を信用できなくなっていることもあります。私たちが会おう子どもが、これまでの短い人生の中でどのような体験をして、

大人とどのような関係性を持ってきたのか、まずは丁寧に把握することが必要です。

こうした子どもたちが特定の信頼できる大人と出会い、自分の話を聴いてもらう体験を持つことで、変わっていくことがあります。受け止められ、褒められるなどの経験をすることで、自分も大切にされてよい存在なのだと気づききっかけができるのです。そして大人を信用してもよいかもわからない、社会は自分の敵ではないかかもしれないと思えるきっかけにもなるでしょう。子どもにとってこうした大人との出会いはとても重要です。例えば学校で教師と、あるいは地域で子ども食堂のスタッフと、または近隣の大人と、出会いのチャンスはさまざまにあると思います。

これらの中でもとりわけ、子どもの居場所は重要だと思います。そこにいけばほっとできて、話を聴いてくれる人がいる。一緒に遊んだり、温かい食べ物と共にできたり、時には勉強を見てもらったり、将来のことも話したりできる場、それが居場所だと思います。家庭でも学校でもない地域の居場所で救われる子どもたちは多いのではないのでしょうか。こうした居場所で家庭では十分に提供されないケアを受けることで、地域から離れずに在宅生活を継続できる子どもがいるはずです。子どもの居場所と相談機関とが連携協働して、支援が必要な子どもをつなぎ支えることができるとよいと思います。現在多様な形で子どもの居場所の取り組みが開始され、広がりを見せています。それぞれの地域で、相談機関と民間の取り組みが重なり合い、子どもを支えるネットワークが広がっていくことを願います。

5. 子どものSOSを受け止め、子どもと対話を

子どもたちは保護者の置かれている状況をよくわかっていて、そして我慢しています。保護者が変わってくれることを願いながら、しかしあきらめている子どももいることでしょう。保護者が自分の方

を向いてくれることを求めながら満たされない思いを抱え、そのために問題行動としてSOSを表出している子どももいます。子どもが保護者のことを客観的にとらえるには時間がかかります。私たち支援者は、子どもの思いを保護者に伝え、子どもとの時間を作ってくれるように働きかけをします。保護者もまた悩みを抱えており、子どもとの間での調整を行う必要があります。児童相談のソーシャルワークは子どもと保護者をつなぎ直す、絆を回復する取り組みでもあると考えます。

子どもはこれから自分がどうなるのかとても不安です。一時保護されたり里親委託や施設入所した場合はなおさらです。子どもが自分の置かれている状況を理解できるように、そしてこれからの見通しをもつことができるように、丁寧に説明して納得を得ていくことは児童相談の基本です。

子どもが今という時を幸せに感じ、少しでも前向きに歩いていけるように、子どもの気持ちを丁寧に聴いて寄り添いながら支援をしていきたいと思いません。

キーワード：子どもの居場所活動

子どもが安心して過ごすことができる、学校でも家庭でもない第三の居場所を創る取り組みが広がっています。無料または安価な食事の提供や学習支援を行っている場合もあります。そこでは大学生のボランティアが子どもにとっての一つのモデルとして機能する姿が見られます。母子生活支援施設や児童養護施設がこうした場を提供する取り組みもあります。行政との連携協働による多様な取り組みを各地域で創意工夫して広げていきたいと思えます。

II 各領域における「子どものウェルビーイング」

子どものウェルビーイングと 精神科医療の役割



和歌山県精神保健福祉センター 所長、医学博士 おの よしろう 小野善郎

はじめに

児童福祉の目的は、児童福祉法第一条に「その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」とあるように、心身の健康は児童福祉の中核的な要素であり、児童福祉の目的を達成するためには、小児科医療とともに精神科医療はとても重要な役割を担っていることは言うまでもありません。かつては知的障害や自閉スペクトラム症などの神経発達症（いわゆる発達障害）が主な対象でしたが、近年では児童虐待相談件数の増加に伴い、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、反応性アタッチメント障害などのトラウマ（心的外傷）やストレスに関連した障害と診断され、治療・ケアが求められる子どもが増加し、精神科医療の役割はますます大きくなってきています。

しかしながら、たとえ精神疾患の診断が付いたとしても、精神科医療だけで子どもの福祉が達成されるわけではなく、それどころか精神疾患として理解することで個人の精神病理に還元され、子ども自身の思いや願いを受け止められず、支援が本人の期待とは違う方向に向かってしまうことになることさえあります。より専門的な支援では、具体的な転帰（成果）が求められますが、ともすれば「症状」に注目することで目先の目標にとらわれやすく、一人の子どものウェルビーイングという大局的な目標が見失われることがあってはなりません。これまでで

上に精神科医療ニーズが高まるなかで、あらためて児童福祉の目指すべきウェルビーイングについて考えてみたいと思います。

福祉・健康・ウェルビーイング

ウェルビーイング (well-being) は、もともと世界保健機関 (WHO) が1947年に採択したWHO憲章の前文で、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態 (well-being) にあることをいいます。(日本WHO協会訳)」という健康の定義の中で使われたのが最初とされているので、健康の本質を表しているといえます。また、2015年に国連が採択した17の持続可能な開発目標 (SDGs) のひとつに、「すべての人に健康と福祉を (good health and well-being)」があるように、健康と福祉 (ウェルビーイング) は一体的に取り扱われています。つまり、健康も福祉もウェルビーイングに収束することになり、それは児童福祉においても同様です。

このように福祉と健康は、どちらもウェルビーイングを目標とするものであるということで共通であり、不可分なものといえますが、実際には共通の目標を達成するためのアプローチが異なることから、まさに車の両輪のように、ウェルビーイングという目的を達成するためにはどちらも除くことができない

い密接な関係にあるといえます。福祉はソーシャルワークをベースに一人ひとりのニーズに応じていく多様な支援活動ですが、健康は基本的に保健医療の領域であり、医学的な知識と方法論に基づくもので、福祉領域とは異なる専門性があります。

健康は単に病気に罹っていないということだけではないといっても、実際には何らかの疾患があれば、まずはその疾患を治療し、心身の機能を回復させることが優先されるので、医療的なアプローチが優位になり、福祉的なアプローチは医療が円滑に受けられるようにする側面支援のようになりやすく、本来の福祉の専門的な支援が十分にできなくなることがしばしば見られます。どんな疾病や障害であっても、医学的治療だけでウェルビーイングを達成することは不可能であり、福祉からのアプローチもなければ、たとえ症状が消えたとしても、健康が取り戻されることはありません。

児童福祉の世界でも医学的アプローチがますます優勢になり、それに伴い福祉的アプローチが弱くなっていることが懸念されます。とりわけ、児童虐待やネグレクトが児童福祉の主要な課題になった現在では、子どもたちの支援ニーズは、さまざまな「病名」で表現されて、精神科医療や心理療法などの医学的アプローチに委ねられることがますます増えてきており、福祉的アプローチとの連携に軋みが生じることもあります。専門的なケアが否定されるものではありませんが、福祉的アプローチといかに協働・連携できるかがウェルビーイングという目的のためには不可欠であることを忘れてはなりません。

メンタルヘルスの時代

児童福祉の目的である「心身の健やかな成長及び発達」は、健康の追求そのものであり、いずれも身体だけでなく心のウェルビーイングもとても大切な要素になります。ストレスに満ちた現代社会では、心の健康、すなわちメンタルヘルスへの関心はますます

高まり、それは大人だけではなく子どもでも同様で、あらゆる場面で心の健康の増進が取り組まれようとしています。大人にとっても子どもにとっても、今はまさにメンタルヘルスの時代といえます。

しかし皮肉なことに、メンタルヘルスの知識や取り組みが普及するにつれて、子どもたちのメンタルヘルスは悪化の一途をたどっているようにも見えます。たとえば、精神疾患のために精神科医療機関を受診している24歳未満の総患者数は、平成11年から29年までの18年間に19.4万人から38.5万人と約2倍に増加し(厚生労働省患者調査)、WHOは世界の10～19歳の子どもの7人に1人(14%)が何らかの精神障害を経験していると報告しています(WHO, 2021)¹⁾。

社会的養護を必要とする子どもたちでも同様の傾向が見られますが、事態はさらに深刻です。厚生労働省の「児童養護施設入所児童等調査」によれば、里親や児童福祉施設に入所している児童で何らかの心身の障害がある者は、平成11年の11.7%から平成30年には39.4%と約4倍に増えています。具体的な障害としては、知的障害が11.3%、広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)が9.3%、注意欠如多動性障害が8.6%と、神経発達症群の障害が多く認められますが、児童虐待に関連する心的外傷後ストレス障害や反応性愛着障害と診断された子どもたちも見られています(表1)。

これらの数字から見れば、現代の子どもたちの心の健康は危機的な状況にあるといえますが、子どもたちの心は、特に社会的養護の子どもたちの心は、これほどまでに病んでいるのでしょうか。もしそうだとすれば、子どものメンタルヘルスへの取り組み、さらには精神科医療の拡充が急がなければなりません。そして実際に、児童福祉の領域では精神科医療が深く関わるようになり、その傾向はさらに強まっています。

しかし、現在の精神医学は、日常生活に影響を及

〈表1〉社会的養護における障害等のある児童の増加

調査年 ¹⁾	総数 (人) ²⁾	該当あり (%) ³⁾	心身の状況 (%) ⁴⁾					
			知的障害	心的外傷後 ストレス障害	反応性 愛着障害	注意欠陥 多動性障害	学習障害	広汎性 発達障害 (自閉症スペクトラム)
H30年	45,551	39.4	11.3	1.3	5.5	8.6	1.7	9.3
H25年	47,776	28.4	10.6			4.7	1.2	5.8
H20年	48,154	24.2	8.2			2.6	1.1	2.9
H15年	45,407	20.2	6.9			1.8		
H10年	41,257	11.7	3.4					

1) 各年2月1日時点での調査

2) 社会的養護を必要とする児童数(里親、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの総数)

3) 障害等のある児童数

4) 重複回答。注意欠陥多動性障害は平成15年より、広汎性発達障害および学習障害は平成20年より、心的外傷後ストレス障害、反応性愛着障害は平成30年より調査。

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」より作成

ほすような心の問題全般を精神疾患(mental disorder)と定義しているの、メンタルヘルスの普及とともに、子どもたちの情緒や行動の問題が精神疾患として説明される傾向が強まっているのも事実です。つまり、子どもたちの困難や苦痛だけでなく、大人から見た「問題行動」などが、精神症状や病名に「翻訳」された結果である可能性もあります。メンタルヘルスの時代の児童福祉は、これまで以上に医療化されたことで、ウェルビーイングのための車の両輪である福祉と健康のバランスが崩れ、福祉が弱まってより健康に偏ってきているように見えます。専門性が求められるあまりに精神科医療だけが突出しても、子どものウェルビーイングにはつながりません。

精神科医療の役割

子どもたちの問題が精神疾患として説明されるようになると、必然的に精神科医療の出番が増え、その役割が大きくなります。戦後まもなく、昭和23年に設置が始まった児童相談所は、20世紀前半に北米で生まれたチャイルドガイダンスクリニックをモデルに発展したので、当初から精神科医を所長とすることが想定されていました(現在の児童福祉法

でも児童相談所の所長の要件の第一に「医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者」(第一二条の3)とあります)。実際には精神科医が所長となったのはまれでしたが、社会診断、医学診断、心理診断、行動診断にもとづいて援助指針を策定する業務の方法は、「診断」という表現にあるように医療モデルが色濃く残っています²⁾。

しかし、平成28年の児童福祉法改正で、児童相談所には医師及び保健師を配置することが明記され、本格的に精神科医療が児童福祉の業務の中に位置づけられることになりました。従来からほとんどの児童相談所では非常勤の精神科医が関わって来ていますが、あらためて児童福祉法で児童相談所の職員として位置づけられたことで、これまで以上に医師の役割は大きくなってきました。

児童虐待相談にかぎらず、どんな相談種別であっても、精神科医が判定や指導にかかわるようになれば、子どもたちに「病名」が付けられることが多くなるのは当然です。精神科医が診察することで児童福祉の専門性を高めていけば、子どもたちの問題が精神疾患として説明され、治療や予防が行われていくのは合理的であり、これまで以上の効果が期待されることとなります。しかし同時に、問題を精神疾

患として説明すれば、必然的に精神科専門治療、とくに薬物療法が増えることに注意する必要があります。すでにアメリカではフォスターケアを受けている子どもたちに高率かつ高用量の精神科治療薬が処方されていることが問題となっていますが³⁾、日本でも社会的養護を必要とする子どもたちの薬物療法はかなり多く、何らかの発達障害のある入所児童の約半数が向精神薬の処方を受けているという調査報告もあります⁴⁾。残念ながら、PTSDにしても反応性愛着障害にしても、正式に承認された治療薬はありません。薬物療法のメリットが副作用などのデメリットを明確に上回るものでなければ、たとえいくらかの効果があつたとしても、子どものウェルビーイングにはつながりません。

もうひとつ注意しておかなければならないのは、現時点ではほとんどすべての精神疾患は「原因不明」であり、病気としての説明には限界があるということです。児童福祉に精神科医療が深く関わることで、子どもたちの苦悩や困難が病名で説明されることがますます増えてきていますが、これらの病名はあくまでも症状による分類であり、どんな名医の診断であっても、どんな検査をしたとしても、絶対的な診断はできません。つまり、精神疾患の診断には「確定診断」はないことを忘れてはなりません。十分な問診と慎重な診察に基づいて診断したとしても、それが「真実」というものではなく、常に批判的に再評価する必要があります。専門性が高いからこそ、その責任は重く、謙虚であることが求められます。

おわりに

児童虐待が児童福祉の中心的な課題となり、虐待の予防、早期発見、介入、ケアのすべてのレベルで、より専門的で合理的な対応を行ううえで、医学的診断のニーズは高まり、精神科医や精神科医療は児童福祉においてもはや不可欠の要素になってきています。さらに、一時保護への司法審査の導入など、児

童虐待対応への司法の関与が高まることで、医学的診断は重要な判断材料になり、援助方針にも重大な影響を及ぼす可能性も高まっています。

たしかに診断にもとづく援助方針の判断は合理的であったとしても、それだけでベストな支援につながり、子どものウェルビーイングにつながるほどのパワーがあるものではありません。科学的であること以前に、信頼できる人とのつながりなくしてウェルビーイングは達成されません。これからも精神科医療のかかわりが求められることが増えていくと思われませんが、何のための診断なのか、誰のための診断なのかを常に考えながら、あくまでも子どものウェルビーイングに資するべく、その役割を果たしていく必要があります。

参考文献

- 1) World Health Organization, Adolescent mental health (17 November, 2021). <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/adolescent-mental-health>
- 2) 小野善郎「児童福祉領域における精神保健活動—これまでの活動と新たな試み」小野善郎(編)『子どもの福祉とメンタルヘルス—児童福祉領域における子どもの精神保健への取り組み』43-64頁、明石書店、2006年
- 3) Congressional Research Service, “Child Welfare: Oversight of Psychotropic Medication for Children in Foster Care”. https://www.everycrsreport.com/files/20170217_R43466_62d2a80968fb095760b70f326e1932be457cee0d.pdf
- 4) 小野善郎、金井剛、増沢高、南山今日子「児童福祉領域における情緒・行動の問題に対する予防・介入・支援に関する研究」平成25年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業精神神経分野)「青年期・成人期発達障がいへの対応困難ケースへの危機介入と治療・支援に関する研究」平成25年度総括・分担研究報告書、11-25頁

キーワード：医療化

医療化 (medicalization) とは、非医療的な問題を、病気あるいは障害という観点から医療問題として定義され処理されるようになる過程についての記述で、これらには出生、死亡、加齢、閉経といった「通常の人生の過程」、あるいは精神病、アルコール依存症、肥満、嗜癖、摂食障害、児童虐待、子どもの問題行動などの「逸脱」類型、さらには学習障害、不妊、性的機能障害といったすべての人に共通する諸問題などが含まれます。

II 各領域における「子どものウェルビーイング」

困難な状況にある 子どもへの心理支援と ウェルビーイング



北海道大学大学院教育学研究院 准教授 い で ともひろ 井出智博

1. 心理学とウェルビーイング

平成27年「公認心理師法」が公布され、国家資格としての公認心理師の制度がスタートし、その養成課程に「福祉心理学」が必修科目として位置づけられました。一方、従来から養成が行われてきた臨床心理士の課程では教育や医学、障害、犯罪といった言葉が見られる一方で、福祉という言葉を見つけることができません。福祉領域で活動してきた私たちからすると、ようやく福祉領域における心理支援に目が向けられるようになったことを嬉しく感じたのですが、同時にそのことで私たちは「福祉心理学」という学問領域がどのようなものなのかを説明する必要に迫られることになりました。

それに対するひとつの答えを目にすることができるのは、公認心理師養成課程で用いられることを想定したテキストです。教育、産業、司法、医療といった他の職域と共にその名称を冠したテキストがいくつも公開されました。そのひとつ、日本福祉心理学会が監修したテキストⁱを見てみると、福祉心理学は「この世に命を授かったすべての人々が、その命を全うしようとする欲求を福祉ニーズとして受け止め、そのニーズに思いを致し、支援することに最も深くかかわる科学であり、福祉に貢献する心理学であることをまず理念的に深く理解する必要がある」とされ、「保護・扶助(welfare)としての福祉」と「健幸(well-being)としての福祉」の両方の側面

を含んでいるとされています。すなわち、公認心理師養成に位置付けられた福祉心理学という学問は、何らかのハンディキャップを抱える人々の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することだけでなく、すべての人々が「健康で文化的な生活」を営むことに貢献することを目指す学問だと考えられているのです。

ところが、そうしたテキストの内容に目を向けるとページのほとんどが保護・扶助(welfare)としての福祉に焦点化した実践に割かれていることがわかります。確かに、児童虐待を未然に防止したり、児童虐待から子どもを救い出し、そのダメージから回復するためのケアを行うことを探求することは福祉心理学に課せられた重要な使命です。しかし、彼らへの支援も“健康で文化的な最低限度の生活”を保障することに留まらず、より“健康で文化的な生活”を営むこと、すなわちウェルビーイングに貢献することである必要があります。

ところで、心理学とウェルビーイングを結び付ける概念として、心理的ウェルビーイング(psychological well-being: PWB)という概念がありますⁱⁱ。ウェルビーイングには苦痛や不快がなく喜びなど肯定的な感情を感じているような快楽主義的(hedonic)なものと、自分の能力や可能性が最大に発揮され、生きがいを感じているような自己実現的(eudaimonic)なものがありⁱⁱⁱ、PWBは後者を指す概念だとされ

ています。本稿で考えるウェルビーイングも、様々な困難を乗り越えて生きる子ども・若者を対象とすることを考えると、様々な困難はありながらも生きがいを感じ、自己実現していくという意味でのウェルビーイングをイメージする方が適当だと思われます。ところが大芦^{iv}は「心理療法は障害を持ち悩める人を援助するための実際的な技法、いってみれば、問題解決の知識として開発されてきた」とし、「ウェルビーイングを実現するための手段としては程遠い」と述べています。これは先述したように福祉心理学のテキストに示された内容のほとんどが制度的な福祉(welfare)に焦点化した実践に関するものに偏っていることともつながるでしょう。

2. 心理支援におけるウェルビーイング

では、公認心理師や臨床心理士といった心理職が行う心理支援における、子どものウェルビーイングに貢献する実践とはどのようなものなのでしょうか。

臨床心理学史を概観すると、第1勢力を精神分析、第2勢力を行動主義心理学、第3勢力を人間性心理学とする立場があります。人間性心理学に焦点を当ててみると、人間性心理学は精神分析や行動主義心理学に対する批判、すなわち性悪説に基づく人間理解や症状や問題といった特定の部分に焦点化した理解やアプローチに対する批判から自己実現傾向や全体性を尊重する立場をとるものだと言えます。代表的な研究者としてMaslow, A. H.やRogers, C. R.が知られていますが、Maslowは最高次の欲求を自己実現の欲求とする欲求階層説を説き、至高体験という概念を提唱し、Rogersは自己実現傾向や十分に機能する人間という概念とそれに基づく心理支援の在り方を提唱しています。こうしたことからわかるように、人間性心理学が重視する価値は、機能不全や問題といった側面だけではなく、その人自身がより良く生きること、すなわちウェルビー

イングを重視した人間理解や心理支援を行うことの重要性やその方法を示唆することにあると言えるでしょう。

近年、こうした流れに加えて、第4、5勢力についての言及も見られます。Ratts^vは第4勢力を多文化カウンセリング(multicultural counseling)、第5勢力を社会的公正カウンセリング(social justice counseling)としています。特に近年は両者を統合する動き(multicultural and social justice counseling)^{vi}もみられ、その動きの中では人種や民族、社会経済的地位、性的アイデンティティ、障がい起因する困難に直面するクライアント(以下、CI)の問題をCI自身の問題として捉えるだけではなく、偏見やスティグマといった外的要因によって引き起こされた問題として捉えます。そして、CIの内面への働きかけのようなミクロレベルの心理支援にとどまらず、CI自身がそうした周辺環境に働きかけたり、CIと支援者が協力してコミュニティや制度等に働きかけたりするようなマクロレベルの心理支援を重視します。少し極端に表現するとすれば、偏見やスティグマといった外的要因があることを前提として、CIがその環境に適応的になるために支援するのではなく、CIがより良く生きるため、すなわちウェルビーイングを実現するために、エンパワーしたり、外的要因に働きかけたりすることを心理支援の重要な要素として位置づけるものだと言えるでしょう。

もう少し具体的に考えてみましょう。児童養護施設への心理職の配置は、子どもが経験してきた虐待によるトラウマのケアを目的に据えて進められました。また社会的養護の現場では虐待的な環境下で暮らしてきたことや早期の分離を経験したことなどの影響からアタッチメントに焦点化したケアの実践についての報告も重ねられてきました。こうした経緯にも示されているように虐待を経験した子どもの心理支援において、トラウマやアタッチメントが重要

であることは疑いの余地はありません。一方で現場では彼らが施設や里親家庭を離れるまでの間にそうしたケアが終結するののかという問題に直面することがあります。またケアが進んだとしても彼らが社会的養護を離れて家庭に戻ったり、社会に巣立って行った時にその環境で適応的に生きていくことができるのかという不安を覚えることもあります。実際に、社会的養護を経験した子ども、若者が一見適応的に自立したように見えても、それは見せかけの姿であることも少なくないという指摘^{vii}もありますが、こういった問題にはトラウマやアタッチメントといった心理的な問題だけではなく、スティグマのような環境的な要因が影響していることが指摘されています。田中^{viii}は児童養護施設での暮らしを経験した子どもが経験するスティグマの影響について、彼らは家族が崩壊することによって施設に措置されたことを自己統制の能力を奪われる事態として経験し、施設で暮らしている間は親がいない、施設で暮らしている「可哀そうな子ども」と憐憫の目を向けられ、自分たちとは違う存在として排除される経験をしているとしています。さらにそうした経験ゆえに施設を離れた後も周囲に施設で暮らしてきたことを隠しながら生活することになり、結果的に同じような境遇を生きてきた仲間とつながる機会が失われ、孤立し続けるとしています。従来心理支援ではトラウマやアタッチメントといった過去に起因する内的要因に関心が向けられてきましたが、社会的公正を重視するアプローチではこうしたスティグマによる影響のような外的要因にも関心を向け、ウェルビーイングを重視した対象理解や心理支援を行うことが提唱されているのです。

3. ウェルビーイングを実現するための心理支援

では、こうした心理支援はどのように展開されていくのでしょうか。社会的公正を重視したアプローチを進める際、アドボカシーが重要な構成要素にな

るとされており、アメリカカウンセリング学会は心理職の『Advocacy Competencies』を示しています^{ix}。それによると心理職のアドボカシーに関する専門性(advocacy competencies)は6つの領域に分けられており、その分類の軸のひとつである介入はマイクロレベルからマクロレベルのものがあるとされています。マイクロレベルの介入は、心理職がCIのためにアドボカシーを行うことやCI自身が声を上げることができるように心理職がエンパワーすることです。よりマクロなレベルになるとCIやCI集団が所属しているコミュニティへの働きかけが含まれ、さらには制度や社会構造への働きかけ、ソーシャルアクションのようなものが含まれています。日本の心理職にとってCIのためにアドボカシーを行うことやCIをエンパワーすることには違和感はないのでしょうか。それに比べて、制度や社会構造への働きかけ、ソーシャルアクションといったよりマクロなレベルの取り組みについては心理職の役割や専門性として違和感を持つ人も多いかもしれません。

Ogolskyら^xは米国で高い社会的な関心のもとで行われた同性愛カップルの権利擁護をめぐる裁判について、その前後で直接その裁判に関与したわけではない同性愛者のメンタルヘルスの状態がどのように変化するかを縦断的に調査しました。その調査の結果は、裁判で同性愛カップルの権利が認められることは、強く権利侵害を経験していた人ほどメンタルヘルスに肯定的な影響があることを示しています。このことは心理職のような専門家がCIのメンタルヘルスの問題に関わっていこうとすると、単に目の前のCIの支援だけを考えるのではなく、そうしたCIに関する制度や社会構造に変化を起こすことにも関心を払う必要があることを示唆していると言えるでしょう。また、Ali & Lees^{xi}は社会的排除を経験したCIが当事者活動を通じて社会変革に関わることを支援することは重要なメンタル

ヘルスに貢献する心理支援、すなわち自己実現していくという意味でのウェルビーイングを高める支援となるとしています。

社会的養護や貧困など子ども時代の逆境体験や排除を経験してきた子どもに対しても、彼らが直面する困難な状況に適応していくための心理支援ではなく、そうした困難な状況自体に働きかけていくような心理支援が必要ですし、それがウェルビーイングを実現するための心理支援の実践につながっていくと考えられます。具体的にはトラウマインフォームドケアの実践や当事者活動を行う団体との連携、あるいは社会的養護の領域で推進されているアドボカシーに関する活動との連携などが取り組みの端緒になるかもしれません。いずれにしても彼らを無力な存在として扱うのではなく、彼らが持つ可能性や力、意思を信頼、尊重し、生きる主体である彼らをエンパワーするような心理支援が必要です。

Rattsら^{vi}はそうした心理支援を行う際、心理職自身が持つ特権 (privileged counselor) が周辺化されたCl. (marginalized client) との相互関係に与える影響を重視する必要性も指摘しています。例えば、社会的養護や貧困を経験したCl.との関わりにおいてそうした経験を有していない心理職はある種の特権を有する立場にあり、Cl.がそれまでの暮らしの中で享受できなかったことを「当たり前」に手に入れ、そのことに無自覚である場合、そのことがCl.との関係に大きな影響を与えることを自覚する必要があるという指摘です。昨今の心理支援では、その手続きやスキルが重視される傾向が強くなっているようにも思われます。困難を経験してきた子ども、若者はそもそも支援者との二者関係に身を置くことに強い困難を経験します。そうしたCl.と向き合う時、手続きやスキル (doing) に関するトレーニングだけではなく、Cl.に向き合う専門職としてのあり様 (being) にも目を向けたトレーニングに意識を向けることがウェルビーイングを実現するための心理

支援の糸口となるでしょう。

- i 日本福祉心理学会監修 (2021) 『福祉心理学〈日本福祉心理学会研修テキスト〉—基礎から現場における支援まで』 明石書店。
- ii Ryff, C. D. (1989) Happiness is everything, or is it? Explorations on the meaning of psychological wellbeing. *Journal of Personality and Social Psychology*57, 1069-1081.
- iii Ryan, R. M., & Deci, E. L. (2001) On happiness and human potentials: A review of research on hedonic and eudaimonic well-being. *Annual Review of Psychology*52, 141-166.
- iv 大芦治 (2003) 心理療法の誕生と発展—催眠療法から認知行動療法まで—, ヘルスカウンセリング学会年報9, p1-5.
- v Ratts M.J. (2009) Social justice counseling: Toward the development of a fifth force among counseling paradigms, *Journal of Humanistic Counseling, Education and Development*48(2),160-172.
- vi Ratts, M. J., Singh, A. A., Nassar - McMillan, S., Butler, S. K., & McCullough, J. R. (2016). Multicultural and Social Justice Counseling Competencies: Guidelines for the counseling profession. *Journal of Multicultural Counseling and Development*44(1), 28_48.
- vii Kools S. (1999). Self-protection in adolescents in foster care. *Journal of child and adolescent psychiatric nursing : official publication of the Association of Child and Adolescent Psychiatric Nurses*12(4), 139_152.
- viii 田中理絵 (2009) 家族崩壊と子どものスティグマー家族崩壊後の子どもの社会化研究, 九州大学出版会; 新装版.
- ix Advocacy Competencie (<https://www.counseling.org/docs/default-source/competencies/aca-advocacy-competencies-updated-may-2020.pdf> : 2022年8月23日閲覧)
- x Ogolsky, B. G., Monk, J. K., Rice, T. M., & Oswald, R. F. (2019) As the states turned: Implications of the changing legal context of same-sex marriage on well-being. *Journal of Social and Personal Relationships*36(10), 3219_3238.
- xi Ali A, Lees KE. (2013) The therapist as advocate: anti-oppression advocacy in psychological practice. *Journal of Clinical Psychology*69(2), 162-171.

キーワード：社会的公正カウンセリング (social justice counseling)

社会的養護経験者や貧困家庭の子ども、性的マイノリティなど、社会的排除を経験した人々やマイノリティと言われる立場にある人々のメンタルヘルスが、個人の問題だけではなく、社会的な構造の影響を受けて困難な状況に陥っているという視点に立った心理支援であり、エンパワメントやアドボカシーという方法も用いながら、問題に介入しようとするパラダイムのことを指す。

II 各領域における「子どものウェルビーイング」

これからのより良い子どもの ウェルビーイング実現に向けて ——当事者からの提言



はたやま れい
特定非営利活動法人 Giving Tree ユース担当(ピアカウンセラー) **畑山麗衣**

はじめに

1989年に成立した子どもの権利条約をきっかけに「意見表明」「自己決定」がキーワードとして注目され、子どもの声を聞く仕組みが少しずつ検討されはじめました。そして、令和3年度に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」といった、子どもに関する「取組・政策」を核とした「こどもまんなか社会」を目指すための方針が示されました。これらの方針をもとに子どもたちの声を聞きながら、子どもたちが主体的に自分らしく生きていくことができるのでしょうか。本稿では、子どもが主体的に自分らしく生きていくための前提条件を考えていきたいと思いません。なお、全ての社会的養護経験者の意見を反映したものではなく、筆者の当事者としての経験やピアカウンセラーとして関わることになった当事者の声に基づくものであることを申し添えておきます。

子どもの最善の利益

これまで子どもを取り巻く法律・制度などは、さまざまな専門家が参画し子どもの最善の利益を考慮

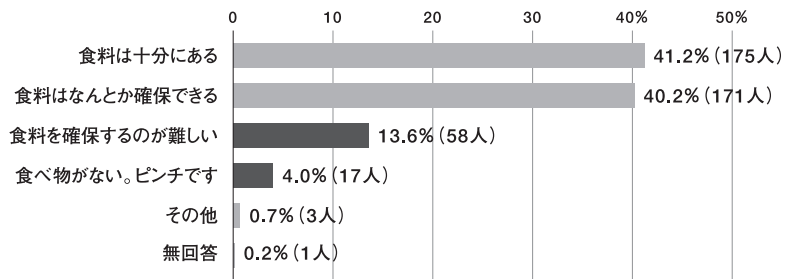
して議論されてきました。しかし、多くの場合は議論の場に子どもや若者といった、サービスを受けている当事者が不在だったのではないのでしょうか。厚生労働省は平成28年の児童福祉法改正を踏まえ、里親委託の推進や子どもの権利擁護に関する取り組み、一時保護の改革、社会的養護経験者の自立支援などに関する「都道府県社会的養護養育推進計画」を都道府県に策定するように通知しました。この社会的養護養育推進計画を策定するにあたり、計画策定員として当事者が参画している自治体は2件のみでした。当事者抜きに子ども・若者を取り巻く政策を議論・決定していくことで、子どもの最善の利益を考慮した実効性の高い計画を策定できるのでしょうか。私が当事者として所属しているNPO法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス(IFCA)では、実際に社会的養護のもとで過ごした経験のある若者(ケアリーバー)を「社会的養護の専門家(エキスパート)」であると捉え、制度・政策を議論・決定する場において子ども・若者といった当事者の参画が重要であると考えています。

2020年児童福祉法ができて70年が経ち、ようやく社会的養護のケアから離れたケアリーバーの実態を把握するための調査¹⁾が行われました。調査結果ではケアリーバーがケアを離れた後の支援のつながりの希薄さ、経済的・精神的に過酷な状況にあることなどが分かってきました。この調査では調査実施

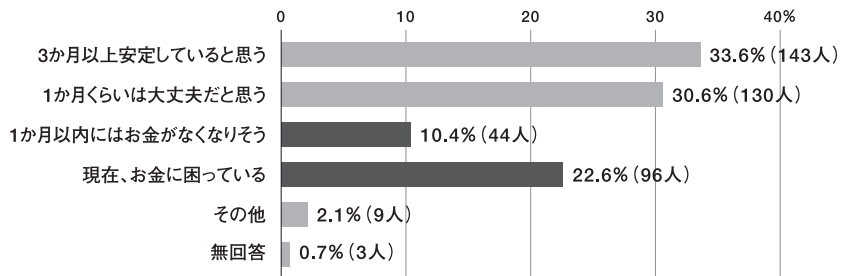
に際して調査案内を届けられなかった対象者もあり、「調査対象者における事由」として30人(1.3%)のケアリーパーが死亡/自死というデータも示されています。またIFCAが行ったコロナ禍での影響調査²⁾では、2割が食料の確保が困難・食べ物がないと答え、3割が1か月以内にお金がなくなる・現在困っている、4割が必要な医療や精神的ケアやカウンセリングが受けられない・薬の入手ができずに困っていると回答しています(データ1~3)。これまで福祉を受けてきたにもかかわらず、ケアを離れると家族基盤が希薄なケアリーパーは経済的・精神的に過酷な状況に陥り、社会から孤立・排除されているような状況があります。このような過酷な状況の中で若者が主体的に何かを選択することは難しく、まずは生活基盤となる安定した住居や生活費等に対する不安を取り除く生活保障や、精神的な課題を抱えるケアリーパーが適切に医療を受けられるようにするための医療保障などが重要だと思います。これらの保障のあり方とともに子ども・若者の権利について議論を進めるべきだと考えています。

生活基盤がなりたらず、精神的にも不安定な状況下で、自身の将来的な利益を見通した自己決定は可

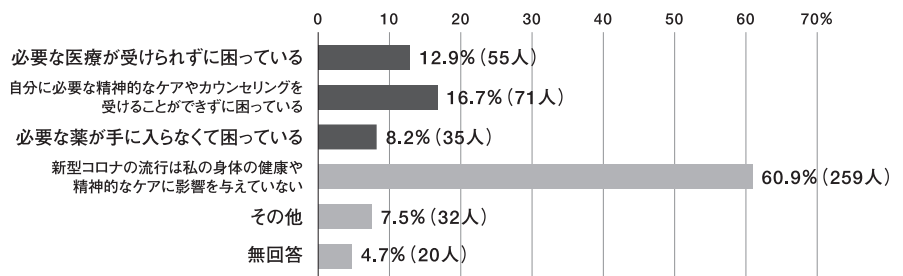
〈データ1〉あなたの現在の食料は足りていますか? (n=425)



〈データ2〉現在のあなたの経済状況はどのようなものですか? (n=425)



〈データ3〉新型コロナの流行はあなたの健康管理にどのような影響を与えましたか? (複数回答、n=425)



出所:データ1~3ともにIFCA(2021)「新型コロナの感染拡大によるあなたの生活への影響についての緊急調査一過去に社会的養護を経験したことがあるみなさんへー2021年度アンケート調査報告書」より抜粋して筆者作成

能かどうか。また、社会関係の乏しい中で、十分な選択肢を持ち得ないなど、いずれも「制限された選択」を余儀なくされている現状があります。

自分らしく生きることができない「制限された選択」

「制限された選択」とは何か。大きく4つの制限があると私は考えています。一つは18歳で措置解除を求められるといった年齢での制限。次に措置延長や社会的養護自立支援事業等の施設間・自治体間格差による子どもの受けられるケアの制限。3点目は金銭的に厳しく希望する大学・専門学校等には進

学できないといった金銭的な制限。最後に親権者の承諾がなければ選択ができないといった親権者による制限です。社会的養護のケアを受ける子ども・若者はさまざまな制限の中で「自分らしく生きる」という選択を求められるものの、自分らしさを叶えることができない葛藤があります。

社会的養護のケアを受ける子ども・若者、ケアリーバーのよくある反応には、「どうでもいい」「わからん」「もういい」「めんどくさい」といった直面している課題から反射的に目を背けたり、諦め、思考が停止しているようなものがあります。子どもや若者は、さまざまな制約や経験の中で、主体性を奪われ無力化していくケースが後を断ちません。無力化とは、精神的・環境的要因が重なって、意見表明できない状態のことを指します。

次に、アメリカの心理学者アブラハム・マズローの唱えた「マズローの欲求5段階説」に基づいて社会的養護のケアを受ける子ども・若者の「選択」について考えてみます。マズローは人間のさまざまな欲求はピラミッドのように断層的な構造で、低階層が満たされて初めて高階層の欲求に向かうと述べています。虐待等を受けてきた子ども・若者の多くは低階層にある生理的欲求・安全の欲求・所属と愛の欲求・承認の欲求といった欲求が満たされなければ、高階層にある自分自身の可能性を發揮したいとする自己実現欲求に移っていくことは困難です。つまり、社会的養護のケアを受ける子ども・若者の生活や精神面の不安定な状況での選択は、本人の真の選択でない可能性も考えられます。不安定であるがゆえに日々移り変わる子どもの声や選択を、日常の中で聞き寄り添うといった日々のケアの積み重ねが重要ではないでしょうか。

自己責任

「どうしたい？ どう思う？ って、もっと聞いてほしかった。これまであんまり聞いてくれなかったの

に、ケアを離れる直前にあなたはどうなりたいたと聞かれても分からんし…」というケアリーバーの声のように、ケアを離れる前、突然として主体的な選択を求められることに戸惑いの声が届いています。さらに「自分が望んで親から虐待された訳でもなければ、自分から望んで施設に来たわけでもないのに、自分が望んでこんなしんどくなったわけでもないのに、なぜ今もおこなにしんどいんだろう。ケアを離れ親などからの精神的・金銭的なサポートも得られず、しんどくなって休みたくても休むことができない。こんなにしんどいのは自分のせいなんかな。こんなにしんどいのは自分だけなんかな」という声もあります。ケアリーバーの言葉の中に“自分が望んだわけではない”という言葉が何度も出てくるのが分かるでしょうか。ときには制限された選択にもかかわらず「あなたがこの道を選んだんでしょ」という支援者からの言葉が投げかけられるなど、ケアから離れた途端、社会では一人の大人として見られ、自己責任論の世界に放り出されます。

自分でコントロールできた人生ではないにもかかわらず、困難な状況が続くことへの葛藤。心の傷を負い精神科に通いながら、自身の精神的なしんどさと付き合いながらなんとか社会生活を送るケアリーバーもいます。ケアを離れ、一人で生きる覚悟を決めても何かと「ご家族は？」と聞かれることに対して苦悩する者もいます。

「私は一人」「誰も理解してくれない」。社会的養護の経験を持つ人間ということは見た目では分からず、本人が周囲の大人に経験を語らなければ、いわゆる一般的な大人として見なされるが故に、孤立・孤独な状態にあるケアリーバーも少なくありません。厚生労働省(2021)が行ったケアリーバー調査において、「今の暮らしで困っていること、不安なこと、心配なこと」という質問では12.7%のケアリーバーが「孤独感のこと」と回答しています。虐待等から逃れ社会的養護のケアにたどり着いたから良

かった、ではありません。社会的養護のケアを受ける子ども・若者の人生は社会的養護のシステム内で完結するものではありません。当たり前ですが、社会的養護のケアを離れてやっと彼らの人生がスタートします。「制度上ケアを離れたあとの支援をアフターケアというかもしれないけれども、私たちにとってはこれから人生が始まる。『アフター』と言わないでほしい」というケアリーバーの言葉からわかるように、社会的養護のケアを離れて一步を踏み出す上で、十分な保障と周囲の大人たちのサポートが必要です。彼らの人生の中で幾度となく繰り返される選択は自己選択ではありますが、制限されたものであり、自分のことを自分らしく選択できないことに違和感と憤りを感じます。加えて、制限された選択をした結果に対し自己責任とされていることの危うさを感じます。子ども・若者の自己決定を尊重し、彼らを取り巻く環境、思っている・感じていることを発言できる環境が整っているのかにフォーカスすべきではないかと考えます。

最後に

社会保障審議会児童部会社会的養護養育専門委員会は2022年2月にまとめた報告書において、子どもの意見・意向を聞く機会の必要性や権利擁護機関の設置を求めました。そして児童福祉法一部改正では「児童の意見聴取等の仕組みの整備」と明記され、子どもの意見表明を支える仕組み等に関する法整備が進みました。法整備を受け子どもの意見・意向表明支援を行うために、都道府県は意見表明等支援事業を活用し、意見・意向表明支援を行うための体制の整備に努めなければいけません。この事業を活用するにあたり、保護、措置、措置解除といった子どもの養育環境を大きく左右する重大な決定の場といった非日常的な場面での聞き取りだけではなく、日常の中でいかに繰り返し安心して話をできる機会をつくることこそが子どもたちにとって意味のあるも

のになると思います。

近年、社会的養護経験者の当事者団体によるアドボカシー活動や、ピアサポートを行うことができる居場所機能を持つサロン、SNSや書籍を通して自身の経験を発信する活動など、全国での当事者活動が広がりつつあります。当事者活動を行うケアリーバーは自身の経験の語りや仲間の声を代弁することで、今虐待等で苦しんでいる子どもやケアにある子ども、そして児童福祉全体に還元したいといったそれぞれの思いをもって活動しています。ぜひ多くのケアリーバーの声に耳を傾けてみてください。傷を負った子どもたちは時間とともに消えていくものではありません。18歳になったから傷がなくなり一人で生きていけるわけでもありません。温かいご飯を食べられる、安心して寝ることができる、学校に行くことができる、自分の部屋がある、こういった当たり前の生活は子どもにとって重要ですが、これらの最低限の保障だけが子どもの最善の利益や子どものウェルビーイングではありません。社会的養護のケアを必要とする子ども、社会的養護のケアを受けている子ども、ケアリーバー、一人ひとりの声に耳を傾け、彼らが自分らしくいきいきと生きていくことができる社会の実現を願っています。

参考文献

- 1) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)『児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査 報告書』
- 2) NPO法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス(2021)「新型コロナの感染拡大によるあなたの生活への影響についての緊急調査—過去に社会的養護を経験したことがあるみなさんへ—2021年度アンケート調査報告書」

キーワード：当事者参画

当事者参画とは、その字の通り、当事者が自身のケアや制度・施策形成の過程に参画することですが、特にケアリーバーなど、若者が当事者として参画する時には当事者である若者と、その活動を支える大人(サポーター/ペアレント)がパートナーシップを形成することが重要だとされています。

Ⅲ 国内外の動向

英国スコットランドにおける 里親支援の現状



大阪公立大学大学院現代システム科学研究科 教授 伊藤嘉余子

1. スコットランドの概況

私たちはしばしば「イギリスでは…」という言い方をしがちですが、英国 (United Kingdom) の正式名称は、United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) であり、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドという歴史的経緯に基づく4つのカントリーで形成される、同君連合型の単一主権国家です。英国の保健省、北アイルランド当局、スコットランド当局、ウェールズ当局は、英国内すべての福祉政策についての責任と権限を有しています。しかし、家族問題、社会的養護等といった支援ニーズを抱える人々に対する具体的な福祉サービスの提供については、国から各専門機関に権限が委譲されており、その体制は先述した4地域によって大きく異なります。

スコットランドの義務教育は小学校・中学校・高校で、高校卒業年齢は16歳で、17歳から大学に入学することができます。保健サービス及び教育については、5歳から16歳までの子どもは無償であり、大学等の高等教育を受けることも保障されています。また、いわゆる日本のような「大学入試制度」がないことも日本がスコットランドの子どもの福祉や教育施策についてより深く理解するために必要な情報の一つだといえます。

2. スコットランドにおける社会的養護を必要とする子ども(要養護児童)の現状

1) スコットランドにおける「要養護児童」の定義
スコットランドでは、社会的養護の対象となる要養護児童のことを「Looked after children」と表現します。日本と異なる点として、裁判所から在宅指導命令が出されている子どももここに含まれる点が挙げられます。

さらに、Looked after childrenのうち、施設入所の措置がとられている子どもを「Looked after and accommodated children (LAAC)」と定義しています(図1)。

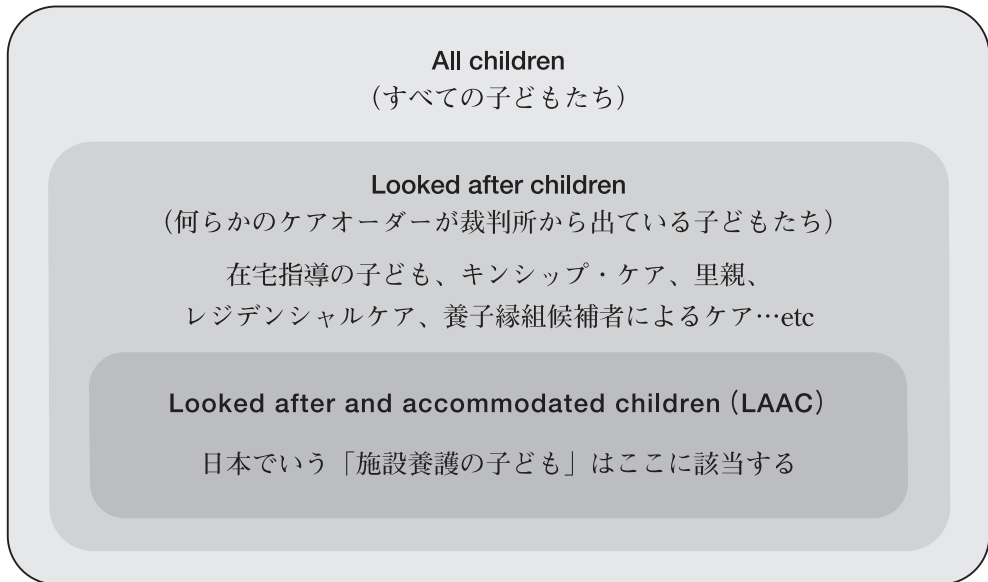
2) スコットランドの社会的養育の対象となる子どもたちの状況

スコットランドでは、毎年4,000人以上の子どもたちが新たに社会的養育の対象となっています。2020年には、年に1度の国勢調査日(7月31日)時点で合計14,458人の子どもたちが社会的養育を受けていました。

14,458人の社会的養育の子どもたち(Looked after children)のうち4分の1は家庭で、4分の3は家を離れて里親、居住施設、キンシップ・ケアによるケアを受けています。

スコットランドにおける社会的養護の体系は、大きく「地域内での(施設以外による)ケア」(In

〈図1〉スコットランドにおける社会的養護の子どもの定義(筆者作成)



〈表1〉2019年:スコットランドにおける社会的養育の子ども (looked after children)
(2019年8月1日から2020年7月31日まで)

	子どもの数	%
地域内での(施設以外による)ケア (In the community)	13,022	90%
在宅で実親と同居	3,563	25%
親族/友人によるケア (kinship care)	4,456	31%
自治体登録里親によるケア (provided foster care)	3,315	23%
民間機関登録里親によるケア (purchased foster care)	1,429	10%
養子縁組候補者によるケア	185	1%
別の地域でのケア	74	0%
施設ケア (Residential Accommodation)	1,436	10%
地方自治体の施設(日本の児童養護施設に該当)	556	4%
民間施設(日本の児童養護施設に該当)	130	1%
寄宿舎 (residential school)	329	2%
安全な宿泊施設 (secure care) (児童自立支援施設に該当)	59	0%
緊急保護施設 (crisis care)	0	0%
その他の施設 (非行/障害/治療など)	362	3%
社会的養育の子ども合計 (Total looked after children)	14,458	100%

the community)と、「施設ケア」(Residential Accommodation)との二つに分けることができ、その比率は、9：1です(表1)。

スコットランドには一時保護所がありません。そ

のため、一時保護期間の養育はすべて里親が担います。この一時保護期間中に、自治体のソーシャルワーカーがさまざまな調査を行い、その調査結果とアセスメント内容を裁判所に提出し、裁判所は次のオ

[特集]「子どものウェルビーイング」を育む社会を目指して

オーダーを決定します。一時保護期間は概ね6か月です。

施設や里親宅にすることができるのは原則16歳(義務教育修了)までになります。里親家庭の子どもの多くは16歳を契機に里親宅を出ますが、施設ケア下にいる子どもの多くは措置延長制度を活用しています。里親は、年齢の小さい子どもの養育を希望することが多いため、措置延長が使われるケースは非常に少ないそうです。

3. スコットランドにおける里親制度の概要

1) 里親登録機関の選択

スコットランドでは、里親をfoster parentではなく、foster carerと呼びます。これは「里親に委託される子どもには実親(biological parent)がいる」ということに配慮しているためです。また、登録前研修においても「里親になるとは、自分の子どもをもつことではなく、『他人の子どもを世話(care)する』ということ」と里親の役割について繰り返し強調されています。

北海道とほぼ同じ面積のスコットランド内は32の自治体に分かれており、各自治体(Local Authority)に、日本でいう児童相談所に該当する公的機関が設置されています。この公的機関とは別に、里親支援を行うフォスタリング機関が、全スコットランド内に40か所設置されています(公設20か所、民間団体(Independent Organization: 以下IO)20か所)。

里親になりたい人は、まず、自分が「自治体登録の里親(provided foster carer)」になるか、「IO登録の里親(purchased foster carer)」になるかを選び、登録したいフォスタリング機関に相談に行きます。

自治体登録里親は、その自治体内の要養護児童の養育しか委託されません。IO登録里親になると、所属するIOが契約したすべての自治体から養育委託の機会があります。そして、自治体登録里親より

も養育が難しい子どもが委託される可能性が高くなるそうです。

2) バックグラウンド調査と里親登録前研修

里親希望者は、登録希望先機関によるバックグラウンド調査を受けます。日本では、家庭調査と登録前研修が同時進行で行われますが、スコットランドではまず、家庭調査を含むバックグラウンド調査のみが行われ、この調査をパスした人だけが次の「登録前研修」に進むことができます。

バックグラウンド調査では、日本と同様、里親希望者の成育歴や経済状況、犯罪歴のほか、里親になろうと思った動機についても深く尋ねます。バックグラウンド調査にかかる期間は約半年で、この時点で、希望者の半数近くは次のステップに進むことを断念するそうです。

バックグラウンド調査をクリアした里親希望者は、登録前研修を受講します。研修パッケージは登録機関によって多少異なりますが、多くの機関が、Fostering Networkが開発したプログラム「The Skills to Foster」を用いています。

「The Skills to Foster」は、表2にあるように7章から成るプログラムになっていて、里親希望者はこの内容を約半年かけて学びます。また、このハンドブックは登録前だけでなく、里親登録後も繰り返し反復して学習することになっています。

3) 里親委託後支援

里親登録をして、実際に子どもの養育を受託すると、フォスタリング機関の里親支援ワーカー(Supervising social worker)の支援を受けますこととなります。里親支援ワーカーは、ひとりあたり5～7世帯の里親家庭を担当し、月に2～3回家庭訪問したり、電話やメール等で里親の相談にのったりする等、必要な支援を提供します。

スコットランドでは、自治体ごとではなく、スコ

〈表2〉スコットランドにおける里親登録前研修プログラムの一例

第1章 里親は何をするのか	社会の諸問題と里親の必要性、里親養育では「誰が誰」なのか、あなたのスキルと体験、里親に必要な能力、関連法制度、里親養育とあなたの家族、健康と安全、委託児童の個別性、など
第2章 アイデンティティと ライフチャンスの理解	分離とは、分離がアイデンティティに与える影響、委託児童の理解、名前の由来と意味、差別・人種差別、子どもにとって大切なこと/大切な人、子どもの記憶、子どもの意見、など
第3章 協働すること	プランニング(支援計画)の重要性、子どもを守るための関係機関等との協働、実親とのパートナーシップ、など
第4章 子どもを理解し養育すること	子どもの発達理解、愛着理解、レジリエンス理解、子どもの行動を管理すること、など
第5章 安全な養育とは	子ども虐待とネグレクトについて、里親が自分と家族を守るためにできること、家族の役割理解、里親家庭での様々な変化、など
第6章 旅立ち	子どもとの別れ：委託終結の理由や状況を学ぶ、子どもの記憶を守る、ライフストーリーワーク、大人になるための準備、委託が突然終了する場合、追加研修、など
第7章 私の家族と里親養育	里親になることによって、私たち家族(実子、祖父母、同居人など)にはどんなことがもたらされるのか？
おわりに 家族と里親仲間	実子と里子との関係、家族内での協力関係やチームワークとパートナーシップ、里親仲間とのピアサポート

出典: Fostering Networkの 'Skills to Foster' の資料をもとに筆者翻訳・作成

ットランド全土で里親委託が実施されるので、子どもにとって里親委託は「家族からの分離」だけでなく「地元からの分離」という大きな喪失経験になることもあります。委託される子どものケアと傷ついた子どもの養育に苦慮する里親を支えることがフォスターリング機関の重要な役割になります。

子どもの養育を受託した里親は、養育報告書を定期的に提出することが義務付けられています。また、子どものために支給された手当等が正しく子どものために使われているかのチェックも受けます。フォスターリング機関は里親に寄り添う支援と、委託されている子どもの権利が正しく守られているかの監督(supervising)の二つの役割を担っています。

4) 委託解除前後の支援

スコットランドの里親委託のほとんどが半年以内の委託になっています。これは半年ごとにケア命令

を見直すことになっていることが影響しているといえます。里親は自分の役割が「長期養育ではないこと」を頭では理解していますが、気持ちが追いつかないことも少なくありません。そのため、スコットランドでは、委託解除前後の里親支援、特に委託解除後の喪失感のケアに力を入れています。

スコットランドの里親の役割の一つとして「子どもの記憶を守る役割」が強調されています。具体的には、子どもを養育している間に撮影した写真や動画、子どもが学校で作ってきた作品等を適切に保管し、委託解除時に持って行けるように準備しておくことになっています。子どもの中には、実親の生活状況や裁判所の見立てによって、複数の里親家庭を転々とせざるを得ない子どももいます。そのような子どもたちが「何歳の時には、誰の家において、こんな思い出をつくった」ということをしっかりと記憶にとどめ、いつでも思い出せるように助けることが

大切だとされています。

また、里親の都合や子どもの不応等によって委託解除に至った場合は、里親が感じる自責の念へのケアを丁寧に行うとともに、次の受託につながるようなトレーニングや里親としてのモチベーション向上に向けた支援も行われます。例えば、里親の育児疲れによって委託解除となった事例では、里親、学校の先生、ソーシャルワーカー、里親支援ワーカーなど関係者が一堂に会し、その里親の養育を振り返ります。里親との生活が子どもにもたらしたポジティブな変化を確認し、里親をねぎらうとともに、支援機関としてもっとできることはなかったか、次にまた子どもが委託されたら、同じように苦しい思いをしないように、学校や支援機関がどのようにサポートすべきかを全員で話し合います。つまり、不調による委託解除に至った原因が里親だけにあるわけではないことを全員で確認することが大切だと考えられています。

4. 日本との相違点と共通点から考えるこれからの里親支援

スコットランドでは、日本よりも里親登録に至るまでの期間も長くハードルも高いようにみえますが、その分、里親による虐待や不適切な養育の発生率は低くなっています。

その一方で、ひとりの子どもの経験する里親家庭の数、すなわち措置変更の数は日本よりもはるかに多く、私が出会ったある女の子は12歳の段階で20もの里親家庭を経験していました。スコットランドでは、原則10歳以下の子どもは施設ではなく里親に措置されることになっています。そして多くの里親登録者が「短期里親」というアイデンティティをもっているため、不調ではなくても半年から1年くらいで委託が終了することが多いようです。しかし近年は、短期のほが長期の委託になるケースも増えているとのことでした。

スコットランドでは、たとえ措置変更の回数が多くても「子どもには(施設ではなく)家庭での生活を保障すべきだ」「何度でもチャンス子どもに与えるべきだ」と考えられています。日本では、どうでしょうか。この考え方は果たして日本の社会的養護において多くの人の賛同を得ることができるでしょうか。

また、スコットランドの里親支援ワーカーの担当世帯数が5~7世帯で、手厚い里親支援が可能な体制になっていました。この担当世帯数は、いわゆる虐待対応ワーカーよりも少ない数でした。その理由は「里親支援はとても難しく、大変であり、でも子どものためには重要だから」と説明されました。日本でも里親養育をはじめとする家庭養護を推進するのであれば、里親支援ワーカーの数の確保と支援の充実は喫緊の課題といえるでしょう。

参考文献

- Children's Social Work Statistics Scotland, 2019-20
- 伊藤嘉余子(2022)「スコットランドにおける里親ソーシャルワークの価値と実践：里親支援ワーカーインタビューの分析からの考察」『社会福祉学』63(1), 14-29.
- The Fostering Network (2016) 'The Skills to Foster'
<https://www.thefosteringnetwork.org.uk/get-involved/training-consultancy/skills-foster#:~:text=%E2%80%8BThe%20Skills%20to%20Foster,popular%20Train%20the%20Trainers%20course.>

キーワード：キンシップ・ケア

「キンシップ・ケア(kinship care)」は、日本では「親族里親」と訳されることが多いですが、実際には、親族(血縁)に限らず、大家族や親しい友人の家族などが、実の親と暮らせない子どもをケアすることを意味します。スコットランドの法律 Looked After Children (Scotland) Regulations 2009では、キンシップケアラーは「(血縁、婚姻、シビルパートナーシップを通じて)子どもと関係のある人」または「子どもが以前から関係をもっている人」と定義されています。

Ⅲ 国内外の動向

米国の当事者参画からの学びを 日本の当事者活動に生かす



NPO 法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス [IFCA] 代表 あわづみほ 粟津美穂

当事者参画の課題

近年、日本国内でも社会的養護の当事者の声を聴くための企画が頻繁に行われるようになりました。児童養護施設や里親家庭での養育を経験した若者たちが様々な媒体を通して自己のストーリーを語ることは、制度についての理解を深め、社会的養護の啓発をする意味において重要です。

ですが、この国の当事者活動には基盤となる理論や方法が不在のため、「当事者」がニーズの所有者として政策や制度に対する意見表明はしても、かれらの「声」は自身のケアや政策策定への参画に依然として結びつかないのが現状です。

また、当事者ユース主導型の活動のための社会的資源や支援だけでなく、当事者同士がグループを形成しても、個人の能力を伸ばす具体的なカリキュラムや、活動を後押しする継続的な大人の協力が十分ではありません。

一方、海外の制度先進国では、社会的養護の当事者たちが、理論的な裏付けのあるリーダー育成プログラムを通じて連携し、そこから得たスキルと知識を踏み台とした政策決定過程においての参画を可能にし、かれらの継続的な活動のための資源や体制も確立しています。

日本の社会的養護の当事者参画の発展の遅れが社会的・歴史的な要因によることが、米国の事情と比較するとよく理解できます。私は、2012年にイン

ターナショナル・フォスターケア・アライアンス [IFCA] という NPO 法人の設立に参加し、事業のひとつとして、米国と日本の社会的養護の若者たちの交流と協働を行ってきました。本稿では、米国の当事者参画にかんする政策の歴史と実践について探ります。そして、過去10年間の活動の中で、IFCA が日本の移行期の若者たちのニーズにあった当事者参画の方法を探求した経緯とその成果について解説します。

アメリカ合衆国の当事者参画、その歴史と現在

『児童虐待』や『里子』という言葉からは、小さな子どもを想像しがちですが、アメリカの要保護児童約40万人の半数が11歳以上、5分の1が16歳以上の青少年です。年間およそ2万人が18歳で法的な年齢に達し、措置延長を選ばなければ、社会的養護を離れます。

虐待やネグレクトの犠牲者として暴力や貧困を体験しながら複雑性トラウマと薬物依存症に立ち向かい、欠陥の多い児童福祉制度の犠牲にもなった若者たちは、自立後のホームレスや犯罪、妊娠・出産などの統計に象徴されるように、“脆く壊れやすい存在”とされてきました。

その反面、アメリカの当事者ユースは“力強い意志とはっきりとした主張を持った若者たち”という印象を与えます。その理由として、かれらのアドボ

カシー活動への参画があります。社会からの偏見や差別、機会の不平等さなどの負の要素や逆境に打ち勝つ力強い生き方は、脆弱さとはかけ離れています。

アメリカの児童福祉は、そういった脆弱さと強さの両極を持ちあわせた社会的養護の子どもたちに参画の機会を与え、当事者リーダーとしてのスキルを開拓し、かれらのレジリエンスに焦点を当てる国策と資源を見出してきました。日本の社会的養護の当事者の自立支援に関する法律の中でも、予算措置まで規定されている法令は未だきわめて少なく、米国とは対照的です。

1999年に可決した『インデペンデント・リビング・プログラム(以下ILP法案)』という連邦政府の特別予算は、制度を離れて自立する若者たちへの進学、就労、家事、家計など身の周りの準備、安全な住居の確保を目指ただけでなく、ユースエンゲージメント(当事者参画)という重要な概念も生み出しました。ユース個人への支援サービスのほかに、各州政府には、この予算を使って当事者参画を活性化プログラムの作成が義務付けられました。

それらの一連の社会変革が、やがてこのタイムラインの中に見られる、若者たちによる政策アドボカシー活動へとつながっていきます。

- 1997年『養子縁組と家庭安全法案』の樹立により、年長の子どもたちを含むすべての児童のパーマネンシー(恒久的な安住の場の確保)が重要視されるようになる
- 1999年、ILP法案の可決により自立支援予算が倍増し、当事者参画を強化する予算も法案の中に組み込まれた
- 2000年からの9年の間に州のレベルでユースアドボカシー団体が形成され、この国の「ユース主導型の活動形態」が社会的な地位を得る。その一例として、IFCAが数年間にわたり協働を続けているCYC(カリフォルニア・

ユース・コネクション)という当事者ユース団体も、この時期に州と地域の両レベルで数多くの政策提言を発表し、新しい法律の樹立へとつなげた

- 2008年と2014年に樹立された連邦法は、ユースが自身の自立計画の書類作成に関わり、そのプロセスの中に、ユース自らが選んだ第三者を加えることを義務付けた

ユース参画を妨げる要因には日米間で共通点が多くあります。いずれの国にあっても、実親からの支援を容易に受けることができない若者たちは、グループ施設などの規律の厳しい環境の中で活動範囲を狭め、仲間との連携の自由を失います。家庭外措置により生まれ育ったコミュニティから離れ転校を余儀なくされることは、日本でも米国でも、若者たちを人間関係の構築や当事者参画活動から遠ざけていきます。

一方、日本と米国の社会的養護の当事者団体の構造には大きな差異があります。

現在、全国に10以上点在する日本の当事者団体は、主に、アフターケアや居場所などを提供し、個別に多様な活動を行っています。一方、米国の当事者団体は、日本ではほとんどみられないアドボカシーや政策提言を行う団体が主流になっています。複数のグループや組織が連携し年間を通じて協働する中で、米国の当事者たちは常に同じ方向を向いて、『より意義深い当事者参画の在り方』を探ってきました。

その結果、米国では、以下に挙げるようないくつかの「当事者参画のアプローチ」を確立しました。

- 1) セルフ・アドボカシーは、自身の意思や主張を人に伝えるスキルに加え、当事者が自立後の人生をナビゲートする行為も含まれます。近年においては、いわゆる移行期のナビゲーション・ツールの開発と試行が効果検証とともに行われ、

エビデンスによる実証につながっています。

2) アドバイザリー・ボードは当事者評議委員会、または顧問・諮問委員会などと呼ばれる当事者メンバーで編成されたグループを指します。米国全州に何らかのかたちで当事者委員会が存在し(2016年調査)、各州が若者たちの提言活動に支援的な環境を提供しています。同席する政策立案者たちは、当事者の実生活に影響を与える案件について、かれらから直接、意見を聞くことができます。最近の「真のユース参画の在り方」についての研究からは、こういった委員会に参加する当事者ユースたちは、単に意見表明だけでなく、自分の意見や提言が、どのような経緯で政策策定の場で取り上げられ、変化や変革につながっていくのかを知りたい、と感じていることがわかりました。

3) リーダー育成においては、基礎的なリーダーシップ・カリキュラムと、社会的養護の若者に特化したアドボカシー・トレーニングを同時に実施する機会が多く、米国のユース団体は夏期休暇を利用した集中研修などを全国規模で開催しています。社会的養護の若者が、リーダーとしてのスキルを蓄えるトレーニングを受けて、他の当事者たちの生活向上と制度の改善のためにアドボカシー活動に臨む、ということの意味や重要性が、日本ではまだあまり理解されていません。

4) ユース・アダルト・パートナーシップ(YA-P)という言葉には、ユースと大人の協働において、お互いの考えやアイデアが、同等の価値を持って検討・反映され、両者が平等に決定権を持つ環境、という意味があります。

米国のいくつかの研究からは、YA-Pが若者たちのレジリエンスと深い関係があることが、立証されています。大人たちとの信頼関係の中で育まれたユースたちは、失敗を恐れず自分の可

能性に挑戦し、肯定的で、人の立場に立って物事が考えられる人物に成長することがわかっています。

前述の「当事者ユースメンバーのみで構成される委員会」ではなく、大人が主導する会議に当事者ユースを少数参加させる際に、ユースに参加の趣旨を明らかにせず、かれらが伝えたいメッセージが何なのかにも耳を傾けずに、あたかもユース参画を達成している公正な会議の場と見せようとするのを、“トークニズム(tokenism)”と呼びます。ユースが視覚的なシンボルでしかない参加の仕方、という意味です。

ここまで4つの当事者参画のアプローチを紹介しましたが、米国においても「これが最も効果的で有意義な当事者参画のかたち」というものはなく、ユースと大人の関係も含めて、何が真の当事者参画(オーセンティック・ユース・エンゲージメント)なのか、どのような参画を目指すべきなのか、について現在でも様々な試行や学術研究が続いています。

こうして歴史や現況を振り返ってみると、日本にはアメリカのように当事者活動が発展するための社会的条件が整っていなかったこと、そして、現代においても当事者団体の活動形態は、日米では大きく違っていることがわかります。

様々な日米の差異を知った後も、IFCAのユースたちの独自の“リーダー育成プログラム”を創ることへの思いが変わらなかったのは、以下に挙げるいくつかの『当事者活動の前提』が、国や文化を超えて存在するからです。

- すべてのユースがリーダーになれる素質を持ち、リーダー育成プログラムから得るスキルは実社会で役立つ
- 社会的養護のことはその制度を生き抜いた専門家(エキスパート)としての当事者自身が最

もよく知っている

- 当事者のストーリーの説得力は人の心を動かし、時には制度を変える原動力になる
- ユースが自分の“声”を発見し発信することは、かれらのエンパワーメントと健全な自己形成、そしてトラウマの回復につながる

IFCAの10年間にわたる米国の社会的養護の当事者との協働を通じて明確になったことは、自立後の生活の安定を目指す、効果測定が可能なプログラムには、1) 活動の基盤となる理論、2) リーダー育

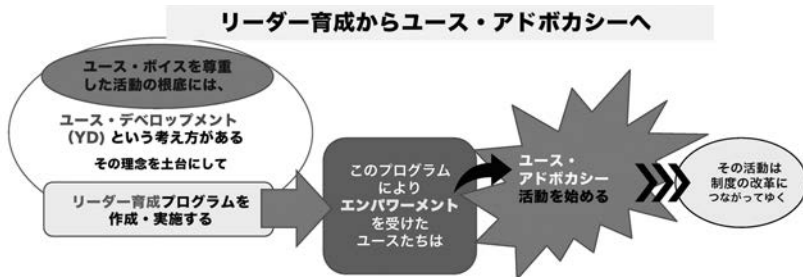
成のツールとカリキュラム、3) ユースと大人の対等で平等な関係、の『3つの要素』が同時に存在する必要性です。

ここにその3要素を解説してゆきます。

1) ユース活動の基盤となる理論

ユース・デベロップメント(YD)は、社会的養護の分野では「制度を経験した若者の内面の成長」を意味します。当事者性と成長期を同時に尊重する姿勢と、当事者ユースは社会的養護の専門家という考え方を基本にした理論です(図A)。

〈図A〉 YDの理念が最終的に制度改革につながる道筋が示されています。



提供：IFCA

〈図B〉 5つの構成要素からなるリーダー育成カリキュラムとIFCAのリーダー育成ツール

PEACE リーダーシップ プログラム

Powerful Stories
Educate Yourself and Others on Youth Rights

Advocate for Yourself and for Your Peer Foster Youth

Permanency Pact

Connect with Others
Elevate Your Independent Living Goals and Evaluate Your Progress

IFCA

- 1 自分のストーリーを発見し効果的に発信してゆく
- 2 自分の国の児童福祉の制度や歴史を知る
- 3 仲間の当事者ユースの生活向上と制度の改善を目指した活動をする
- 4 人とのネットワークを広げ大人との関係を築いて協働する
- 5 トラウマが与える影響を含めた自己発見をとおして、明確で前向きなアイデンティティを形成する → (自立への準備)

提供：IFCA

2) 独自のリーダー育成ツールとカリキュラムの作成

IFCAはおよそ7年かけて、複数のリーダー育成ツールやマニュアルを開発し、5つの構成要素から成り、2年で受講が終了するカリキュラムを作りました(図B)。

考慮に入れたことは、施設養育を受けた若者が圧倒的に多く、米国のように幼少期からシビックエンゲージメント(社会参画)などが一般化されていない日本で、新しい発見と世界的な視野を持ち、ユース一人ひとりが「自分らしいリーダーシップのスタイル」を発見し、達成へ挑むことでした。そのためにまず、同じ経験を共有した仲間と信頼できる大人のいる安定性のある場所をつくり、「ストラテジック・シェアリング」というツールを使って、安全で効果的なスピーチの方法を学び登壇活動に備えます。

自国の社会的養護の制度を学び、子どもの権利について知識を蓄え、仲間との話し合いを繰り返すと、何をどのように変えていきたいのかが明白になってきます。そして、解決したい問題とその優先度を見極め、提言を作成するまでのステップを学び、実施します。

IFCAでは、リーダー育成のツール自体も、当事者が主体となって開発・作成します。昨年発刊された『トランジション・ツールキット 未来を切り開くためのロードマップ』も、全国の自立前の若者たちの未来設計のために、ユースメンバーが執筆・編集しました。

3) ユースと大人の対等で平等な関係

米国の多くの当事者ユース団体がそうであるように、IFCAも“ユース・アダルト・パートナーシップ(YA-P)”の考え方を基盤としてきました。団体内には、ユースとほぼ同数のサポーター・アダルト(ユースの伴走者としての大人という意味)が活動し、ユースたちが社会参画と自己挑戦ができるような機会開拓の役目を担っています。

資料

- Augsberger, A. 2014. “Strategies for Engaging Foster Care Youth in Permanency Planning Family Team Conferences.” Children and Youth Services Review 43:51-57.
- California Youth Connection. 2022. Legislative achievements. Retrieved August 30, 2022 from <https://calyouthconn.org/leadership-in-action/legislative-achievements/>.
- Foster Youth in Action 2018. Youth-Led Organizing: A Strategy for Hearing and Child Welfare Systems Change
- Jim Casey Youth Opportunities Initiative. n.d. Authentic Youth Engagement: Youth-Adult Partnerships. Issue Brief #3. St. Louis, MO: Author.
- Jim Casey Youth Opportunities Initiative. n.d. Realizing the Power of Youth and Young Adult Voice Through Youth Leadership Boards: Youth-Adult Partnerships. Issue Brief #3. St. Louis, MO: Author.
- Listen, Inc. Funders’ Collaborative on Youth Organizing 2000. An Emerging Model for Working with Youth: Community Organizing + Youth Development = Youth Organizing. Occasional Papers Series on Youth Organizing No.1.
- Amy M. Salazar, Sara S. Spiers & Francis R. Pfister (2021) Authentically engaging youth with foster care experience: definitions and recommended strategies from youth and staff, Journal of Youth Studies, 24:8, 1015-1032.
- Zeldin, Gauley, Krauss, Kornbluh and Collura, Youth-Adult Partnership and Youth Civic Development: Cross-National Analyses for Scholars and Field Professionals, Youth and Society, Sage Publication, August 2015.
- 国際ナショナル・フォスターケア・アライアンス [IFCA] 2018. サポーター・アダルト児童養護施設や里親家庭を築く若者たちの伴走者のためのブックレット
- 同2017. パーマネンシー・パクト- 児童養護施設や里親家庭で育つ若者たちのパーマネンシーを築くためのツール
- 同2017. IFCA ユースプロジェクトー Youth Publication Spring/Summer 2017, 特集 社会的養護における当事者参画
- 同2015. ストラテジックシェアリングー 児童養護施設や里親過程で育つ子どもたち、ケアを離れ自立した若者たち、そして、彼・彼女らを育み支援する人たちのためのブックレット

キーワード：Authentic Youth Engagement (AYE)

オーセンティック・ユース・エンゲージメント＝「真の当事者参画」という意味で、ジム・ケーシー・ユース・オポチュニティーズ・イニシアチブはこの言葉を以下のように定義しています。「当事者は、社会的養護を経験した制度の専門家であり、ケース計画会議の主導から児童福祉政策と実践を改善するためのステークホルダーとの連携に至るまで、自分たちに影響を与えるすべての意思決定の場に参加するべきである。AYEは、ユースの指導力を高め、有意義な人間関係を構築し、効果的な解決策を導く児童福祉制度の変革のための最適な方法として、注目されるべきである」。

編集後記 「子どものウェルビーイング」を育む社会を目指して

子どものウェルビーイングを育むには、養育者のウェルビーイングにも目を配る必要があります。私が出会った虐待ケースのお母さまは「私が幸せにならないと、子どもも幸せになれないでしょ？」とおっしゃいました。また別の虐待ケースのお母さまは「子どもばかりずるい。私が子どものとき、大人は何もしてくれなかった」としみりおっしゃる方もいました。養育者のウェルビーイングにも目を向けることは子どものウェルビーイングを守ることもなるのです。

子どものウェルビーイングを守るためには、支援者のウェルビーイングも守る必要があります。逆境体験のある子どもたちは人の気持ちや動きに敏感です。支援者が疲れていると「自分のせいではないか」と罪悪感を抱くこともあります。子どもが困ったことを相談したくても、支援者に気持ちのゆとりがないと、「私のせいで相手に迷惑をかけてしまうのではないか、私の気持ちを受け止めてもらえないのではないか」と不安になり相談できないかもしれません。支援者が生き生きと仕事をして、まわりの出来事に興味をもって過ごすためには、支援者自身のウェルビーイングが大切です。

支援者のウェルビーイングを大切にするためには、社会全体のウェルビーイングが欠かせません。支援者が一人で頑張るには限界があります。支援者の生活を守り、支援者同士が支えあいやすい環境を提供する必要があります。また支援者を応援するご家族や同僚、友人すべてのウェルビーイングも大切です。

結局のところ、社会全体が健康であることが、子どものウェルビーイングを育むことになるのではないのでしょうか。

さて「世界の児童と母性」は、1975年11月に創刊されましたが、今号を持って休刊の運びとなりました。休刊前の最終号に原稿をご執筆いただきました先生方に感謝いたします。

この雑誌により結ばれたご縁がこれからもずっと続きますよう、そして読者の皆様が担当されている子どもたちが健やかに成長されますよう、編集委員一同心よりお祈り申し上げます。



担当編集委員 上野千穂

〔編集委員長〕

小野善郎 和歌山県精神保健福祉センター 所長
医学博士

〔編集委員〕

井出智博 北海道大学大学院教育学研究院 准教授

上野千穂 京都市第二児童福祉センター 診療所 診療所長
精神科医

川松亮 明星大学 人文学部 常勤教授

国分美希 社会福祉法人至誠学舎立川 至誠大空の家
施設長

中板育美 武蔵野大学 看護学部 教授

白岩哲明 (公財)資生堂子ども財団
常務理事 事務局長

(敬称略・五十音順) 編集事務局：京奈都子 編集制作：吉住祥一

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.92 2022-11

世界の児童と母性

2022年11月1日発行

編集・発行者

公益財団法人 資生堂子ども財団

〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号

電話 03-3574-7408

ファクシミリ 03-3289-0314

ホームページ

<https://www.shiseido-zaidan.or.jp/>

メールアドレス

sz.info@shiseido.com

印刷所 成旺印刷株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-5

再生紙使用

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

公益財団法人 資生堂子ども財団

(公財)資生堂子ども財団
ホームページ
<https://www.shiseido-zaidan.or.jp/>
メールアドレス
sz.info@shiseido.com